

(号外) 外 延行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)裁判所  
破産、免責関係

諸事項

## 〔公 告〕

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について  
(農林水産省)

家畜改良増殖目標の公表について(同)  
鶏の改良増殖目標の公表について(同)  
家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の公表について(同)

養豚農業の振興に関する基本方針の公表について(同)

官庁事項

○平成十二年建設省告示第千八百十二号の一部を改正する件  
(国土交通三七三)

## 〔官庁報告〕

## 〔その他告示〕

## 日 次

警察共済組合定款の一部変更、独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、日本弁護士連合会弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・氏名の変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係

## 地方公共団体

教育職員免許状失効関係

## 会社その他

会社決算公告

九

一〇三 一〇四 一〇五

## そ の 他 告 示

○国土交通省告示第三百七十三号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十二号の一部を次のように改正する。

令和七年五月十三日

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

## 附 則

この告示は、令和七年四月三十日から施行する。

(略)	改正後		別表
	名称	住所	
建築センター	一般財団 法人日本区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」といいう。)第三十三条第二項各号に係る同条第一項各号に掲げる区分	指定の区分
建築センタータイ	一般財団 法人日本区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」といいう。)第三十三条第二項各号に係る同条第一項各号に掲げる区分	業務区域
等製造者	日本全国	日本全域	認定等の業務を行う事務所の所在地
等製造者	イ 本部 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	イ 本部 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	認定等の業務の開始の日
等製造者	六月十六日	平成十二年六月十六日	
等製造者	四番八号	四番八号	

  

(略)	改正前		別表
	名称	住所	
建築センター	一般財団 法人日本区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」といいう。)第三十三条第二項各号に係る同条第一項各号に掲げる区分	指定の区分
建築センタータイ	一般財団 法人日本区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」といいう。)第三十三条第二項各号に係る同条第一項各号に掲げる区分	業務区域
等製造者	日本全国	日本全域	認定等の業務を行う事務所の所在地
等製造者	イ 本部 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	イ 本部 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	認定等の業務の開始の日
等製造者	平成十二年六月十六日	平成十二年六月十六日	
等製造者	四番八号	四番八号	

## 官 告 報 告

## 告 告 事 項

## 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の2第1項の規定に基づき、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき、公表する。

令和7年5月13日

農林水産大臣 江藤 拓

## 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

### 一変革の時代を切り拓く、酪農と肉用牛生産の新ビジョン—

## まえがき

我が国の畜産は、令和5年の農業全体の産出額（9兆4,987億円）のうち、約4割（3兆7,248億円）を占めている。これは、米（16%）や野菜（24%）よりも大きいだけでなく、また、直近10年間でも約1.4倍（平成25年：2兆7,092億円）、農業生産額に占めるシェアで7ポイント増加し、産業としても成長を続けている。

畜産業、特に酪農及び肉用牛生産は、人が食用利用できない牧草等の資源を生乳、牛肉という良質なたんぱく質に変えることができる重要な産業であり、我が国においても家畜改良による生産性向上や飼養規模の拡大などにより発展をしてきた。また、畜産業は生産のみならず、流通・加工などの関連産業も含め、我が国の中山間地も含む地域経済を支えている。地域で生産された畜産物は、特産品となっている牛肉や牛乳・乳製品などとして観光の目玉にもなるなど、政府としても地方創生の取組を強化する中、地域の振興や活性化にも大きく貢献している。

令和2年3月に策定した第8次「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）は、国内外の需要や市場の拡大に対して、供給が対応できないといった当時の状況を受け、増頭・増産を通じた生産基盤の強化を基本的な方向性とした。

しかしながら、その後、世界的な情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、資材やエネルギー価格の高騰による生産コストの上昇、生産年齢人口の減少、物流の2024年問題、地球環境問題への関心の高まり、海外の市場の拡大等、我が国の酪農・肉用牛生産を取り巻く情勢は大きく変化している。

まず、新型コロナウイルス感染症の流行により外食需要を始めとして消費が大きく落ち込み、需給ギャップが拡大したことにより、脱脂粉乳の在庫の積み上がりや枝肉価格の下落が発生した。さらに、ウクライナ情勢や原油価格高騰、円安の進行などにより、飼料を始めとする生産資材の高騰が重なり、酪農及び肉用牛経営は大きな影響を受けた。

これまで、我が国の酪農・肉用牛経営は、安価な輸入濃厚飼料がいつでも確保できるという前提のもと、規模の拡大や効率化を進めて発展してきた面がある。しかしながら、ここ数年でその前提が大きく変わり、国産飼料基盤に立脚した経営の重要性がこれまでになく高まっている。

また、我が国の総人口が減少傾向にある中、生産年齢人口（15～64歳）の減少も加速化しており、2050年には5,275万人（令和3年（2021年）から

29.2%減) になると見込まれている。畜産業においても、生産に直接携わる人材だけでなく、飼料の生産や流通段階における人手不足も加速化している。畜産業は、農業分野の中では比較的若手の割合や意欲ある経営者も多く、既に搾乳ロボットなどスマート農業技術の導入も進んでいるが、労働力不足に対応し持続的な生産を行っていくためには、省力化に向けた取組や、飼料生産の外部化などの一層の推進が不可欠となっている。

需要面については、国内では人口の減少による需要減が避けられない中、アジアを始めとした諸外国では人口や所得が着実に増加している。牛肉をはじめ畜産物の輸出も年々伸びており、インバウンド消費も含め国外需要を見据えた対応の重要性が増している。

一方、我が国で生産された畜産物は、その大宗が国内で消費されている状況は変わつておらず、人口減少局面における拡大は容易ではないが、生産者が所得を向上させながら安心して生産していくけるよう需給ギャップを解消しつつ、更なる国内需要の拡大のための取組が重要である。

そのほか、地球環境問題への対応が不可欠となっている中で、畜産分野において資源循環や温室効果ガス削減への貢献が求められている。消費者の関心や新たな国際ルールを踏まえた対応を行う必要があり、酪農・肉用牛生産をめぐる情勢や、生産者や関係者の努力を消費者にも発信し、理解を得ていく必要がある。

今回の基本方針の下で、以上のような情勢変化や課題認識を新たに共有しつつ、その変化に適応していくため、生産者、関係団体、国や地方公共団体等が強い意志を持ち、一丸となつて本基本方針に基づく取組を推進することにより、生産現場において生産基盤の維持・強化や経営安定の確保を図ることが重要である。

また、我が国の質の高い畜産物を国内外に供給していくことで、国産畜産物の価値を高め、酪農・肉用牛生産者や関係者が誇りを持つつ将来に向けた展望を描き、また次代を担う若い世代にも魅力のある畜産業のビジョンとなることを目指す。

なお、本基本方針は、需要の拡大を前提としつつ、政策効果の検証を十分に行う観点から、食料・農業・農村基本計画と同様に5年後を目標年度とする。その上で、乳用牛及び肉用牛は生産(種付けから子牛の出産を経て、搾乳・肥育牛の出荷まで)に要する期間が長いことなどから、参考として長期的な姿も示すこととする。また、本基本方針や食料・農業・農村基本計画における関連する目標・KPIについては、フォローアップにより毎年検証を行い、進捗管理を行っていくこととする。

## 第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針 I 総論

### <食料・農業・農村基本法の改正>

昨今の、世界的な食料安全保障上のリスクの高まり、我が国の食料、農業及び農村をめぐる情勢変化の中、令和6年6月、制定後四半世紀が経過したことでも踏まえ、「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」(令和6年法律第44号。以下「改正基本法」という。)が公布・施行された。

改正基本法では、国内外の情勢の変化を踏まえ、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農村の振興」等が基本理念の柱と位置付けられたところ、畜産は、

- ① 人が食用利用できない牧草等から食料生産を可能にし、
- ② 飼料の生産、家畜への給与、堆肥の農地への還元、といった資源循環の形成に寄与するとともに、
- ③ 景観の維持、雇用や関連産業を通じた地域の維持活性化に資するものとして、改正基本法の基本理念の実現に貢献する産業である。

特に、酪農及び肉用牛生産が耕種農業を行うことが困難な中山間地、寒冷地、離島等の条件不利地域における土地利用を可能とすることや、国産飼料に立脚した畜産が「食料安全保障の確保」に資することを踏まえ、各般の必要な政策を推進する必要がある。

### <生乳や牛肉の需要に応じた生産の推進>

前回(令和2年)の基本方針策定時は、生産現場における着実な規模拡大の進展、乳用牛及び肉用繁殖雌牛の頭数の増加等により生産基盤の縮小に歯止めがかかりつづったものの、新市場開拓、輸出拡大等に挑戦できる国際的な環境整備の最中にあつた当時の国内外の畜産物の需要増加には対応できない状況であった。このため、需要に応える供給の実現に向け、意欲ある経営体が生産性向上及び規模拡大を進めることで供給量を増加させる必要があった。

しかしながら、その後、新型コロナウイルス感染症の流行や物価上昇等により消費が落ち込み、生乳や牛肉の需給が緩和した。その需給構造については、実質賃金の低下も重なり、依然、それ以前の水準には回復していない。

また、減少傾向にある我が国の総人口は令和12年に約3%、令和17年に約6%、令和5年比で減少するとされていることから、畜産物の国内需要は、今後減少が見込まれる。他方、海外需要は、人口や所得の増加等により増加が見込まれており、今後の価格と生産量を見通すためには、中長期

的な国内外の需要動向を慎重に見極める必要がある。

この中、今後、意欲的な生産者が展望を持るように、需要の拡大を図りつつ、生産基盤を維持・強化していく必要がある。上昇したコストを円滑に価格に反映できる環境を整えるためにも、輸出促進も含めて、供給量に対し十分な需要量を確保していく必要がある。

そのため、まずは低迷する牛乳・乳製品及び牛肉の需要拡大に取り組み、その上で需要に応じた畜産物の生産により需給ギャップを解消することが不可である。

#### ＜生産コストの低減・生産性の向上、国産飼料の生産・利用の拡大を通じた輸入飼料依存度の低減＞

我が国の酪農及び肉用牛経営は、飼料費の割合が全体の4~6割ほどを占める一方で、比較的安価に入手可能な輸入穀物を原料とする配合飼料を多給してきた。

このような中、ウクライナ情勢、円安の進行等による資材やエネルギー価格等の高騰を受け、輸入に依存する飼料を始めとした生産コストも上昇・高止まりしている。また、脱脂粉乳の在庫の積み上がりや枝肉価格・子牛価格の低下もあり、酪農及び肉用牛経営を圧迫することとなった。

このため、持続的な畜産経営の実現を目指すに当たっては、生産コストの低減に資する長命連産性に重きを置いた乳用牛群への転換の取組や肉用牛の早期出荷の取組、労働力不足に対応した生産性向上の取組等を進めつつ、粗飼料中心の国産飼料の生産・利用拡大により、国際情勢に左右される輸入飼料への依存度低減を進める必要がある。また、より多くの国産飼料を用いて畜産物を生産することの意義について、消費者の理解が得られるよう業界全体で伝えていくことも重要である。

さらに、改正基本法に基づき、食料の持続的な供給に要する費用が考慮された合理的な価格形成を推進する必要がある。

#### ＜環境負荷低減などの取組の推進＞

令和3年5月に、農林水産省において、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、みどりの食料システム戦略（以下「みどり戦略」という。）が策定された。この中で、2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減する目標等が設定され、農林水産分野における環境負荷低減の取組の推進が図られたこととなつた。

くわえて、令和4年には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のた

めの環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）が制定され、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における環境負荷低減の取組を通じた持続可能な食料システムの確立を目指すこととなつた。

畜産業は、飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを確立するなど環境へ寄与する側面がある。一方、畜産由来の温室効果ガスは、農林水産分野のうち約3割（我が国の総排出量の約1%）を占め、畜種別では畜産由来の温室効果ガス排出量の約8割が乳用牛及び肉用牛に由来するなど、畜産分野における環境負荷低減が課題となつて。諸外国でも畜産分野の温室効果ガス排出削減に向けた取組が動き出すなど、国際的にも我が国の畜産における対策が求められている中、「農林水産省地球温暖化対策計画」（平成29年3月14日決定）の中で畜産分野における排出削減目標を設定し、より一層の取組の推進を図ることとしている。

また、ヒトやモノの国際的な交流が一層活発化する中、水際防疫措置の徹底と飼養衛生管理基準の遵守といった畜衛生対策の推進、国際的な動向に沿つたアニマルウェルフェアの推進等も併せて必要とされている。

## II 酪農及び肉用牛の需給をめぐる情勢の変化と対応方向

### 1 生乳の需給事情の変化と対応方向

#### （需給事情の変化）

牛乳・乳製品の国内需要量（生乳換算）に關し、その内訳は、約6割が国産牛乳・乳製品、約4割が輸入乳製品であり、全体の需要量は、過去30年にわたり、1,200万トン前後で概ね横ばいで推移してきた。

他方、品目別でみると、国産生乳の主要仕向先である飲用牛乳の需要量は一時期回復傾向の時期もあったものの、他飲料との競合や人口減少等を背景として、令和3年の暮ごもり需要をピークに、それ以降は減少傾向で推移している。また、チーズの需要は、食の多様化を背景に増加傾向にあるが、シユレッドチーズ等の安価な海外産チーズが多くを占める状況にある。

しかし、海外産チーズを国産チーズへ置き換えるには、国産と海外産チーズが競合する場合に生産者の年間平均受取乳代が低下してしまう構造的な課題を乗り越える必要がある。このため、TPP対策が始まつた平成29年から、生産者団体と乳業がチーズ仕向量の一定水準を維持しつつ、品質保持期限等の観点から、国産チーズに優位性があり比較的乳価の高いソフトチーズの需要拡大を進めることで、国産生乳の価値及び生産者の所得の向上の両立を実現してきた。あわせて、国もTPP等の経済連携協定によるチーズ向け関税の段階的引き下げへの対策を講じ、その内容を拡充させながらこうした取組を支えてきた。

また、遅くとも令和2年頃から、バターの需要が好調である一方、脱脂粉乳の需要がヨーグルト消費の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷したこと、需給ギャップが生じ脱脂粉乳の在庫の積み上がりが発生した。こうした事態に対し、国は、新型コロナウイルス感染症の拡大当初、学校給食が停止し仕向先を変更したことによる価格差等支援を行ったほか、医療・児童福祉施設等への無償提供や余剩乳製品の新規販売等への支援も行った。くわえて、経済活動が正常化する中でも、脱脂粉乳の需要不足が続いたことから、脱脂粉乳の値下げを行うなど指定団体に出荷する生産者と乳業者が中心となって、全国で協調した在庫削減対策等を自ら実施し、国も相当程度支援している。このほかにも、生乳主産地である北海道では、バターと脱脂粉乳の価値比率の変更に取り組み始めたところである。これらの取組により、脱脂粉乳の需給は足元で改善が見られるものの、牛乳や脱脂粉乳の需要不足は当面見込まれており、全国で協調した対策がなければ脱脂粉乳在庫は積み上がる状況にある。

また、平成29年に、生産者の出荷先の選択肢を増やすこと等を目的として「畜産経営の安定に関する法律」(昭和36年法律第183号)が改正された。その後、流通の多様化が進んだものの、この数年間の需給緩和の中で、夏の飲用需要期にのみスポットで取引先を変更する等の生産者の動きが目立った。このほか、国の呼びかけに応ずる形で始まった余剩乳製品に対する全国協調した取組への参加等、加工に伴う負担が一部の事業者に偏る状況も生じている。こうした状況により、生乳を取り扱う限り、飲用一辺倒ではなく飲用需要に応じて乳製品に仕向けること、また、それに伴う余剩乳製品対策を含めた需要拡大に対する全国的な取組が必要であることなど、国の施策として需給調整機能を確保・拡充していくことが現下の課題として顕在化している。

このように、令和2年以降の生乳需給を巡る情勢は生乳需要の低迷を中心として大きく変動があったが、今後の生乳需給に関しては、令和4年以降、需給緩和を背景に北海道、都府県共に減少している生乳生産量にも目を向け、中長期的な見通しを立てる必要がある。

(対応方向)

<需要拡大>

生産者の所得向上のためには、今後も品質保持期限等の観点から国産に優位性があり、チーズの中でも比較的乳価の高いソフトチーズの需要拡大が求められている。

他方、短期間でプロセスチーズからソフトチーズに置き換えることは難しいことから、輸入品と競合しやすいプロセスチーズに対しても一定量の生乳を仕向けることも必要である。内容を拡充させている現在のTPP対策は、こ

れらの観点に応え得るものとなっている。酪農・乳業者等の関係者と国や地方公共団体が目線を合わせながら、現在のTPP対策を引き続き活用し、品質、ブランド化等の差別化による、プロセスチーズも含めた国産チーズの需要拡大を進めることで、チーズ向け乳価全体の引き上げを図る。

また、我が国における今後の生乳需要に關し、人口減少等を考慮すれば、需要増加の見通しを簡単には立て難い状況にある。このため、将来にわたり必要な国産生乳の供給基盤を確保するためには、まず、構造的に低迷する牛乳や脱脂粉乳需要の好転、次いでバター等も含めた需要拡大へと、順を追つた取組の進展が求められる。

その第一段階たる牛乳・脱脂粉乳需要に関しては、この数年間、酪農・乳業により、全国で協調した脱脂粉乳の在庫削減等が取り組まれてきた。その結果、脱脂粉乳在庫は5～7万トンの適正水準をやや下回る水準まで低下し、ヨーグルト需要の回復や脱脂粉乳の新たな消費シーンが見られるなど、その需要は改善してきている。他方、過去20年間の消費傾向を基に数年先のすう勢を見ると、飲用需要が10万トン以上低下し、その分バター需要が伸びるもの、脱脂粉乳需要は低迷し続けることになる。これを踏まえると、現状の生産量を維持していくだけでも、生産者の所得を減らさない適切な乳価を支えるためには、十分な需要量を確保していく必要がある。このためには、飲用需要を10万トン以上拡大させることのほか、脱脂粉乳需要について、この数年間と同規模の4～5万トンの在庫削減対策を継続していくか、それ代わる需要を拡大させていくことが不可欠である。この際、今後の更なる需要拡大に向けては、少子高齢化の進行も踏まえ、こども達を対象とする学校給食のみならず、全世代を対象とした世代別のアプローチが不可欠である。

このため、特に牛乳と脱脂粉乳に関しては、これまでの取組を基に、酪農・乳業等の関係者と国や地方公共団体が目線を合わせながら、商品開発等を進めつつ、訪日外国人観光客を含めた消費者の理解醸成や需要喚起対策を全力で拡大する必要がある。

また、酪農家が生乳の中期的な生産動向を見通すために必要な飼養頭数、生乳の需給状況等の客観的なデータに関する情報発信を強化していく必要がある。

さらに、アジアを中心として牛乳の輸出拡大が期待され、チルド牛乳の大容量輸送の実証などの取組が行われている。国産生乳換算で2万トン程度の現在の輸出量では、短期的な需要拡大の効果は限定的であるが、中長期的にみれば、輸出促進を強力に進める必要がある。

その上で、輸出先国における国産牛乳の小売価格の多くが現地商品と比べ

高価格であることを踏まえ、輸出先国のニーズ及び価格に即したブランド力や安全面等の価値を追求する必要がある。

このため、オールジャパンでの取組を目指す牛乳乳製品輸出協議会の活動状況や現状の課題などを検証しつつ、産地、乳業及び輸出事業者で構成される輸出コンソーシアム等による新たな商流構築や輸出先国のニーズへの対応を通じ、牛乳（ロングライフ（LL）製品及びチルド製品）や乳製品の更なる輸出を効果的に促進する。このほか、国産生乳の使用割合の高い製品のみならず、アイスなど海外原料を多く使用している製品の輸出についても後押しし、乳業における輸出事業の活性化を図る。

くわえて、国産飼料の生産・利用を拡大することが、食料安全保障の確保につながることを踏まえ、国産飼料の生産性を向上させるとともに、国産飼料を用いて牛乳・乳製品を生産することの価値や意義について、消費者の理解が得られるよう業界全体で伝えていくことも重要である。

生産数量目標については、次期基本方針策定までの間、毎年、業界をあげた上記の需要拡大の取組の成果を含む需給状況を踏まえ、その目標達成の可能性やそれ以上の生産拡大の必要性を検証していく。

#### ＜需給調整＞

毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性に欠ける生乳は、保存可能な脱脂粉乳やバター等にも仕向けられることで、飲用向けへの過剰供給や生乳廃棄を回避しつつ、最大限の販売を可能とし、酪農経営の安定が図られている。

また、生乳の供給と、主な仕向先である飲用向けの需要は、季節的な変動パターンが異なり、1年間の中でも必ず生乳の過剰と不足が生じる。このため、酪農の経営安定を図るためにも、生乳集荷における年間安定取引と、そのための契約遵守及び規律強化を進める必要がある。既に、この観点から、国は、契約遵守を含めた年間安定取引の重要性や各種法令の規律を周知する取組を進めてきたほか、翌年度の出荷予定数量に大きな変更がある場合に早期の申出の期限を設定する事が可能な措置を導入した。さらに、契約違反を繰り返す生産者からの翌年度分の取引の申出は拒むことができるようにする措置等を導入することとしており、引き続き、必要な措置を検討する。

くわえて、種付けから搾乳までに最低3年以上要するなど一定の期間を要する生産基盤の構築に比べ、脱脂粉乳とバターの需要差や牛乳の消費減少といった需要構造が短期間で変化したため、こうした需給変動の時間単位のずれが生乳需給の不安定化を拡大させる要因となつた。

こうした要因等により生じた令和2年以後の需給緩和の中で、業界で在庫

削減に努め、国もこれを支援した。しかしながら、加工施設の許容量を超える急激な生産量の増加があつたことや、その後の乳価交渉を進める中で、余剰乳製品在庫が課題となつたことから、残念ながら生産抑制の実施と継続を生産者団体が判断せざるを得ない状況に陥つた。この生産抑制が生産者や地域に与える苦しみは大きかった。こうした経験を糧に、特に牛乳の需給安定を図るため、生乳の不需要期を中心とする加工仕向先の確保及び拡充、全国的な生乳需給調整の観点から必要となる取組への生産者や乳業者の参画・拠出を主要な補助事業への申請要件とする措置（クロス・コンプライアンス）の導入等、引き続き、指定団体及び指定団体以外の流通事業者との情報交換も重ねながら、国は、生乳需給の安定に向けたこうした取組を制度化し、充実・強化していく。

また、需給調整環境に關しては、広域の生乳需給調整機能を果たす乳製品加工基幹施設の老朽化等が進展しており、都府県を中心とした需給調整能力の維持・強化が課題となっている。

このため、製造される乳製品の高付加価値化による生産者の所得向上に向け、地域の関係者が課題を共有しながら計画的な需給調整能力の確保に努めること。

あわせて、需給調整しやすい環境を整備するため、国は、国際約束に基づく国家貿易を通じてバター・脱脂粉乳の無秩序な輸入を防止し、国産乳製品の価格を安定させ、需給調整しやすい環境を支えている。引き続き、国産乳製品の供給を優先する原則の下、特に消費者向けの供給の不安定化や業務向けの国内バター市場の縮小を避ける必要があることから、生乳需給の調整弁としての乳製品国家貿易を適切に運用する。

なお、需要を超えて生産された乳製品は、それを国内の在庫として保有する場合、保有者の属性によることなく早晩販売せざるを得ず、その用途・価格によつては、その保有者に多大な負担が生じることが想定される。また、それらの乳製品を海外へ販売するとしても、内外価格差へ留意しなければならない。生乳の需給ギャップを生じさせないことが第一であり、酪農・乳業者等の関係者と国や地方公共団体が目線を合わせながら、需要の拡大へ注力しつつ、需給不安定化を未然に防止するための取組を充実させていくことが重要である。

## 2 牛肉の需給事情の変化と対応方向

### （需給事情の変化）

我が国における肉用牛の産出額は、平成25年の5,189億円から令和5年の7,696億円と、10年間で約1.5倍に増加している。

食肉全体の1人当たり消費量は、食生活の西洋化や魚介類の消費の減少等に伴い、中長期的には増加傾向で推移しており、牛肉の1人当たり消費量についても中長期的には緩やかな増加傾向で推移してきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を受け、牛肉からより安価な豚肉、鶏肉へ需要がシフトしたこと、牛肉の1人当たり消費量は令和3年度以降、前年度を下回って推移している。

牛肉の国内生産量は、平成27年度から令和3年度頃までの好調な枝肉価格を受け、肉用牛の生産基盤の拡大が進み、平成29年度以降、増加傾向で推移している。品種別では、性選別精液利用の増加により乳用雄牛が減少する一方、繁殖雌牛の増頭や酪農経営における黒毛和種精液交配・受精卵移植の増加により、和牛及び交雑種が増加傾向で推移している。とりわけ和牛については、平成28年度から令和3年度にかけての好調な子牛価格を背景に出生頭数が増加傾向で推移していることから、当面の間（2～3年程度）、と畜頭数の増加が見込まれる。

和牛肉の枝肉価格については、国内生産量の増加と、消費者の生活防衛意識の高まりによる需要の減少が相まって弱含みで推移している。他方、交雑種・乳用種については、競合する輸入牛肉の輸入量が現地価格の上昇や円安の影響を受け、減少していることから、値頃感のある国産牛肉として需要があり枝肉価格も堅調に推移している。

国内外の人口動態を踏まえると、牛肉の生産基盤の維持を図るために輸出が不可欠であることから、認定農林水産物・食品輸出促進団体によるオールジャパンの取組や各産地の商流構築・拡大に向けた取組、輸出先国や地域の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備、施設認定の迅速化等を推進してきた。この結果、令和6年の牛肉輸出は、36の国・地域に対し、輸出額648億円、輸出量10,826トンと直近5年間で約2倍に増加し、過去最高の輸出額・量となり、アジア向けは主にフルセット、欧米向けは主に高級部位のロインが仕向けられている。しかし、現状の輸出量は、国内牛頭生産量の約3%にとどまっており、輸出先国における販路にはまだ拡大の余地がある。

また、国内の牛肉の消費者ニーズは、脂肪交雑の多い霜降りから適度な脂肪交雑や赤身肉など多様化している一方、近年、生産者・関係者による改良努力の結果、和牛の脂肪交雑の改良は飛躍的に進展し、令和6年の和牛去勢の格付割合は、5等級が約67%、4等級が約24%であり、4等級以上の割合は全体の9割を超える水準となっている。こうした中、現在、多様な消費者ニーズに対し、和牛、交雑種、乳用種の国産牛全体で対応し、全国の和牛産地においては、おいしさに関連した脂肪酸組成等の指標によるブランド化の取組、早期出荷により適度に脂肪交雑の入った牛頭生産の取組も広がりつ

つある。

#### （対応方向）

人口減少局面の我が国において、国内外の需要を的確に捉え、1人当たりの国産牛肉消費量を増やしつつ、インバウンド消費や輸出の拡大も進めながら、需要に応じた牛肉の供給を図る必要がある。

#### ＜消費者ニーズへの対応＞

和牛肉の脂肪交雑の多さは外国産牛肉と差別化できる強みであり、今後も脂肪交雑の多い牛肉を好む傾向は継続すると見込まれる。このため、和牛特有の脂肪交雑の強みは残しつつ、オレイン酸等の脂肪交雑以外の食味に関する形質に着目した改良や小サシなどの脂肪交雑の形狀等に関する指標の研究を進め、脂肪交雑と食味のバランスを重視した牛肉の価値の発信に関し、生産・流通の関係者が一体となり取り組む必要がある。

また、適度な脂肪交雑や値頃感のある国産牛肉を求める消費者ニーズに対応するため、科学的根拠に基づいた品質評価を基に生産・流通関係者の理解を醸成する。さらに、多様な肥育形態の選択肢の一つとして適度な脂肪交雑の牛頭を生産する短期肥育・出荷月齢の早期化（早期出荷）の取組を推進するとともに、交雑種や乳用種牛肉の需要拡大等の取組を推進する。

#### ＜輸出拡大＞

牛肉の更なる輸出拡大に向け、認定農林水産物・食品輸出促進団体によるオールジャパンでの認知度向上と具体的な商談につなげる取組や、輸出事業者・食肉処理施設・生産者等が連携した産地による新たな商流構築、輸出先国における販売網の拡大促進の取組を組み合わせて実施する。また、ロインと併せて非ロインのカタ、バラ、モモ等を余すことなく活用するためのカット技術・調理方法の教育の推進や、プロモーションの促進等を行うとともに、オールジャパンでの和牛統一マークや個体識別番号等を活用した日本産牛肉のブランディングによる差別化に継続的に取り組んでいく。さらに、多様化する輸出先国のニーズに対応する人手の不足を解消するための非併設食肉処理施設を始めとした輸出向け施設の整備・認定に向けた取組を進める。国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」（令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定）に基づき、中国を始めとした輸出先国との解禁協議等を進めるとともに、厚生労働省等の関係者が一堂に会した五者協議を活用し、輸出施設の認定の円滑化に取り組む。くわえて、今後拡大が見込まれるイスラム諸国※向け輸出を促進するため、ハラール牛頭生産に不可欠な機械導入やイスラムのと畜人の確保のための関係省庁と協力した入国スキームの円滑な運用を図る。

※輸出に当たり、と畜場等が、輸出先国から認定されたハラールと畜證明書発行機関から認証されることが必要となる国

### 3 飼料の需給事情の変化と対応方向

(需給事情の変化)

近年、家畜改良や飼養管理の高度化等による畜産物の生産性の向上に伴い、畜産経営において、国土の制約等から全て国産で賄うことは困難である農厚銅料の給与割合が増加している。また、国産粗飼料と比較し高い利便性と安定した品質故に一定の需要がある輸入乾牧草が、粗飼料全体の2割を占めている。酪農及び肉用牛経営は、世界的な人口増加、気候変動、国際政治情勢などの国際情勢や為替に大きく影響されやすい状況にあるため、経営悪化のリスクが高まっている。規模拡大の有無を問わず、畜産経営の安定はもとより、資源循環や粗飼料の安定調達の面からも、生産を拡大する余地のある粗飼料を中心に、国産飼料の利用を図り、国産飼料の生産・調達可能な量に見合った経営が求められている。

このような中、効率的な飼料生産に必要な農地の確保が難しいこと、規模拡大により飼料生産における労働力不足が深刻化していること、生産資材や機械等の価格が上昇していること等から、特に都府県における飼料の生産性向上が課題となっている。北海道では、飼料生産組織による効率的な飼料生産が進展し、生産余力は道内の需要以上となっているものの、国産粗飼料の流通は、これまで自給生産が主体であったため流通量が少なく品質も不安定なことに加え、輸送コストの増加により、その流通はごく一部に留まっている。

(対応方向)

国産飼料については、人が食用利用できない資源の活用という観点だけではなく、国際情勢に左右されにくい畜産経営を確立するためにも重要であることから、国産飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営への転換を促す。

そのため、耕畜連携、飼料生産組織の運営強化、品質の安定化、飼料輸送の効率化による販売・流通の拡大を図り、粗飼料を中心とした国産飼料の生産・利用の拡大等を進める。

あわせて、配合飼料原料に関し、不測の事態に生産者へ配合飼料を安定供給するため、引き続き民間の備蓄への支援を行うとともに、多様な調達先の確保を図る。

## III 持続可能な酪農及び肉用牛生産に向けた取組

### 1 酪農経営

(現状と課題)

酪農においては、飼養戸数が毎年数%の減少傾向で推移してきた中、ここ数年間は一段と大きく減少している。離脱理由として、北海道・都府県ともに高齢化が最も多い中、耕種農業が困難な寒冷地等の条件不利地域においては、特に、農村の維持・活性化の観点から産業の持続性が課題である。

一方、生乳生産量は、平成29年以降の総飼養頭数の増加、1戸当たりの飼養頭数の増加、乳用牛の改良や搾乳ロボット等のスマート農業技術の導入等の飼養管理技術の向上等による1頭当たり乳量の増加に伴い、増加傾向にあつた。令和4年以降の1頭当たり乳量は生乳需給の緩和を背景とした生産抑制等により減少し、足元では、地域によっては例年以上の戸数減少が生じているものの、個々の生産者の飼養管理等の経営努力により、一戸当たりの生産量は増加したこと、全国の生産量はやや増加している。

また、今後の搾乳の用に供される24ヶ月齢未満の乳用牛頭数は減少している一方で、1頭当たり乳量は長期的には増加傾向にある。生産抑制や令和5年夏の猛暑の影響により、令和4年以降、それ以前の傾向から3%程度減少していた1頭当たり乳量が、現在は徐々に回復しており、今後の生乳生産量は、その動向の影響を大きく受けれる。引き続き、乳用牛頭数と1頭当たり乳量の動向を踏まえながら、酪農・乳業者等の関係者と国や地方公共団体は、計画的かつ需要に応じた生乳生産を進めていく必要がある。

(取組の方向性)

乳用牛頭数と1頭当たり乳量との積で決まる生乳生産量の安定のためには、生産者が自ら種付率や死産率をコントロールすることが重要であることを踏まえ、国は、酪農家が生産基盤を見通すために必要な飼養頭数、生乳の需給状況等の客観的データに関する情報発信を強化する。

また、酪農経営の安定のため、飼養戸数の減少率の急激な悪化を抑えるためには、基本的には酪農経営を安定させることが重要であり、酪農・乳業者等の関係者と国や地方公共団体は、その取組を推進する。

### (2) 経営安定

(現状と課題)

酪農経営は、令和3年以降の飼料費等の上昇・高止まりと副産物収入の急減により、その収支が大きく悪化したもの、令和4年11月以降の4回の段階的な乳価引き上げに伴い回復の兆しが見られる。この乳価引き上げによ

り、生産者の売上は1,200億円以上増加した。乳価の形成が最も重要であり、一元集荷多元販売と相対交渉により乳価が安定する中で、需給の安定等を通じ乳価交渉の環境を整え、円滑に価格が形成されることにより、経営を支えていくことが基本である。そのためにも今後、酪農・乳業等の関係者と国や地方公共団体が目線を合わせながら、需要の拡大を図っていくことが重要である。

生産コストに関しては、労働費にはスケールメリットが見られるものの、それ以外の飼料費、乳牛償却費といった主な生産コストでは、スケールメリットによる費用低減効果は必ずしも現れない。このことを考慮すると、飼料費及び乳牛償却費がコストの中心である酪農経営では、これらのコスト管理が最重要課題である。また、飼料についても、国産飼料の利用割合の高さに従い経営が安定する相関傾向があることから、経営の持続性・耐久性を図るために、経営規模ではなく飼料基盤の確保が大きな要素である。

副産物収入である子牛の生産については、子牛の日齢当たりの体重増や上場頭数と販売額との間に相関関係があるため、子牛の適切な飼養管理や夏場の繁殖管理が副産物収入に直結する。また、食肉市場の回復も併せて重要なある。

経営規模が大きい層ほど利益水準のばらつきが大きくなる傾向が見られ、土地条件や地域の気候等の差に加え、経営力の差が大きな利益差として表れる。生乳1kg当たりの収支を最大化し、所得を確保するためには、乳牛償却費の低減といった取組のみならず、乳量等の乳用牛の遺伝的能力向上や飼料設計に基づく適正な飼料給与や飼養管理、自らの経営や飼養形態に見合った投下費用（農機具費等）を算定するなど、生産者の総合的な経営力が必要である。

このため、生産活動から得られるデータの活用が重要であることを踏まえ、牛群検定や畜産コンサルタントの活用、民間事業者や農業団体等による経営サービスの提供、遺伝的能力評価やICT機器等を通じて得られるデータの利用等の取組が行われている。このほか、国は、こうした取組の後押しのため、牛群検定成績やゲノミック評価値などの情報提供の方法を工夫し、生産段階で得られるデータと牛個体識別情報を集約、提供する畜産クラウドの整備・利用を推進している。

なお、酪農経営における収支は、資材価格の高騰等により10年余りの間隔で浮き沈みが見られており、周期的に生じる経営危機に速やかに対応できる備えとして、経営における内部留保を高める取組も必要である。

#### (取組の方向性)

酪農経営の安定のためには、生乳1kg当たりの収支の向上が必要である。また、地域の生産基盤の維持のため、離農生産分の引き受けにより規模拡大をする場合、各地域の状況に応じた土地、労働力等の経営資源に見合った持続可能な生産規模の選択の推進が不可欠である。経営資源に見合った規模を選択したり、生乳1kg当たりの収支を最大化した結果、規模が縮小したとしても、高い収益力を持った酪農家により地域が支えられることが中長期的に酪農戸数の急激な減少の抑制にも資する。

このため、地域における飼養戸数の動向や、これに伴う生乳生産の実態を把握し、生乳需給と経営の持続可能性を考慮した生産基盤の維持・強化を図るための支援を講じる。

乳用牛の死亡、低能力、繁殖障害等を理由とした平均除籍率次数は、年々低下傾向で推移していることを踏まえ、長命連産性に優れた強健な乳用牛群への転換や適切な飼養管理による分娩事故の抑制などを通じて生涯生産性を高める。このほか、飼養管理技術の向上、日本の飼養環境に適した乳用牛の改良等の足元の課題に引き続き具体的に取り組み、生産コストの削減と酪農経営の改善を図る。

また、高値で取引される乳用雄子牛を安定生産することで副産物収入を確保するため、分娩前の母牛の栄養管理、出生子牛への適正量の授乳、保温、夏場の繁殖管理といった適切な飼養管理を推進する。

生産者の総合的な経営力を高めるため、自らの経営を分析し、改善を図る取組を推進し、頭数や乳量といった簡易な指標だけでなく、着実な経営計画の下で所得を得られる多様な経営体が増えるよう、情報発信を進める。

長期間を挟んでやってくる酪農の経営危機に速やかに対応できる備えとして、国は、加工原料乳生産者経営安定対策のメニュー拡充により内部留保を高める取組を支えるなど経営安定機能の強化を検討する。

## 2 肉用牛経営

### (1) 生産基盤

#### (現状と課題)

繁殖経営は和牛の改良基盤を支え、高品質な霜降り牛肉の供給源であるほか、酪農経営に対し和牛の優良な遺伝資源を供給しており、我が国の肉用牛生産の源として重要であるが、高齢化・後継者不足を背景に、飼養戸数が年々減少してきた。

一方、増頭により、繁殖雌牛頭数は増加傾向で推移してきたが、直近の

令和6年では減少に転じている。

和牛については、近年、改良速度の向上等を背景に、特に高齢の繁殖雌牛から生産された子牛は低価格で取引される傾向がある。

また、一部の人気の種雄牛精液や受精卵の集中的な利用により近交系数が上昇しており、遺伝的多様性の喪失、疾病等に対する柔軟性に欠けた脆弱な集団への懸念が高まっている。

#### (取組の方向性)

繁殖経営における牛群の能力向上を図るため、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質等に優れた若い繁殖雌牛への更新を進める。また、我が国固有の遺伝資源である和牛を将来にわたって持続的に生産するため、希少血統など遺伝資源の多様性にも配慮して種雄牛造成や雌牛の改良を行う。

また、和牛の遺伝資源の流通に関しては、和牛が畜産関係者の長年の努力により築き上げられた我が国固有の財産であり、その不適正な流通は、我が国の肉用牛振興に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、引き続き和牛遺伝資源の適切な流通管理の徹底や知的財産的価値の保護強化に取り組む。

#### (2) 経営安定

##### (現状と課題)

繁殖雌牛頭数が増加する中、和牛の枝肉卸売価格は軟調に推移するとともに、飼料価格の高止まり等による生産コストの増加に伴い、肥育経営における子牛の購買意欲が減退したこと等から、子牛価格（黒毛和種）も令和4年度以降下落傾向で推移している。繁殖経営戸数は高齢化等を背景に減少しているが、飼料価格の高止まり等を背景とした経営環境の悪化もあり、令和6年は例年以上に減少した。

肉用牛経営における1頭当たり生産コストは、労働費の構成割合が大きい繁殖経営において規模拡大に伴い減少傾向となり、特に繁殖雌牛の飼養頭数規模が50頭以上の経営体層では、平均を下回る傾向がある。一方、飼料費は、100頭以上層では流通飼料費の増加により、50~99頭層に比べ増加する傾向がある。なお、労働費の構成割合が小さい肥育経営では、飼養頭数規模によつて大きな差は見られない。

こうしたことを見ると、肉用牛経営における所得確保は、飼料費を始めとする生産コストの削減に加え、自らの経営状況を把握し、適切な飼養管理を行うなど生産者の経営力の向上が不可欠である。

#### (取組の方向性)

生産コストの増加や労働力不足に対応し、牛肉の低コスト生産を実現するため、繁殖経営では、分娩間隔の短縮等に有効な発情発見装置や分娩事故抑制に効果のある分娩監視装置などのスマート農業技術の活用、放牧の更なる活用、土地、労働力等の経営資源に見合った生産規模等を実現する。和牛、交雑種、乳用種の肥育経営では、栄養価が高く濃厚飼料からの置き換えも可能な青刈りとうもろこしの活用も一つの選択肢とするほか、地域内の利用率の向上や効率的な流通を促し国産稻わらの利用拡大を図る必要がある。

このため、これらの経営資源の状況を踏まえた生産基盤の維持・強化を図るための支援を講じる。

さらに、生産コストの低減や収益性の確保に向け、交雑種や乳用種も含めたスマート農業技術の活用を進める。また、消費者ニーズを捉えつつ、早期出荷を飼養管理や肥育形態の選択肢の一つとして推進し、収益性や安定した品質を確保するために、科学的根拠のあるデータに基づき生産・流通の関係者の認知度向上や理解醸成を図る。

経営形態を選択するに当たっては、生産者が自らの経営を分析し、改善に取り組むことが重要であることから、畜産コンサルタントや農業組織等による経営指導の普及・定着を図る。あわせて、肉用牛生産農家が牛肉需給の動向を踏まえながら適切な経営判断を行えるよう、当面の和牛肉の生産量の見通し等の客観的データに関する情報発信を行う。

#### 3 国産飼料の生産・利用

##### (現状と課題)

豊富な飼料基盤をもつ北海道では、従前から自給飼料の利用割合が高く、近年では青刈りとうもろこしの生産が拡大してきたが、都府県では、牧草や青刈りとうもろこしの作付けは減少し、稲WCSの生産が拡大・定着している。また、牧草の単収は草地更新率の低下等により伸び悩んでいる状況である。

こうした品目ごとの特徴に加え、その生産形態はこれまで畜産経営による自給生産が主体であったため、畜産経営の規模拡大が進む中では、近隣で効率的に生産可能な農地やその労働力の確保が困難であった。これを補う形で、コンタクターやTMRセンターによる飼料生産作業の外部化が進展しているものの、飼料生産組織においても人材確保等が課題となっている。

また、特に都府県では、効率的に飼料を生産できる農地の確保は難しい状況にある。

このため、国産飼料の生産・利用の拡大には、耕畜連携を含めた畜産農家の実需がある飼料生産の環境整備が必要であり、飼料の品質の安定化や飼料輸送の効率化により持続的な流通体制を構築することも重要である。

このほか、飼養管理の省力化、条件不利地の利用に貢献する放牧は、立地上の制約や周辺住民の理解醸成が課題である。また、特に都府県で重要な飼料基盤となる公共牧場については、預託頭数の減少による休止や統廃合もあり、総数、所有する牧草地面積ともに近年減少傾向で推移しているとともに、施設・機械の整備、人材不足、収支改善、獣害対策なども課題である。

#### (取組の方向性)

限られた農地や労働力を有効に活用しつつ、生産性を向上させ、地域の実情に応じた国産飼料の生産・利用の拡大を図るためには、令和9年度に向けた水田政策の見直しに関する議論を踏まえ、青刈りとうもろこしや子実とともに、飼料用米等の現場の実態を調査・検証した上で、田畠における耕畜連携の在り方も含めて検討する必要がある。また、畜産農家が必要とする飼料の種類や数量、品質等の情報を提供するなど畜産農家から新種農家に働きかけるとともに、飼料生産を地域計画の中で位置付け、国産飼料の作付拡大を推進することも重要である。さらに、ペレーターの育成・確保、年間を通じた業務・収益の確保、作業機械の導入などの運営強化・難防除雑草対策等の草地の適切な管理や草地改良、大区画化や起伏・勾配修正等の草地基盤整備の着実な実施・労働生産性や単収の面で有利であり、栄養価も高く地域の実情に適した青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の飼料作物の作付拡大・耕畜連携や畜産物の付加価値の向上等にも資する飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用・耕畜連携による安定的な量や質の確保、販売時の品質表示、効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大・スマート農業技術の開発・普及を図り、畜産農家のニーズに合った品質・数量の飼料の生産・利用を推進する。

また、放牧は飼養管理の省力化や条件不利地の活用のために有効な手段であることから、特に肉用牛繁殖経営や中山間地域において、周辺住民の理解醸成等を通じた放牧の更なる活用を推進する。さらに、施設・機械の導入などにより公共牧場の有効活用を推進する。

今後、想定される様々な環境変化に適切に対応し、これらの取組を総合的

に推進することで、国産飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営への転換を促す。

#### 4 関連事項

##### (1) 担い手の確保、経営力の向上

酪農・畜産における基幹的農業従事者数は、大半を占める60歳以上の年齢層がリタイアした場合、今後20年間で、酪農で約2分の1、肉用牛で約4分の1にまで減少する見込みであることから、就農、省力化の推進、外部支援組織の機能強化を総合的に支援する。

酪農及び肉用牛生産に新規就農するには、飼料生産のための農地の取得、畜舎・堆肥舎等の施設の整備、家畜の導入等に多額の初期投資が必要となる。これらの投資負担を軽減するため、就農希望者等に対する各種支援対策や離農農場等の既存施設を改修し新規就農者に貸し付ける取組等を引き続き推進する。

また、就農前後の継続した研修や経営・営農指導により技術・知識の習得・向上を図ることが就農者の経営安定につながるため、こういった観点からも、自治体や地域の農業組織によるサポートが重要である。

くわえて、酪農・肉用牛ヘルパーは、新規就農（雇用就農を含む。）において知識や技術の習得の場となるほか、地域の畜産農家と関係構築を可能とし、就農後も相談できる環境が得られるため、新規就農支援の観点からヘルパー制度を機能強化することも重要である。

こうした制度や取組、サポートを広く積極的に周知・広報することで、就農を目指す者のすそ野を広げることも重要である。

さらに、スマート農業技術の活用と併せて、ICT機器等から得られるデータや経営の中で得られる様々なデータを高度な経営判断につなげ、所得を確保するためにも、民間事業者によるデータ活用サービス、家畜診療所等獣医組織による生産獣医療サービス等により生産性向上や経営の効率化を図る。

##### (2) 労働力不足への対応

酪農・肉用牛経営における労働時間は、1頭当たり年間平均労働時間は横ばい・減少傾向にあるものの、規模拡大等を背景に、1人当たり年間平均労働時間は増加傾向で推移し、人手不足が深刻化している。外部支援組織でも高齢化や新規採用者の早期離職による人材不足が課題であることから、人材の確保・育成、定着の取組が必要である。

こうした中、労働負担を軽減する搾乳ロボット、発情発見装置、分娩監視

装置等のスマート農業技術の導入が進んでいる。令和6年6月には、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応し、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)が成立、同年10月1日に施行されたところである。

また、技能実習生及び特定技能外国人は増加傾向にあり、人手不足への対応として、外国人材の活用が進展しているほか、労働力や休日を確保したうえで、労働の実現に向けて、外部支援組織の活用や、複数の経営体による協業も含めた法人化への取組も進んでいる。

特に家族経営における休日の確保や傷病時の経営繼續に不可欠な酪農・肉用牛ヘルパーは、農家戸数が減少する中、その制度の維持・強化を図るため、ヘルパー利用組合の運営改善や広域化等による組織強化を推進する必要がある。また、酪農ヘルパーの人材確保のために、賃金、休日、保険、福利厚生等、他業界に比べて遜色のない雇用条件の整備だけでなく、技術や経験に応じた昇給・昇進制度や農家とヘルパー間の円滑なコミュニケーションによる働きやすい環境の整備も重要である。

労働力不足への対応については、生産コスト低減や収益性向上にも効果を発揮する子牛の哺育・育成を行うキャトルステーション(CS)や繁殖雌牛の分娩・種付けまで行うキャトルブリーディングステーション(CBS)の更なる活用を推進する。

さらに、労働負担の軽減、生産性の向上を図るため、費用対効果を十分に検討した上で、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定等を通じ、省力化機器の導入を推進する。

外国人材については、令和6年6月に公布された「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)等の一部改正法により、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設されることから、その活用を進めるためサポート体制の充実を図る。

### (3) 家畜衛生対策の充実・強化

#### ① 水際検疫の徹底

口蹄疫等の越境性疾患は、日本近隣のアジア諸国に広く浸潤しており、依然として我が国に侵入するリスクは極めて高い。また、訪日外国人が増加している中、国は、水際対策を強化して悪性伝染性疾患の侵入防止に取り組んでいるところであり、旅客の携帯品や国際郵便における違反畜産物の摘発件数が増加している。今後も、訪日・在留外国人の増加、EC(電子商取引)を利用した国際郵便の活発化等による、国際的な人流・物流の増加や、新たな

国際空海港の開設等により、ヒトやモノの往来が一層頻繁になることが予想される。このように、侵入経路が多様化し、家畜伝染病の侵入リスクが増大する中、より効果的・効率的な水際措置を実施する必要がある。

このため、家畜伝染病の侵入警戒体制の強化・効率化に加え、より確実で効果的な水際の措置に向け取り組む。具体的には、そもそも日本に持ち込ませないための対策として出国前広報等の周知徹底、AIを活用したX線検査技術の導入や書類偽装等を防止する動植物検疫証明書の電子化等先端技術の活用による検査、警察や他のCIQ関係機関とのより緊密に連携した連携者及び違反品の摘発強化等、反復・組織的と思われる持込みへの対応を含め水際検疫の更なる強化に取り組む。

### ② 国内防疫の徹底

国内での家畜の伝染性疾病的発生予防や生産性向上のためには、飼養衛生管理の徹底が重要である。

このため、国は、ワクチンを始めとした予防技術の開発等を進めつつ、これまでの発生事例の検証や専門家による研究等で得られた知見やデータを基に、発生予防に必要なポイントに重きをおいた飼養衛生管理の不斬の点検・向上等を推進する。また、飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場指導、検査、ワクチン接種や淘汰等の取組を推進し、農場、都道府県の家畜保健衛生所、臨床獣医師や関係団体が連携した取組を支援する。

さらに、海外における疾病発生情報を収集とともに、万が一の国内での発生に備え、病気の特徴等に係る農家への適切な情報発信、早期の通報等による迅速な摘発、迅速かつ適切なまん延防止措置を進めるための準備等について、国は、農家、都道府県や関係団体と一体となって推進する。また、疾病が発生した際、発生農家がすみやかに経営を再開し、持続的な生産が可能となるよう、適切な支援に取り組む。

### (3) 獣医療提供体制の整備

産業動物臨床及び家畜衛生行政に従事する産業動物獣医師は、地域における家畜の診療や飼養衛生管理の指導を担うだけでなく、繁殖技術指導など獣医師の専門知識・技術を活用した生産獣医療を提供し、酪農及び肉用牛生産を中心とした畜産経営に不可欠な存在である。しかしながら、獣医系大学の卒業生の多くが小動物分野等に就職していることから、産業動物獣医師が不足し、地域の獣医療提供体制が脆弱化している。

このため、今後とも適切な獣医療を受診でき、生産者が畜産業を安心して継続できるよう、国は、獣医系大学との連携強化、修学資金の給付や職業紹介・インターナーシップの支援等の学生向けの対策、転職支援や研修などの就

業後の対策、遠隔診療の導入等の地域の取組による診療の効率化等により、産業動物獣医師の確保・育成を図り、獣医療提供体制の整備を推進する。

(4) 安全確保の取組の推進

① 持続可能性に配慮した生産工程管理の推進

施は、食品安全や畜産衛生の向上だけでなく、生産性や生産効率の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながり、人材の育成にも有効である。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や大阪・関西万博における食材の調達は、持続可能性に配慮した調達基準が採用され、畜産物に関するJGAP認証品は基準を満たすものとして扱われ、農場HACCP認証品についても推奨された。

こうした状況を踏まえ、消費者に安全な畜産物を安定して供給するため、持続可能性に配慮した生産工程管理であるGAPや農場段階のHACCPの普及・定着を図り、認証取得等を一層推進する。

② 製造・加工段階での衛生管理の高度化

令和3年6月1日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)が完全施行され、乳業工場や食肉処理場など原則全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなった。特に都府県の乳製品工場や、食肉処理施設において施設の老朽化が進む中、消費者に安全な牛乳・乳製品や食肉を供給するとともに、輸出先国の求める衛生管理基準を満たすため、乳業者や食肉事業者は、施設の衛生水準の高度化を図ることが必要である。

③ 抗菌薬耐性対策の徹底

抗菌薬は、動物の健康を維持し、良質な畜産物を安定供給するために必要なが、使い過ぎや不適切な抗菌薬の選択等により薬剤耐性菌が増加する人や動物の治療が困難となるほか、畜産物の生産にも影響を及ぼす可能性がある。

国際的な抗菌薬使用量削減の流れ等を踏まえ、薬剤耐性対策アクションプラン(2023-2027)(令和5年4月7日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定)において、令和9年(2027年)時点での畜産分野全体の動物用抗菌薬の使用量を令和2年(2020年)比で15%削減する目標が設定された。削減目標の達成に向け、抗菌薬の適正使用、飼養衛生管理の向上やワクチン接種による感染症予防といった抗菌薬の慎重使用に向けた取組が推進されており、使用量の着実な削減がみられる。

今後とも家畜の健康を守り、安全な食品を安定的に生産するため、引き続き、国は、関係者と一体となって、ワクチンの活用を含む飼養衛生管理の向上による感染症予防や抗菌薬の適正使用などの抗菌薬の慎重使用の取組を推進する。

#### ④ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

近年、飼料に起因した畜産物の自主回収や家畜・人における健康被害の発生は見られないが、畜産物の安全確保のためには飼料・飼料添加物の安全確保も不可欠である。このような中、輸入飼料の調達先の多様化や未利用資源の飼料利用の活発化等もあり、飼料の安全確保上のリスク要因が多様化している。

このため、国は、有害物質の汚染実態データ収集等によりリスクを適時に把握するとともに、必要に応じて基準値の設定・見直し、適切な生産・利用に向けた指導等必要な措置を行う。また、飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインに基づく事業者の安全確保の取組を引き続き推進する。

#### ⑤ 動物用医薬品に係る安全確保

畜産農家にとって疾病的コントロールに不可欠な生産資材である動物用医薬品は、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。また、消費者に安全な畜産物を供給するためには、動物用医薬品の適正な使用、畜産物への残留等の防止に努める必要がある。

このため、国は、動物用医薬品の適正使用の推進と使用者への的確な監督指導の実施や、新しい動物用医薬品の承認の迅速化等を引き続き推進する。そのほか、特に動物用ワクチンは、家畜疾病的発生を効率的に予防する重要な生産資材であることから、その安定的な確保・供給を図るため、令和6年11月に公表した動物用ワクチン戦略中間とりまとめに基づき、動物用医薬品開発の支援、承認審査の最適化、製造体制の強化・効率化等の取組を進める。

#### (5) アニマルウェルフェア(AW)の推進

AWは、適正な飼養管理を行うことで、家畜のストレスや疾病を減少させ、家畜の本来持つ能力を發揮させる取組であり、畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、国として、我が国のAWの水準を国際水準とすべく、令和5年7月に国際基準に沿ったAWに関する飼養管理指針を発出した。

こうした取組の推進のため、引き続き説明会等を通じ生産者等に対する指針の周知を実施するとともに、今後同指針の取組状況に係る調査結果を踏ま

えつつ、指針の事項ごとに適正な達成目標年を設定するなど、生産現場における同指針の更なる普及・定着を推進する。

また、AWに配慮した畜産物の生産を進めていくため、消費者を含む関係者全体のAWに關する理解醸成を図る。

#### (6) 環境と調和のとれた畜産経営

① 資源循環型畜産の推進

持続的かつ循環型の農畜産業を実現するためには、経営内で発生した家畜排せつ物の適正な管理と併せて、生産された良質な堆肥を自家ほ場や地域内の耕種農家等のほ場に還元し、そこで国産飼料等を生産し利用することにより資源循環を確立して環境負荷の低減を図る必要がある。

このため、堆肥の余剰感がある地域においては、耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化、ペレット化や化学肥料との混合等の取組を進めるとともに、地方公共団体やJAなど地域の関係者が連携したマッチング体制を整備することで、都道府県域内外における段階的な広域流通等を推進する。

また、地域の実情に応じた家畜排せつ物のバイオマス発電等への利用は、家畜排せつ物の臭気の低減につながるほか、ネット・ゼロ・ネット・ゼロ・ネット等の副産物である消化液や焼却灰も肥料資源としての活用が見込まれる重要な取組である。このため、原料の供給元や消化液等の利用先が確保でき、かつ施設整備費や維持費等を勘案した上で持続可能と判断される場合には、家畜排せつ物処理の有力な選択肢になり得る。

近年、住宅との混住化の進展等により、悪臭や水質汚濁等の地域住民からの苦情が深刻化する中、環境規制に適切に対応し持続的な畜産経営を実現するため、臭気の見える化を活用した効率的な悪臭対策や、センシング技術を活用した汚水処理の最適化等を推進する。

今後、畜産農家の高齢化の進展に伴い、堆肥生産や散布作業の負担の増加、堆肥の利用促進への支障が生ずる可能性が高い中、堆肥センター等が担う地域の公共的役割は一層拡大する。しかしながら、堆肥センター等は深刻な施設の老朽化や人員不足、常態的な赤字経営などの課題を抱える場合が多いため、地域の実情や今後の持続可能な施設のあり方等について、ハード、ソフトの両面から検討する必要がある。

#### (2) 温室効果ガス（GHG）排出削減対策の推進

我が国の畜産分野におけるGHGの排出量は乳用牛及び肉用牛で8割を占めており、その排出量は、近年飼養頭数の増減に応じて変動し、1頭当たりの排出量は減少していない。

このため、改良等により生産効率を高め、畜産物当たりの環境負荷を低減する。そのほか、1頭当たりのGHG排出量削減に向けた取組の加速化が必要

であり、みどりの食料システム法に基づく農業者の認定やJ-ケレジット制度等を活用しつつ、GHG排出量が少ない家畜排せつ物の管理方法への変更や、牛の消化管内発酵（げっぷ）由來のGHG排出を削減する飼料添加物の利用を推進とともに、輸入飼料依存度の低減等の取組を進めていく必要がある。

また、畜産におけるGHG排出削減に対する我が国の消費者の関心の高まりも踏まえ、国際的な動きや消費者ニーズに対応するために、環境負荷低減の取組の「見える化」等の取組を生産及び消費の両面から推進し、畜産におけるGHG排出削減の取組の強化を図る。

#### (7) 自然災害に強い畜産経営の確立

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、畜産農家における断水や施設損壊、生産物廃棄・家畜被害など甚大な被害が生じた。また、その復旧・復興に取り組む中、同年9月に奥能登地域における大雨被害が発生し、地震・大雨からの一体的な復旧・復興を図ってきた。

こうした災害への備えとして国では、農業者が自ら自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、令和3年に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」を公表した。畜産の経営安定に資するよう、日頃からの様々な災害を想定した準備、チェックリストや農業版BCPも活用しつつ1回発電機を動かすなど最悪の事態を想定したりハーサル・訓練、農場内で災害が発生した場合にとるべき行動の整理、家畜共済や保険の加入など、日頃からの備えが効果的である。

- ・取り組みやすいものとなるよう、令和3年に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」を公表した。畜産の経営安定に資するよう、日頃からの様々な災害を想定した準備、チェックリストや農業版BCPも活用しつつ1回発電機を動かすなど最悪の事態を想定したりハーサル・訓練、農場内で災害が発生した場合にとるべき行動の整理、家畜共済や保険の加入など、日頃からの備えが効果的である。
- ・耐震性診断と必要な補強などの牛舎・施設の倒壊や機材破損対策
- ・自家発電機の準備などの停電対策
- ・貯留タンクの準備などの断水対策

を推進する。

#### (8) 暑熱対策の推進

近年、夏場の気温が高いことから、高温による家畜のへい死、生産性や繁殖成績の低下、飼料作物の収量や品質の低下などの被害の軽減につなげるため、

- ・飼育密度の緩和、畜体等への送風や散水・散霧による家畜の体感温度の低下
- ・日除け、断熱材の設置、屋根への消石灰の塗布等による畜舎環境の改善
- ・良質で消化率の高い飼料の給与、ビタミンやミネラルの追給及び清浄で冷たい水の給与
- ・家畜の健康状態の把握による快適性に配慮した飼養管理

- ・牧草においては、高温、干ばつが続く時期の刈り取りの見合せや生育状況の観察を通じた刈り取り間隔の確保による収量・品質の維持・播種における適正な覆土・鎮圧による種子の発芽・定着率の低下防止といった暑熱対策に計画的に取り組む。
  - このほか、乳用牛で日本の飼養環境により適した改良を図るため暑熱耐性の評価方法の改善を進めるとともに、肉用牛で将来的な改良に繋げられるよう温暖化に対応する知見の蓄積を進める。
  - また、飼料作物については、気温の上昇による寒地・寒冷地での青刈りとうもろこしの栽培適地の拡大等、地域の気象条件を踏まえた適切な草種・品種を選択するとともに、越夏性の高い牧草品種の開発・普及を推進する。
- (9) 経営安定対策及び配合飼料価格安定制度の着実な運用
- 酪農及び肉用牛生産においては、畜種ごとの特性に応じた経営安定対策を実施しており、これまで「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、牛マルキンの法制定・補填率の引き上げ、加工原料乳生産者補給金における液状乳製品の追加、補給金単価の一本化等、所要の改正等を行ってきた。
- こうしたことも踏まえ、引き続き、飼養規模や経営形態に関わらず、生産者が安心して経営を継続できるよう、これらの経営安定対策を実施する。くわえて、令和7年度から制度の持続可能性を高め、生産者に安定的に補填金を交付するための運用改善を図ることとしている配合飼料価格安定制度を着実に運用し、畜産経営の安定を図る。
- (10) 消費者の理解醸成
- 国産の畜産物が引き続き消費者に選択され、持続的な畜産物生産を可能とするためには、畜産が畜産物の供給のみならず、人が食用利用できない牧草等による食料生産を行っていること、飼料・家畜・堆肥という農業における資源循環を形成していること、雇用等を通じた農村の維持・活性化に貢献していることなどの畜産業の意義を消費者が理解することが重要である。
- また、生産コストが増大しても価格に反映しづらいといった課題などについても伝え、畜産物の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう畜産物の適正な価格形成に関する理解醸成に取り組む必要がある。
- さらに、国産飼料の生産・利用、GHG排出削減や有機畜産といった環境負荷低減の取組には、それに伴うコストの負担（生産物への価格転嫁）が必要となるということに理解を得て、高付加価値化・ブランド化を通じた畜産物の生産・消費の拡大を図ることも重要である。

このため、これまで関係者が行ってきた酪農教育ファームや学校給食用牛乳供給推進会議での理解醸成など、生産・加工・流通・消費の各段階に向けた情報発信を行い、食料供給という畜産の重要な社会的意義、環境負荷低減など社会要請への取組といった背景について分かりやすく伝える。その上で、持続性に配慮した畜産物生産に向けた生産者の努力を伝えることにより、次代を担う若年層なども含めた食料システムの関係者の理解醸成を一層推進する。

## 第2 生乳及び牛乳の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別飼養頭数の目標

### 1 需要の長期見通し

(1) 牛乳・乳製品の国内消費仕向量の長期見通しについては、関係者が需要の拡大に取り組むことにより、令和12年度において1,152万トン(生乳換算)と見込んでいる。

また、需要拡大の定着とその需要が生産者の所得をどれ程支えるかを見ながら、長期的な姿として、さらに国産生乳の意欲的な需要の拡大を目指すこととする。

(2) 牛肉の国内消費仕向量の長期見通しについては、人口は減少する見通しがあるものの、生産・流通の関係者が一体となつて消費者ニーズを踏まえた国内生産を行うこと等により国内外の需要が拡大することを前提に、令和12年度において87万トンと見込んでいる。

また、長期的な姿として、人口減少は進むものの、国産牛肉の消費拡大の定着や輸出拡大を進めること等により、国産牛肉に対する国内外の需要の拡大を目指すこととする。

### 2 生乳の地域別の需要の長期見通し

生乳の地域別の需要の長期見通しについては、現状の生産量に対して構造的に需要が不足しているという足元の課題を確実に解決しつつ、飲用向け需要量は需要拡大の取組効果や地域毎の人口の予測を見込んで設定する。また、乳製品向け需要量についても、脱脂粉乳を中心に需要拡大の取組効果を見込んで設定する。

その上で、長期的な姿の需要として、牛乳、生クリーム及び脱脂粉乳・バターなどの乳価により生産者の所得をどれほど支えるかを踏まえつつ、さらに国産生乳の意欲的な需要の拡大を目指す。

#### (1) 飲用向け需要量 (地域別全国計) 令和12年度: 378万トン程度

(単位: 万トン)

地域名	地域に属する都道府県名	現状 (R5年度)	見通し (R12年度)
北海道	北海道	16	15程度
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	26	24程度
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	156	155程度
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	16	15程度
東海	岐阜県、愛知県、三重県	35	34程度
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县	64	61程度
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	7	7

### 3 生乳の地域別の生産数量の目標

令和12年度の生乳の地域別の生産数量目標については、国内人口が減少傾向にある中で、現状の生産量に対して、構造的に需要が不足しているという足元の課題を確実に解決しつつ、需要の拡大に取り組むことを前提に、地域差は想定されるものの国全体としては現状(令和5年度732万トン)の生産量並みの目標とする。さらに、毎年、業界をあげた需要拡大の取組の成績等を踏まえ、更なる生産拡大の必要性を検証していく。

その上で、需要拡大の定着の状況とその需要が生産者の所得をどれほど支えるかを踏まえながら、長期的な姿の生産数量目標として、前回の基本方針における生産数量目標並みの生産量を目指すこととする。

#### (1) 令和12年度目標

(単位: 万トン)

地域名	地域に属する都道府県名	現状 (R5年度)	見通し (R7年度)	目標 (R12年度)
北海道	北海道	417	423	428~445
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	51	49	46~49
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	117	114	107~114
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	7	7	6~7

※全体需要を推計した後、各地域の人口に応じて按分※牛乳製品統計の乳製品向け処理量のうち、加工原料乳生産者補給金の対象品目外のものは飲用向けとして計上

(2) 乳製品向け需要量 (全国計) (参考)	令和12年度: 349万トン程度 (単位: 万トン)
うち脱脂粉乳・バター向け	173 189程度
うちチーズ向け	43 42程度
うち生クリーム等向け	122 118程度
乳製品向け需要量計	338 349程度

#### (3) 自家消費等需要量 (全国計)

令和12年度: 5万トン程度

#### (4) 需要量計

令和12年度: 732万トン  
長期的な姿 (参考): 780万トン

地域名		地域に属する都道府県名	乳牛	肉用牛	
R5年度	R12年度	現状	目標	現状	目標
北海道	北海道	83.2	74.9~78.0	56.2	52.4~57.9
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	9.3	7.4~7.9	33.7	33.2~36.7
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	17.8	14.3~15.1	30.7	30.6~33.9
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	1.1	0.9~1.0	2.1	2.0~2.3
東海	岐阜県、愛知県、三重県	3.1	2.5~2.7	10.8	10.3~11.4
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县	2.3	1.9~2.0	9.3	8.8~9.7
中国	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	6.2	5.0~5.3	19.3	18.5~20.4
四国	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	10.4	8.3~8.8	105.8	105.5~116.7
全国計		133.5	117.3	267.9	275.3

※令和7年度の都府県の地域別の生産量は都府県全体の業界見通しを基に推計  
※令和12年度の生産量は現状の地域別生産シェアの動向を踏まえて推計

(2) 長期的な姿(参考) : 780万トン

#### 4 牛肉の生産数量の目標

令和12年度の牛肉の生産数量の目標については、国内人口が減少傾向にあるため、国内での国産牛肉の消費拡大の定着と、輸出認定施設の増加や輸出環境の整備を進めること等を前提に、国内外の需要に応じた牛肉生産として、現状(令和5年度35万トン(部分肉換算))の生産量並みの水準を設定する。

その上で、長期的な姿については、さらに輸出拡大が進むこと等を前提に、現状の生産量をやや上回る水準を設定する。

牛肉生産量(全国計)	令和12年度 : 36万トン(部分肉換算)
51万トン(枝肉換算)	51万トン(枝肉換算)

長期的な姿(参考) : 37万トン(部分肉換算)

53万トン(枝肉換算)

#### 5 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

令和12年度の乳牛の地域別の飼養頭数の目標については、酪農経営の地域的動向、国産飼料基盤の地域差、乳牛の生産性の向上、需要拡大の定着度合い等を考慮して設定する。

令和12年度の肉用牛の地域別の飼養頭数の目標については、肉用牛経営の地域的動向、国産飼料基盤の地域差、肉用牛の生産性の向上、乳牛の飼養頭数の目標等を考慮して設定する。

6 飼料作物の生産数量の目標(令和12年度)	
飼料作物の作付面積	101万ha
飼料作物の生産量	409万TDNトン
飼料自給率*	28%

※飼料自給率は、豚、鶏なども含む畜産全体の数値である。

※乳牛頭数は生産量を左右するものではあるものの、実際の生産量は1頭当たり乳量にも大きく左右され、その1頭当たり乳量は、気候、飼料の質、飼養管理の影響を大きく受ける。このため、継続して需給や種付率などのデータを基に適切な頭数を検証し続けることが必要。

### 第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的考え方

#### 1 基本的考え方

令和2年3月に策定した経営指標では、我が国の酪農及び肉用牛生産の生産基盤を維持・強化し、持続的な成長・発展を図るため、生産コストの低減や販売額の増加に資する取組を効率的に組み合わせ、収益性の向上を図ることが重要であるという考え方の下、持続的・安定的な経営を実現する中小規模経営と積極的に規模拡大した大規模法人経営のモデルを示した。

今次の経営指標においては、前回示した基本的な考え方を維持しつつ、昨今の国際情勢の変化に伴う生産コストの上昇、農業従事者の高齢化や労働力不足に対応するため、  
 ①輸入飼料に過度に依存せず、耕畜連携も含め国産飼料の積極的な活用  
 ②スマート農業技術や外部支援組織の効果的活用等を実施することにより、持続的な経営を実現するモデルとして、酪農、肉用牛でそれぞれ5つの経営類型を示す。なお、スマート農業技術や新たな生産システムの導入は、適切な飼養管理技術の習得やランニングコスト等も含めた費用対効果分析に基づく投資判断が前提となることに留意する必要がある。

### 2 経営類型の設定の考え方

#### (1) 酪農経営

酪農経営については、土地条件の制約が小さい地域（主に北海道）と大きい地域（主に都府県）に分け、土地条件の制約が小さい地域については、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術の導入、TMRセンターの活用により、労働時間の削減と高い個体乳量を両立して収益を確保する家族経営  
 ② 飼料生産組織を活用して生産飼料を確保し、自動給餌機等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術により労働時間を削減しつつ安定した収益を確保する法人経営  
 ③ 集約放牧により労働時間や生産コストを削減して所得を安定的に確保する家族経営の類型を設定。

また、土地条件の制約が大きい地域については、  
 ④ 飼料生産組織の活用により国産飼料を確保し、家族労働を中心とした経営資源に見合った頭数規模で安定した所得を確保する家族経営  
 ⑤ 飼料生産組織の活用や耕畜連携により国産飼料を確保し、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術により労働時間を削減し、少ない農業従事者数で安定した所得を確保する法人経営の類型を設定。

### (2) 肉用牛経営

肉用牛経営については、これを繁殖経営と肥育経営（繁殖・肥育一貫経営を含む）に分け、繁殖経営については、

- ① 放牧により省力化を図りつつ、効率的な飼養管理を図る家族経営
- ② 国産粗飼料等の生産による飼料費の低減や牛の個体管理システム、発情発見・分娩監視装置などのスマート農業技術の導入により省力化と飼養管理の向上を図る家族経営の類型を設定。

また、肥育経営については、品種（肉専用種、交雑種、乳用種）の違いを踏まえ、等の活用や肥育成績などのデータを活用した経営改善等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営

- ③ 国産飼料等の活用や肥育牛の早期出荷による生産コストの低減や繁殖・肥育一貫化によるもと畜費の低減等を図る肉専用種繁殖・肥育一貫の大規模法人経営
- ④ 国産飼料等の活用や肥育牛の早期出荷による生産コストの低減や繁殖・肥育一貫の大規模法人経営
- ⑤ 肥育牛の早期出荷による生産コストの低減や牛肉の地域ブランド化等により収益性の向上を図る交雑種・乳用種の育成・肥育を行う大規模法人経営の類型を設定。

## 1. 農業経営指標

【経営類型の特徴】		1	2	3
【経営形態】	精乳ロボット等の省力化技術、飼料生産組織の活用等で国産や発情発見・分娩監視装置等飼料を確保し、自動給餌機等のスマート農業技術の導入、効率化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業生産コストを削減して所得を安定化する法人経営	TMRセンターの活用により、労働時間の削減と高い個体化技術により労働時間を削減して所得を確保する法人経営	労働時間の削減と高い個体化技術により労働時間を削減して所得を確保する法人経営	労働時間の削減と高い個体化技術により労働時間を削減して所得を確保する法人経営
【立地条件】	土地条件	土地条件の制約が小さい地域(主として北海道)	土地条件の制約が大きい地域(主として都府県)	土地条件の制約が大きい地域(主として都府県)
【土地条件】	畑主体	畑主体	畑又は水田	畑主体
【経営形態】	家族	法人	家族	法人
【飼養形態】	経産牛 130頭	経産牛 250頭	経産牛 70頭	経産牛 45頭
【飼養方式】	ブリーストール(精乳ロボット)	ブリーストール(ミルキングバークー)	放牧(つなぎ飼い)(ハイブライミルカー)	放牧(つなぎ飼い)(ハイブライミルカー)
スマート農業技術	搾乳ロボット、自動給餌機、自動給水機、発情発見・分娩監視装置	搾乳ロボット、自動給餌機、発情発見・分娩監視装置	ミルカ一自動離脱装置	搾乳ロボット、自動給餌機、自動離脱装置
外飼化	—	—	—	—
給与方式	TMR給与	コントラクター	分離給与	分離給与
放牧利用(放牧地面積)	—	—	放牧(35ha)	—
【牛】	経産牛 1頭当たり乳量 更新産次	10,500kg 4.0	9,700kg 4.0	8,300kg 4.2
【飼料】	【TMRセンター】 混播牧草 (4,000kg/10a) 青刈りとうもろこし (5,500kg/10a)	【コントラクター】 混播牧草 (4,000kg/10a) 青刈りとうもろこし (5,500kg/10a)	【コントラクター】 イタリアンライク (4,000kg/10a) 青刈りとうもろこし (5,500kg/10a)	【コントラクター】 混播牧草 (4,000kg/10a) 稻穀CS (2,700kg/10a)
作付体系及び単収	—	—	—	—
作付面積(延べ面積)	106ha (106ha)	194ha (194ha)	61ha (61ha)	21ha (24ha)
※放牧利用を含む	—	—	—	51ha (51ha)
購入国産飼料	70%	70%	70%	—
飼料自給率(国産飼料)	70%	70%	70%	青刈りとうもろこし
粗飼料給与率	—	—	—	50%
【人】	経労(労働時間) (主たる従事者の労働時間) 雇用者	5,070時間 (1,800時間×2人)	16,500時間 (2,000時間×2人)	6,090時間 (1,800時間×2人)
粗収入	17,680万円	31,460万円	7,380万円	4,010時間 (主たる従事者の労働時間)
経営費(うち雇用労賃)	14,820万円 (270万円)	24,660万円 (1,940万円)	5,130万円 (490万円)	6,210万円 (1,800時間×2人)
農業所得	2,880万円	6,790万円	2,250万円	18,900万円 (1,900時間×2人)
主たる従事者1人当たり所得	1,430万円	1,700万円	1,130万円	16,470万円 (1,800時間×2人)
時間	39時間	66時間	87時間	820万円 (1,800時間×2人)
生産性	生乳1kg当たり費用合計	104.1円	97.9円	87.3円

【経営類型の特徴】		4	5	
飼料生産組織の活用により国産により国産飼料を確保し、搾乳により国産飼料を確保し、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術の導入、効率化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術の導入、効率化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術により労働時間を削減して所得を確保する法人経営	飼料生産組織の活用により国産により国産飼料を確保し、搾乳により国産飼料を確保し、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術の導入、効率化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術により労働時間を削減して所得を確保する法人経営	飼料生産組織の活用により国産により国産飼料を確保し、搾乳により国産飼料を確保し、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術の導入、効率化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術により労働時間を削減して所得を確保する法人経営	飼料生産組織の活用により国産により国産飼料を確保し、搾乳により国産飼料を確保し、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術の導入、効率化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術により労働時間を削減して所得を確保する法人経営	
【経営形態】	家族	家族	家族	
【土地条件】	畑又は水田	畑又は水田	畑又は水田	
【飼養形態】	経産牛 130頭	経産牛 45頭	経産牛 130頭	
【飼養方式】	(ハイブライミルカー)	(ハイブライミルカー)	(ハイブライミルカー)	
スマート農業技術	搾乳ロボット、自動給餌機、自動給水機、発情発見・分娩監視装置	搾乳ロボット、自動離脱装置	搾乳ロボット、自動給餌機、自動離脱装置	
外部化	—	—	—	
給与方式	コントラクター	分離給与	分離給与	
放牧利用(放牧地面積)	—	—	—	
【牛】	経産牛 1頭当たり乳量 更新産次	9,500kg 3.7	10,000kg 3.7	10,000kg 3.7
【飼料】	【コントラクター】 イタリアンライク (4,000kg/10a) 青刈りとうもろこし (5,500kg/10a)	【コントラクター】 イタリアンライク (4,000kg/10a) 青刈りとうもろこし (5,500kg/10a)	【コントラクター】 混播牧草 (4,000kg/10a) 稻穀CS (2,700kg/10a)	【コントラクター】 混播牧草 (4,000kg/10a)
作付体系及び単収	—	—	—	—
作付面積(延べ面積)	—	—	—	—
※放牧利用を含む	—	—	—	—
購入国産飼料	70%	70%	70%	青刈りとうもろこし
飼料自給率(国産飼料)	70%	70%	70%	50%
粗飼料給与率	—	—	—	50%
【人】	経労(労働時間) (主たる従事者の労働時間) 雇用者	5,070時間 (1,800時間×2人)	16,500時間 (2,000時間×2人)	6,090時間 (1,800時間×2人)
粗収入	17,680万円	31,460万円	7,380万円	4,010時間 (主たる従事者の労働時間)
経営費(うち雇用労賃)	14,820万円 (270万円)	24,660万円 (1,940万円)	5,130万円 (490万円)	6,210万円 (1,800時間×2人)
農業所得	2,880万円	6,790万円	2,250万円	18,900万円 (1,900時間×2人)
主たる従事者1人当たり所得	1,430万円	1,700万円	1,130万円	16,470万円 (1,800時間×2人)
時間	39時間	66時間	87時間	820万円 (1,800時間×2人)
生産性	生乳1kg当たり費用合計	104.1円	97.9円	87.3円
		102.7円	122.3円	

## 2. 肉用牛（繁殖）經營指標

1		2	
【立地条件】	全国	国産粗飼料の生産による飼料費の低減や牛の個体管理による飼料費の削減見・分娩監視装置などのスマート農業技術の導入により省力化と飼養管理の向上を図る家族経営	放牧により省力化を図りつつ、効率的な飼養管理を図る家族経営
【土地条件】	畑又は水田	畑又は水田	畑又は水田
【経営形態】	家族・複合	(1戸1法人を含む)	家族・事業
【飼養形態】	繁殖雌牛(肉専用種) 3頭	繁殖雌牛(肉専用種) 80頭	繁殖雌牛(肉専用種)
飼養方式	牛房群飼	牛房群飼	牛房群飼
スマート農業技術	スマート農業技術等を活用した放牧監視	哺乳口ボット、差情覗見装置分娩監視装置	スマート農業技術等を活用した放牧監視
外部化	コントラクター	コントラクター、CS	コントラクター
給与方式	分離給与	分離給与	分離給与
放牧利用(放牧地面積)	放牧(6ha)	—	—
【牛】			
分姪間隔	12.5か月	12.5か月	12.5か月
初産月齢	25.3か月齢	25.3か月齢	25.3か月齢
出荷月齢	8か月齢	8か月齢	8か月齢
出荷時体重	280kg	280kg	280kg
【飼料】			
作付体系及び单収	イタリアンライグラス (4,000kg/10a) スダングラス (4,000kg/10a)	イタリアンライグラス (5,000kg/10a) 穀WCS (2,700kg/10a)	コントラクター イタリアンライグラス (5,000kg/10a)
作付面積(延べ面積) ※放牧利用を含む	12ha(15ha)	19ha(22ha)	—
購入国産飼料	—	穀WCS	—
飼料自給率(国産飼料)	80%	80%	80%
粗飼料給与率	80%	80%	80%
【人】			
労働	総労働時間 (主たる従事者の労働時間) 雇用者	1,134時間 (1,134時間×1人)	3,601時間 (1,800時間×2人)
経営	粗収入 経営費 (うち雇用労賃)	1,741万円 1,235万円	4,641万円 3,250万円
農業所得	農業所得	506万円	1,392万円
生産性	主たる従事者1人当たり所得 (子牛・肥育牛1頭当たり)	506万円 37時間	696万円 46時間
	子牛・肥育牛1頭当たり費用合計	429千円	423千円

### 3. 肉用牛（肥育・一貫）經營指標

【畜産業の特徴】		3	4	5
【土地条件】	畑又は水田	畠主:体	畠主:体	畠主:体
【経営形態】	(1 戸)法人を含む)	法人、 法人、 法人	法人、 法人、 法人	法人、 法人、 法人
【飼養形態】	内専用種肥育 肥育牛 200 頭	内専用種繁殖・肥育一貫 繁殖牛 300 頭 育成牛 245 頭 肥育牛 500 頭	内専用種繁殖・肥育一貫 繁殖牛 1,000 頭 育成牛 421 頭 肥育牛 290 頭	内専用種繁殖・肥育一貫 繁殖牛 1,000 頭 育成牛 421 頭 肥育牛 174 頭 (交雑 247 頭、乳用 174 頭)
【飼養方式】	牛房群飼	哺乳ロボット、愛情発見装置、自動給餌機	牛房群飼	牛房群飼
スマート農業技術	コントラクター	分娩監視装置、自動給餌機、起立困窮牛検知システム	TMRセンター	コントラクター
外部化	分離給手	TMR給与	分離給手	—
給与方式	—	—	—	—
放牧利用 (放牧地面積)	—	—	—	—
【牛】	—	12.5ヶ月	—	—
分娩間隔	—	23.5ヶ月	—	—
初産月齢	—	—	—	—
肥育開始月齢	8か月齢	7か月齢	交雑種 7か月齢	—
出荷月齢	27か月	26か月齢	乳用種 21か月齢	—
肥育期間	19か月	19か月	交雑種 17か月	—
出荷時体重	775kg以上	775kg以上	交雫種 83.5kg 乳用種 78.5kg	—
1日当たり増体重	0.86kg以上	0.86kg以上	交雫種 1.05kg以上 乳用種 1.45kg以上	—
【飼料】	—	—	—	—
作付体系及び取扱い	イタリヤンライグラス (4,000kg/1ha) 青刈りと「もろこし」 青刈りと「もろこし」 (5,500kg/1ha)	イタリヤンライグラス (4,000kg/1ha) 青刈りと「もろこし」 (5,300kg/1ha)	ミルセンターラス (4,000kg/1ha) 青刈りと「もろこし」 (5,300kg/1ha)	ミルセンターラス (4,000kg/1ha) 青刈りと「もろこし」 (5,300kg/1ha)
作付面積 (延べ面積)	10ha (1ha)	110ha (10ha)	125ha (125ha)	—
※放牧利用を含む	エコファード	飼わら、エコファード	—	—
飼料自給率 (国産飼料)	25%	45%	25%	—
飼料供給与率	20%	40%	25%	—
【人】	—	—	—	—
労働	総労働時間 (主なる従事者の労働時間)	2,113時間 (1,800時間×1人)	12,427時間 (1,800時間×3人)	10,253時間 (1,800時間×2人)
雇用者	臨時雇用 1人	常勤雇用 4人	常勤雇用 4人	常勤雇用 4人
収容費	15,892万円	39,450万円	51,640万円	—
経営	経営 (うち雇用労賃) (うち生産性)	14,762万円 (83.5万円)	35,589万円 (1,445万円)	49,775万円 (1,533万円)
生産性	主なる従事者 1人当たり所得 (牛牛・肥育牛 1頭当たり)	1,130万円	1,284万円	932万円
生産性	子牛・肥育牛 1頭当たり生産額	1,169千円	601千円	301千円

## 第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

### 1 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

#### (1) 集乳の合理化

燃油高騰、2024年問題を背景とする運転手不足等に加え、酪農経営の点在化や乳業工場の再編等に伴い、移送距離が延びており、合理的な生乳流通の重要性が増している。

生乳生産基盤の強化及び生乳の安定的な供給のためには、引き続き生乳流通体制の合理化・効率化を図り、物流コストの上昇幅を圧縮する必要があることから、クーラーステーション等の集乳施設の整備、生乳流通の広域調整、納品時間の管理等の推進による、輸送距離や荷待ち時間の削減等の取組を拡大していく。

#### ○ 集乳等経費の目標

目標（令和12年度）	
集乳等経費	毎年の増加率の緩和

当面は集乳経費の増加が見込まれるが、現時点で絶対的な水準を見込むことが難しいため、生乳流通体制の合理化・効率化により、毎年の増加率の緩和を目指す。

#### (2) 乳業の再編合理化

中小の飲用乳業工場等の再編については、補助事業による支援等により一定程度進んでおり、稼働率の上昇がみられる。今後、少子化等による需要の減少や安全・安心を求める声の高まりに応えていくためには、先手先手で、飲用供給体制の強靭化を図っていく必要がある。

一方、生乳需給調整機能の強化が必要となっている中、乳製品加工施設についても老朽化・偏在が課題となっている。

このため、地域における生乳生産の実態も踏まえた丁寧な対話や、地域の関係者が課題を共有しながら飲用供給体制の強靭化に向けた議論を重ねつつ、引き続き、中小飲用乳業工場の再編・合理化と稼働率の向上を推進する。また、老朽化・偏在が課題となっている広域の需給調整機能を担う乳製品加工基幹施設についても地域の関係者が課題を共有しながら、その高度化を推進する。

## ○ 牛乳・乳製品工場の稼働率目標

区分	現状（令和5年度）	目標（令和12年度）
飲用牛乳工場	60.6	現状から5ポイント上昇
乳製品工場	82.7	

#### 2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

##### (1) 肉用牛の流通合理化

家畜市場は、肉用牛の公正な取引と適正な価格形成に寄与しているが、近年、家畜市場の再編が低調である中、特に中山間地域や離島などでは、生産・流通する子牛が少ないため毎月開催できず、購買者が集まりにくく価格が競り上がりない市場も存在している。購買者にとって魅力的な家畜市場とするためには、一定規模の取引数、毎月開催による日齢・体重のばらつきの解消等が求められることから、家畜市場の再編・整備の推進が必要となつている。

家畜市場の再編は、出荷頭数の安定や子牛の育成化等を通じ、セリの活性化、適正な価格形成の実現に貢献し、出荷者・購買者の双方にメリットがあることから、地域の実情を踏まえた再編について積極的に推進する。

#### (2) 牛肉の流通合理化

##### ① 食肉処理施設の再編・合理化

食肉処理施設は、生産者と消費者の結節点として、食肉を供給していくために必要なインフラ施設であるが、築30年を超える施設が約半数を占めており、施設の老朽化、稼働率の低下、労働力不足といった課題に直面している。

また、食肉処理施設の収入源が主に畜料や加工料に限られる中、整備に必要な費用が急激に上昇しており、巨額の施設整備費への投資に対する懸念から、多くが大規模な整備に踏み切れず老朽化が進行している。

こうした課題に対応するため、再編や輸出型施設の整備、収益力の強化等を推進するとともに、将来の再編に向けた施設同士の連携を強化する。

また、安定的な食肉供給システムを構築する観点から、輸出に対応しない施設に關しても、稼働率が高く生産量の多い中核的な基幹施設の合理化を促進する。

さらに、現時点で再編に至らなくとも、施設間の人材交流、使用資材等の共同購入、使用機械等の共同調達、災害・家畜疾病発生時の連携体制の構築など、施設の持続的な運営につながる連携の取組を進め、施設の稼働に不可欠な浄化槽、冷蔵施設の整備・改修を進める。

くわえて、食肉処理施設における省力化・自動化機械の導入等を推進することで労働力不足を補完するなど、多様化するニーズに対応するための施設の高度化も推進する。

食肉処理施設の再編・合理化に当たっては、当該都道府県内の畜産振興の在り方と密接に関連するため、都道府県等も主体となり、地域の実情を踏まえて対応していく必要がある。このため、引き続き、都道府県、市町村、生産者団体、食肉流通事業者等の連携を促しながら、合理的な食肉処理を可能となるよう稼働率の目標を設定する。

### ○ 食肉処理施設の稼働率目標

稼働率	現状（令和5年度）	目標（令和12年度）
	62%	70～90%以上

### 再編合理化後の1日当たりの処理能力、処理頭数のイメージ

区分	現状（令和5年度）	再編合理化後
1日当たりの処理能力	885頭／日	1,000頭／日以上
1日当たりの処理頭数	547頭／日	700～900頭／日以上

### (2) 生体輸送の合理化

酪農や肉用牛生産において、生体家畜は日本国内で長距離・広域流通されており、その移動の大部分をトラックによる陸送に依存せざるを得ない状況にある。

2024年問題によつて、生体家畜の輸送に不可欠なトラックの確保が難しくなるなど、畜産現場においても影響が見られている。

こうしたことから、生産現場でトラックの確保が進めやすくなるよう、家畜の移出入を行う産地や生体家畜の輸送業者等が一体となり、モーダルシフトやリレー輸送に取り組むことなどを始め、課題解決に向けた取組を推進する。

### ② 食肉卸売市場の機能強化

食肉卸売市場については、生産者と消費者の結節点としての食肉処理施設の機能に加え、公正な取引を通じた適正な価格形成等に重要な役割を果たしており、引き続き、集分荷機能や代金決済機能の強化を図る。

## 3 飼料の製造・流通及び生体輸送の合理化に関する基本的な事項

### (1) 飼料の製造・流通の合理化

昨今、配合飼料価格が高止まりする中で、配合飼料工場の再編については、これまでに「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）に基づき認定を受けた事例により、配合飼料工場の生産性の向上や販売価格の抑制等が図られたとの報告もあり、配合飼料価格低減に資するものと認められる。

配合飼料輸送については、2024年問題を背景とする輸送力の不足に加え、飼料タンクの補充時の高所作業の発生や、バルク車への添加剤等投入作業等の運送以外の役務への対応といった飼料輸送特有のトラックドライバーへの負担により、特に配送にかかる人材の確保が困難な状況にある。これらの課題に早急に対応しなければ、輸送体制の維持が困難となり、畜産業が継続できなくなるといった多大な影響が懸念されることから、畜産農家に配合飼料を将来にわたつて安定的に輸送するため、業界関係者が連携して配合飼料輸送の合理化を図っていくことが急務となっている。

こうしたことから、引き続き、配合飼料の価格低減に資するよう、配合飼料工場の再編等の製造合理化を推進する。また、配合飼料輸送の作業に係る負担の削減及び安全性の確保、附帯業務を含む運送以外の役務の取扱いの明確化等、長距離・長時間輸送の削減及び効率的な配達実施への協力といった飼料輸送の合理化の取組を推進する。

## 家畜改良増殖目標の公表について

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の2第1項の規定に基づき、家畜改良増殖目標を次のとおり定めたので公表する。

令和7年5月13日

農林水産大臣 江藤 拓

## 家畜改良増殖目標

## I まえがき

我が国の畜産は、良質な動物性たんぱく質に富む畜産物の供給を通じ、国民の健康増進等に貢献してきただけではなく、地域資源の活用等による国土保全、景観形成や地域の雇用機会の創出にも寄与してきた。さらに、家畜とのふれあいや、教育ファームにおける体験学習等の機会の提供を通じて「食」や「生命」の大切さへの理解を増進し、心をより豊かにするといった役割も担ってきた。

近年の畜産をめぐる情勢では、生産現場における高齢化や担い手不足の進展等による生産基盤の弱体化、飼料等の資材価格の高騰等による生産コストの増大等が大きな課題となっており、これらへの対応が急務である。また、持続的な食料システムの構築に向け、年々進行する地球温暖化や、より高いレベルでのアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理等も求められている。さらに、消費に目を向けると、少子高齢化や健康志向の高まり等を踏まえた国内需要や品質に重きを置いた海外需要を見極めつつ、多様な消費者ニーズに応じた畜産物生産を進める必要がある。このため、これまで以上に消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが重要である。

そのような状況の中で、我が国の家畜の改良・増殖においては、長年にわたる関係者の取組により、家畜の能力や生産性、畜産物の品質等が大幅に向上してきたが、今後、課題となっている「強み」のある畜産物の生産を、より効率的に進めるためには、改良に資するデータをいかに効率的に集約して分析し、「家畜づくり」に生かすことができるかが鍵となる。

家畜改良増殖目標（以下「目標」という。）は、家畜の改良増殖を計画的に行うことを通じ、畜産の振興を図ることを目的として、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の2に基づき、おおむね5年ごとに家畜（牛、豚、馬、めん羊、山羊）の能力、体型、頭数等に関して10年後の目標を定めることとされている。

この度、新たな目標を検討するため、家畜改良の専門家を始め、畜産経営や流通・販売・消費等に関する有識者による畜種ごとの研究会を設置し、技術的見地に加え様々な視点から議論を重ね、さらに食料・農業・農村政策審議会畜産部会での審議を経て、本目標を取りまとめた。

上記の議論を通じて、特に、生産性を高めつつ我が国の飼養環境に合わせた改良を進める必要性に加え、我が国の食料安全保障の観点から国内での家畜改良の基となる種畜の確保とその改良の推進、改良した家畜の能力を十分に発揮させるための飼養管理技術の向上、流通段階も含め「食卓（消費者）」からの多様なニーズに対応できるよう特色ある畜産物の生産と関連する情報の提供等の重

要性等について指摘された。

以上のような観点に立ち、本目標では、10 年後の方向性として、多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える「強み」のある「家畜づくり」を目指すこととした。

このため、これまでの生産性を高める改良に加え、①乳用牛については、長命連産性の向上のための疾病抵抗性の評価の開始、暑熱耐性などの日本の飼養環境に適した改良の推進、②肉用牛については、脂肪交雑だけでなく、食味、飼料利用率、繁殖性などに係る新たな改良形質に着目した改良の推進や短期肥育・早期出荷の普及、③豚については、繁殖・産肉能力を發揮するため、強健性つながる肢蹄の評価による改良の推進、④馬については、家畜人工授精技術や受精卵移植技術への理解醸成とそれらの一層の活用・普及による改良の推進、⑤めん羊・山羊については、家畜人工授精技術等を利用した優良な種畜の生産を通じた改良の推進等を盛り込んだ。

これらを推進していくためには、国及び独立行政法人畜改良センターを始め、都道府県、関係畜産団体等の家畜の改良・増殖に携わる産学官の「改良関係機関」は、新たな技術も活用し、多様な遺伝資源の維持・確保等を通じて能力の高い強健な「家畜づくり」を進め、また、「農場」においては、家畜の快適性にも配慮しながら、その能力を最大限に發揮させることにより、「強み」のある畜産物の生産等に努め、これらを通じて「食卓」における国産畜産物への理解を増進することにより、「改良関係機関」、「農場」及び「食卓」が双方で支え合うことが重要である。

なお、基本的には、本目標の改良目標の項目のうち、「能力に関する改良目標」は主として「改良関係機関」が取り組むべき事項である。一方、「能力向上に資する取組」には、「改良関係機関」が取り組むべき事項に加え、「農場（生産者）」が取り組むべき事項も含まれる。

本目標を踏まえ、「農場」における適切な種畜の選択と能力の発揮が図られ、「食卓」の多様なニーズに応える国産畜産物の供給を通じて消費者との信頼関係が構築されるよう、地域で技術普及に携わる関係者とも連携しつつ、各当事者が主体的かつ計画的に家畜の改良・増殖に取り組むこととする。

## II 乳用牛

### 1 改良・増殖をめぐる現状と課題

我が国の生乳生産量は、平成 19 年の需給緩和や平成 20 年の購入飼料価格の高騰などを背景とする飼養戸数の減少に伴って減少傾向で推移してきた。平成 27 年以降、購入飼料価格が安定的に推移し、乳用牛の改良の進展や搾乳ロボット等のスマート農業技術の導入による飼養管理技術の向上等もあり、令和元年に生乳生産量が増加に転じたが、新型コロナウイルスの感染拡大以降、乳製品、特に脱脂粉乳需要の減少により、総じて生乳需給は緩和に転じ、脱脂粉乳の在庫対策を講じている状況である。一方で、需給動向により変動はあるものの、世界的に乳脂肪の需要が高く、バターの国際相場が徐々に上昇している。さらに、ウクライナ情勢や円安の影響を受け、飼料、燃料などの資材価格の高騰により生産・流通コストが上昇している。

我が国の乳用牛は、これまで主に改良の成果により、乳用牛 1 頭当たりの乳量は年々増加傾向にあるが、供用期間の短縮や受胎率の低下、規模拡大の進展に伴う労働負担の増大・労働力不足などの課題も生じている。くわえて、持続可能な食料システムを構築するため、地獄温暖化などの飼養環境の変化への適応やアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理、温室効果ガスの排出の抑制などの新たな対応が求められている。

このような中、酪農の生産性の向上・経営の改善を図り、牛乳・乳製品の需要に応じた生乳生産が図られるよう、引き続き乳用牛の改良・増殖を進めながら、新たな課題にも適応した上で、その遺伝的能力<sup>(注1)</sup>を効率的に発揮させることが必要となっている。

このため、乳用牛の遺伝的能力向上を促進し、酪農における生産性向上を図るために、近年技術が進展した SNP 情報<sup>(注2)</sup>を活用したゲノミック評価<sup>(注3)</sup>やヤングサイア<sup>(注4)</sup>の活用を通じて、繁殖性や耐久性等の改良により長命連産性の向上を図るとともに、疾病抵抗性等の新たな評価形質の導入の検討を行うなど、乳用牛の生涯生産性向上と日本の飼養環境に適した改良を進めることが必要となっている。さらに、スマート農業技術の利用による生産性の向上を図るとともに、良質飼料の給与や多様な飼養管理形態に応じた適切な管理を行うなど乳用牛の遺伝的能力を十分に発揮させる飼養管理の推進が必要となっている。

注 1：遺伝的能力

親から遺伝し生まれながらに持っている能力。

注2：SNP情報（Single Nucleotide Polymorphism）DNAの塩基配列における1塩基の違い。この違いが個体ごとの能力の差を生じさせることがあり、特定の形質に複数のSNPが関係していることがある。

注3：ゲノミック評価

SNP情報とその牛の泌乳成績等を分析し、その相関関係を遺伝的能力として評価したもの。

注4：ヤングサイア

ゲノミック評価により能力が高いと推定され、娘牛の成績を持たない若齢の種雄牛。改良速度の加速化を図るため、後代検定成績が判明する前に精液の一般供用を開始している。

## 2 改良目標

### (1) 能力に関する改良目標

乳用牛の改良に当たっては、泌乳形質とともに、強健性に関する体型形質や繁殖性などの改良により長命連産性を高めるなど、乳用牛の生涯生産性を高めるためこれら形質をバランスよく改良する必要があり、独立行政法人畜改良センターが実施する遺伝的評価に基づく総合指数（NTP）<sup>(注5)</sup>を基本とした乳用牛の改良を引き続き推進するものとする。なお、NTPを構成する評価項目については、検証を行いつつ見直しを検討する。

注5：総合指数（NTP：Nippon Total Profit Index）

泌乳能力と体型をバランス良く改良することで、長期間着実に供用できる経済性の高い乳用牛を作出するための指標。なお、後継牛の生産に当たって種雄牛を選定する際は、NTP上位牛の中から、生産者自らの改良ニーズに合致した形質面を考慮した種雄牛の利用が重要。

### (2) 乳成分

消費者ニーズに即した良質な生乳が、牛乳・乳製品の多様な用途に安定的に仕向けられるよう、乳用雌牛の改良に当たっては、現在の乳成分率を維持することを基本とする改良を推進するものとする。

なお、乳脂率については飼養環境等の影響を受け、表型値（実際の乳成分率）が大きく変化することから、良質粗飼料の給与等を含めた飼養管理の高度化とともに、将来的な需要の変化に応じた乳用牛の能力の底上げを行っていく必要がある。このため、乳量を含む他の泌乳形質の改良量を考慮しながら、NTPのうち乳脂量の割合の見直しを行う。

### (3) 長命連産性（繁殖性・耐久性・疾病抵抗性）

酪農経営の改善を図るために、生産性の向上に資する繁殖性や耐久性に重点を置いた改良を推進するものとする。NTPについては、令和4年の変更で「在群能力<sup>(注6)</sup>」が、令和6年の変更で「繁殖性指数<sup>(注7)</sup>」が組み入れられたところであり、これらの検証を引き続き進めるとともに、特に遺伝率の低い繁殖形質については、ゲノミック評価の信頼性確保と利活用の促進を通じて改良を推進する。

さらに、今後、疾病抵抗性<sup>(注8)</sup>に係る評価の開始とNTPに疾病抵抗性等を新たに加えることにより、長命連産性の改良を引き続き促進する。

### 注6：在群能力

牛の実際の供用期間は、その牛が廃用となるまで不明であるため供用期間に関する指標として用いられている、推定の評価項目。なお、実際の供用期間の参考となる平均除籍産次（牛群検定参加農家において、検定調査対象牛から除外（廃用等）された時点の平均産次数）は令和5年度で3.21産。

### 注7：繁殖性指数

空胎日数、未経産時及び初産時の受胎率から構成される雌牛の繁殖能力を総合的に評価する指標。

### 注8：疾病抵抗性

子宮内膜炎などの生殖器、乳獣、胎盤停滞、産褥熱などの妊娠分娩後疾患、乳房炎、ケトーシス等の酪農経営に大きく影響する代謝病に関する形質。

④ 泌乳持続性  
泌乳期間中の乳量の変化が小さければ、飼養管理が容易になることに加え、泌乳前期の負のエネルギーバランスの改善や代謝異常等の低減が見込まれる。くわえて、泌乳持続性が高い牛は、泌乳ピークにおける濃厚飼料給与量の低減効果が期待できるため、引き続き泌乳持続性の改良を推進するものとする。

⑤ その他の形質

日本の飼養環境により適した乳用牛への改良を推進するため、暑熱耐性などの評価方法の改善を検討するとともに、飼料利用性等の新たな評価形質の導入を検討するものとする。

さらに、飼料利用性やメタン排出量の低減に関する新たな評価を行えるよう、関係データの収集を実施する。特に、飼料利用性の向上と体の大型化には好ましくない相関があることから、このような飼料利用性との関係性を利用して、他の形質の改良を進めることにより、飼料利用性の改良を進めることも検討するものとする。また、脂肪酸組成 (FAO) (注9) や乳中ケトン体 (BHB) (注10) など、新たな乳中成分情報は、栄養不足のモニタリング指標になりうることから、泌乳中の負のエネルギーバランスの評価や改善に利用することを検討するものとする。

また、生産現場における生産者の負担軽減及び安全確保並びにアニマルウェルフェアの推進の観点から、無角遺伝子の活用を選択できるよう情報提供を実施する。

これらの新たな形質については、遺伝率が低く評価値の信頼度が低い場合や、主要な形質との間に好ましくない関係にある（例えは、暑熱耐性を改良すると乳量は減少する）場合があるため、生産現場において正しい知識・理解の上で精液等が利用されるよう、丁寧な情報発信・周知を推進する。

注9：脂肪酸組成 (FAO)

牛群検定の乳成分サンプルから得られる乳脂肪を3種の組成に分けて分析したもの。脂肪酸の生成由来が判明するため、過肥や削瘦の状態を判断することができ、飼料摂取量等の推定が可能になる。

注10：乳中ケトン体 (BHB)

β-ヒドロキシ酇酸。牛群検定の乳成分サンプルからケトン体の一部として含有量を調べることで、乳用牛の代表的な栄養障害であるケトーシスを探知することが可能。

表1：乳用雌牛の能力に関する表型値目標数値（ホルスタイン種全国平均）

目標 (令和17年度)	乳量 (10,500～11,000kg)	乳成分		
		乳脂肪	無脂乳固形分	乳蛋白質
現在	8,809kg (9,956kg)	3.98%	8.79%	3.33%

注：乳量及び乳成分は令和5年度の数値。乳量の下段の（ ）内は、令和5年度の牛群検定参加農家の平均値（搾乳牛1頭当たり305日、2回搾乳及び自動搾乳の場合）に基づく数値。

表2：乳用雌牛の能力に関する育種価目標数値（ホルスタイン種全国平均）

目標 (令和17年度)	乳量	乳成分		
		乳脂肪	無脂乳固形分	乳蛋白質
現在	+62.2kg／年	+3.4kg／年	+6.4kg／年	+2.8kg／年

注：目標は、令和5年度時点の評価方法に基づく乳量及び乳成分の遺伝的能力の向上を示すものであり、令和17年度までの10年間の改良量の年当たり平均量である。

表3：乳用種雄牛の能力に関する育種価目標数値（ホルスタイン種全国平均）

目標 (令和17年度)	乳量	乳成分		
		乳脂肪	無脂乳固形分	乳蛋白質
現在	+62.5kg／年	+5.0kg／年	+7.0kg／年	+3.3kg／年

目標の改良量を引き続き維持

（乳脂肪についてはNTPの見直しを踏まえ、改良量の向上を目指す）

注：目標は、令和5年度時点の評価方法に基づく乳量及び乳成分の遺伝的能力の向上を示すものであり、令和17年度までの10年間の改良量の年当たり平均量である。

(2) 体型に関する改良目標

家畜飼養環境に応じて牛群の体型の適一化及び体各部の均衡を図ることとする。繋ぎ牛舎の牛床や搾乳ロボットの大きさを考慮する必要があることと、体の大きさは肢蹄の故障や蹄病の発症と関係があること等から、極端な大型化を抑制し、淘汰リスクを減らす観点からNTPの令和6年の変更では「大きさ指数<sup>(注11)</sup>」を組み入れたところである。引き続き適正な大きさについて検証を行うとともに、乳用牛の長命連産性に合わせて、搾乳性や強健性の向上のため、乳器や肢蹄の改良についても推進する。

また、酪農の労働負担軽減を図るために搾乳ロボットの導入が進んでおり、令和6年8月には種雄牛に係るロボット適合範囲を公表したところ、牛群全体の搾乳ロボットへの適合性を高められるよう、生産現場へ本適合範囲の情報提供を推進する。

#### 注11：大きさ指数

体型形質のうち体格に関連する「高さ」、「胸の幅」及び「体の深さ」から構成される指数で、体の大きさを評価する指数。

#### (3) 能力向上に資する取組

##### ① 牛群検定

乳量、乳成分を始め、P/F比<sup>(注12)</sup>などの牛群検定から得られる情報は、それぞれの生産者における飼養管理、繁殖管理、衛生管理や後継牛生産等の改善を図るためにもとともに、全国的な乳用牛改良にも資するものであることから、生産者の牛群検定への参加を促進する。このため、牛群検定成績とともに提供されているゲノミック評価値も含めた情報を、生産者や地域の指導機関、経営コンサルタント等が活用しやすいよう、情報提供の方法等を工夫するとともに、より負担が少ない検定方法の活用を進める。

#### 注12：P/F比

生乳中の乳蛋白質率（P）と乳脂率（F）の比率。P/F比は、間接的に濃厚飼料と粗飼料の摂取量に関係することとなりルーメン発酵などの状態がうまくいっているのかを客観的に推測することが可能。

#### ② 改良手法

輸入精液の利用割合が増加傾向にある中、我が国の環境下で評価された遺伝的能力が高い国産種雄牛の精液の利用が図られるよう、今後とも、N

TPに基づく総合的に遺伝的能力が高い国産種雄牛の作出・利用を推進するものとする。

そのために、ゲノミック評価の信頼性の確保や新たな評価形質の導入を図るために、SNP等のデータを引き続き収集するとともに、改良速度の加速につながるヤングサイアの利用促進を図りながら、生産者、検定組合等を中心に関係者が一体となって効率的な後代検定を実施し種雄牛を作出する。さらに、国内でのSNP検査促進及びゲノミック評価の普及に向けて、引き続き、海外での評価よりも迅速な評価結果の提供を行うとともに、それぞれの生産者の改良ニーズに沿うよう交配相談や利活用ツールの利用を促進する。

ゲノミック評価を活用している酪農家の増加を受け、新たな評価形質に係る評価値の信頼度のみならず、国内と海外における飼養環境の違いや評価項目の違いに留意した海外のゲノミック評価値の取扱いに関する正確な情報発信を通じ、ゲノミック評価値の有効な使い方の周知・普及の推進と国内のゲノミック評価の理解醸成を図る。

#### ③ 近交係数の上昇への対応

一般的に近交係数は、改良を推進することで上昇するが、特に、ゲノミック評価の活用により、近交係数が一層上昇する可能性について留意が必要である。近交係数はできる限り急激な上昇を抑えることが重要であり、血統情報の提供や遺伝的不良形質に係るモニタリング調査、交配計画作成ツールの提供など、近交係数の上昇に様々な方策で対応していく必要がある。このため、これらの取組について生産現場に適切な情報提供・周知を実施するものとする。

#### ④ 多様な乳用種の利用

ジャージー種、ブラウンスイス種等については、品種の特性（乳成分、粗飼料利用性等）を活かして、様々な地域に多様な態様で飼養されており、地域の特色ある牛乳やチーズを始めとした乳製品づくり等にも貢献している。

このため、優良な遺伝資源の導入等によって、土地条件や実需者のニーズなどの地域の実情に即した繁殖を推進するとともに、品種の特長が發揮される飼養管理方法の改善を推進するものとする。

## (参考) ジャージー種、ブランドンスイス種における現在の表型値

	乳量	乳成分		
		乳脂肪	無脂乳	乳蛋白質
ジャージー種	6,505kg	4.98%	9.26%	3.90%
ブランドンスイス種	7,424kg	4.30%	9.01%	3.57%

注：数値は、令和5年度の牛群検定参加農家の平均値（搾乳牛1頭当たり 305日、2回搾乳の場合）に基づく数値である。

## (6) 衛生管理

畜疾病の発生予防・まん延防止及び薬剤耐性菌のリスク低減のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底についての指導と抗菌剤の慎重使用<sup>(注13)</sup>に取り組むとともに、防疫上必要な作業内容を標準化し、記録、点検、見直しが可能なマニュアルを作成する農場HACCPやGAP等の生産工程管理の普及を推進するものとする。

## 注13：抗菌剤の慎重使用

抗菌剤の使用機会を減らすために、ワクチン接種を含む適切な飼養衛生管理を実施の上、抗菌剤の適正使用により最大限の効果を上げ、薬剤耐性菌の選択を最小限に抑えるように使用すること。

## (7) データの効率的な活用

畜産クラウド<sup>(注14)</sup>における情報収集を推進し、生産者が取り組む飼養管理の改善や牛群改良に役立つようなシステムの開発及び提供されるデータを用いて指導を行える者の育成に努めるものとする。  
なお、疾病抵抗性や飼料利用性等の新たな評価形質については、必要なデータを効率的かつ継続的に収集する体制の構築に向けて取り組むものとする。

## 注14：畜産クラウド（全国版畜産クラウドシステム）

牛の個体識別情報等、全国的に畜産に関するデータ収集を行うデータベースとして平成30年から運用を開始。様々な情報を収集・分析し、一元利用することで、各農家は飼養管理や経営の改善、遺伝的能力評価に利用することが可能となる。

## 3 増殖目標

増殖目標については、我が国の乳用牛改良基盤を維持するとともに、牛乳・乳製品の安定的な供給を確保し、牛乳・乳製品の需要動向に即した生産を行うことを旨として頭数目標を以下のとおり設定する。

総頭数 127万頭（現在 133.5万頭）  
うち2歳以上の雌牛頭数 86万頭（現在 89万頭）

ウ 牛が本来持つ能力である遺伝的能力を十分に發揮させるためには、日々の健康管理や適切な飼料給与、丁寧な取扱いなどの牛を快適な環境で飼養するアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が重要であり、このことが長命連産性の向上、ひいては乳用牛の供用期間の長期化にもつながる。このため、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」(令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知)及び「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」(令和5年7月26日付け5畜産第1063号)の周知及びその普及を推進するものとする。

エ 年々進行する地球温暖化への対応として、畜舎等の暑熱対策に取り組むこととあわせて、持続可能な酪農経営を実現するため、温室効果ガス削減対策や堆肥の高品質化による有効活用など、環境負荷の低減を図る取組を推進するものとする。

(参考) 乳用牛をめぐる情勢

### 1 乳用牛をめぐる情勢

我が国の酪農は、土地利用型農業部門の一つとして、地域社会の維持、国土資源の有効利用等の多様な役割を果たしながら、多頭化・専業化が進展するなど着実に発展してきた。

しかししながら、近年においては、担い手の高齢化や後継者不足等を背景に飼養戸数は減少傾向で推移している。飼養頭数については、経営環境の改善もあり平成30年から2年連続で増加し、1戸当たり飼養頭数も増加した。その後、新型コロナウイルスの感染拡大以降、為替が円安傾向で推移したこと等により、飼料、肥料、燃料などの資材価格が高騰し、生産・流通コストが上昇した。また、1頭当たり乳量については年々増加傾向で推移していたが、脱脂粉乳需要の減少等を背景に抑制的な生乳生産が行われたことや、令和4年以降の猛暑の影響等により、令和4年から1頭当たり乳量は減少した。

生産基盤の維持・強化の取組を進めるためには、個々の生産者の努力だけではなく、地域の実態や課題に応じて、関係者が役割分担、連携することが重要である。労働力不足や規模拡大が進む中で、酪農ヘルパー、コントラクター、TMRセンター等のサービス事業体の重要性が一層増しており、TMRセンターが新たに酪農経営の哺育・育成機能を担うことで、地域の酪農経営の負担軽減を図る取組なども進展している。

特に、近年は乳用牛の性選別精液を活用して酪農の生産基盤を確保した上で、所得確保にも資する取組として、和牛受精卵の活用が生産現場に定着したことである。しかしながら、このような新しい技術の導入は、乳用後継牛頭数の大幅な増減や、和子牛出生頭数の増加による和子牛価格の下落など、酪農・畜産全体の生産構造に影響を与えている。このため、需要に応じた生産や酪農の生産基盤の確保のための取組が必要である。

### 2 これまでの改良の取組と成績

#### (1) 改良事業の概要

乳用牛の改良は、乳用牛の能力向上を目的として、登録事業により収集された血縁情報を基礎に、雌牛の能力測定を行う乳用牛群能力検定（牛群検定）と優良な種雄牛を選抜するための後代検定により推進されてきた。

牛群検定は、昭和49年度に開始され、その成績は、乳用牛の選択的利用や牛群の飼養管理に活用されてきた。

また、後代検定は、昭和44年度に候補種雄牛の娘牛群を一箇所に集めて検定を行う、いわゆるステーション検定として開始された。昭和59年度には、検定の対象を民間が所有する種雄牛まで拡大するとともに、検定の場としてステーション・フィールド併用方式で実施された。次いで平成2年には、牛群検定農家だけを後代検定の場とする完全フィールド方式に移行した。このような検定手法の改善を行う一方、統計遺伝学理論に基づいた遺伝的能力評価法の改善を進め、両検定事業、登録事業及び体型審査から提供される泌乳形質、体型形質及び血縁のデータを用いた遺伝的能力評価を行っている。

さらに、WTO体制の下、乳用種精液についても国際競争が激化していること等を踏まえ、更なる改良の効率化を目指し、平成15年度から、インターブル<sup>(注15)</sup>が行う国際的な種雄牛の遺伝的能力評価に参加している。

その後、平成20年度から、泌乳持続性の高い乳用牛への改良に取り組めるような遺伝的能力評価を実施、平成23年度から、乳用牛の栄養管理状況を把握するための手法の1つとして、牛群検定においてボディイコンディションスコアを測定項目に追加、同年度、総合指標に比べ産乳よりも長命連産性に重点をおいた選抜指標である長命連産効果を開発、平成25年度には繁殖性にかかる形質として娘牛受胎率及び空胎日数の評価を開始した。また、平成25年度から、種雄牛及び乳用雌牛でSNP情報を利用したゲノミック評価を開始、平成28年度には後代検定済種雄牛及びヤングサイアのゲノミック評価龍の公表、平成29年度にはSNP情報を持つ経産牛のゲノミック評価値の公表を開始した。さらに令和5年度にこれまでの後代検定により得られた娘牛データを国内の参照集団<sup>(注16)</sup>に加えることにより、ゲノミック評価の信頼性の向上を図るとともに、ヤングサイア精液の一般供用を推進することにより、改良の加速化を図るなど、生産者を始め関係者が取り組む乳用牛の生涯生産性の向上を図るために仕組みづくりを推進している。

なお、性選別精液については、平成18年から普及が進み、現在では乳用牛の人工授精用精液の4割弱を占める状況となっている。

注15:インターブル(INTERBULL: International Bull Evaluation Service)

遺伝的素材としての凍結精液の国際間流通の拡大に伴い、昭和58年に、牛の遺伝的能力評価の促進と標準化等を行うことを目的として設立された国際機関。平成6年8月から、乳用種雄牛の国際能力評価を行っている。

注16:参照集団

SNP情報及び泌乳成績等を持つ牛群のこと。SNP情報及び泌乳成

績等を持つ個体が増加するにつれ、ゲノミック評価の正確性が向上することとなる。

## (2) 成果

我が国での牛群検定は、昭和49年度に約5,7千戸、約80千頭で開始され、平成29年度には約7,9千戸、約528,4千頭まで参加が拡大したが、令和5年度現在では、約6,2千戸、約500,2千頭となり、戸数で53.4%、頭数で60.5%の実施率にとどまっている。また、後代検定については、検定の対象を民間が所有する種雄牛まで拡大した昭和59年度以降、令和5年度までに6,397頭が検定に参加し、うち991頭が選抜・供用された。なお、近年のゲノミック評価の進展に伴い、後代検定の事業規模について見直しが行われており、候補種雄牛頭数は平成26年度の185頭から平成27年度に160頭、平成30年度に140頭となっている。また、候補種雄牛1頭当たり検定娘牛の計画頭数は、平成29年度の50頭から平成30年度には45頭とし、調整交配を実施している。近年の調整交配実施頭数の減少やゲノミック評価の信頼性向上を踏まえ、効率化を図りつつ、従来の改良量を維持できる水準として、候補種雄牛頭数は、令和5年度には最大90頭、令和6年度には最大80頭に段階的に絞り込み、ヤングサイアの利用の推進に取り組んでいる。引き続きゲノミック評価の信頼性確保を図りながら、最新世代のデータ収集を行うため、調整交配を行なうヤングサイアを厳選するなど、更なる効率化を図っている。

このような改良の結果に加え、飼養管理の改善もあって、我が国の経産牛1頭当たりの乳量は年々増加しており、過去30年間で2,000kg以上増加した。すなわち、後代検定済種雄牛の供用により、牛群検定実施牛の年当たり遺伝的能力の改良量は向上しており、このような能力向上の成果は、酪農先進諸国と比肩する水準となっている。

特に、牛群検定実施牛と非実施牛を比較すると、実施牛の平均乳量は非実施牛の平均乳量を大きく上回っており、牛群検定を実施するか否かが生産者の所得格差につながっているものと考えられる。ただし、近年においては、1頭当たり乳量の表型値(実操乳量)は、牛群検定実施牛、非実施牛とともに伸び悩み、令和4年度以降1頭当たり乳量は減少している。

こうした中で、これまでの改良事業の成果である乳用牛の遺伝的能力が最大限発揮され、乳用牛の生涯生産性の向上等により酪農経営の生産性向上や生乳需給の安定等が着実に図られるよう、生産者及びこれを支える産官の関係者が一体となつた取組が重要となつてきている。

## III 肉用牛

### 1 改良・増殖をめぐる現状と課題

和牛は、平成3年度の牛肉輸入自由化以降、輸入牛肉との差別化を図るために、脂肪交雑等の肉質の向上や斎一化を目指す改良が進められ、和牛は、輸入牛肉との明確な品質差を有し、海外からも高い評価を受けている。

一方、近年は、脂肪交雫だけではなく、食味<sup>(注1)</sup>に関連する脂肪酸組成など新たな価値観に着目した改良が検討・実施され、オレイン酸等の一価不飽和脂肪酸(MUFA)<sup>(注2)</sup>の測定も行われているものの、生産現場では、枝肉販売による収入をより多く確保するため、増体や脂肪交雫に優れる特定の種雄牛に利用が集中し、脂肪交雫を重視した和牛生産となっている。これにより一部で国内の多様化する消費者ニーズとのミスマッチが生じているだけでなく、和牛全体での近交係数が上昇し、遺伝的多様性の喪失が懸念されている。

また、飼料価格の高止まり等による生産コストの増大、消費者の生活防衛意識の高まりを背景とした牛肉需要の減退による枝肉価格の低迷、和子牛出生頭数の増加等に伴う子牛価格の低迷といった厳しい状況にあることから、需要に応じた、より効率的な肉用牛生産が求められている。

これらの現状を踏まえれば、これまでの改良により獲得した和牛特有の強みである脂肪交雫を活かした牛肉生産だけではなく、

#### ① 十分な改良水準に達している脂肪交雫に代わり、脂肪の質の向上等、新たな形質に着目した改良、

② 分娩間隔の短縮、日齢枝肉重量<sup>(注3)</sup>、枝肉における歩留りや飼料利用性の向上のほか、肥育開始月齢の適正化や肥育期間の短縮といった早期出荷等によるコスト低減等の取組を推進する必要があり、その際には、特に流通事業者や消費者を始めとする関係者に対し、取組の効果や価値を丁寧に発信することも重要である。これらにより改良・増殖基盤の強化に取り組み、我が国固有の遺伝資源である和牛の遺伝的多様性を確保するとともに、牛肉の新たな価値の創出や多様化する消費者ニーズの取込みによる牛肉の消費拡大、更なる輸出拡大を図りつつ、需要に応じた持続的な肉用牛生産につなげていくことが重要である。

#### 注1：食味

調理方法によって異なる、味、香り、食感が主体となる食べたときの味わい。

注2：一価不飽和脂肪酸 (MUFA) 脂肪を構成している飽和脂肪酸と不飽和脂肪酸のうち、分子構造中に一つの二重結合を持つ不飽和脂肪酸で、オレイン酸等がある。牛肉中に含まれる量が多いと脂の融点が低下し、口溶けが滑らかとなる一方、その割合が高くなり過ぎると軟脂になる傾向があることから、他の脂肪酸とのバランスに留意が必要。

注3：日齢枝肉重量

増体性に係る指標であり、次の式により算出される。

$$\text{日齢枝肉重量} = \frac{\text{肥育牛の枝肉重量}}{\text{と畜時日齢}}$$

## 2 改良目標

### (1) 能力に関する改良目標

#### ① 産肉能力

生産コストの低減や効率的な牛頭生産の観点に加え、品種特性に応じた適度な脂肪交雑の肉用牛生産により消費者の多様なニーズの高まりに対応する観点から、飼料利用性も考慮した日齢枝肉重量や歩留基準値など肉量に関する形質や、MUFAなどの脂肪の質を始めとする食味の向上に重点を置いた種雄牛及び繁殖雌牛(以下、Ⅲ肉用牛において「種畜」という。)の選抜・利用を推進するものとする。

また、牛肉の食味や脂肪交雑の形状<sup>(注4)</sup>に関する指標の研究を進め、それらを改良の指標として取り入れるための評価手法の検討を進めるものとする。

注4：小ザンといった脂肪交雑の形状の違いにより同じ格付けであっても総脂肪量に差が生じる。

\* 脂肪交雑は、需要に応じた肥育形態が増えることで、目標年度においては、消費者ニーズが反映されたB.M.S.No.平均値となることを想定し、育種価についても、現在の状況を維持するものとする。

\* 歩留基準値は、複数の要素に重み付けをして算出される値(※4)であるため、その向上を図る際には、負の重み付けがされている枝肉重量(冷と体重量)が低下しないようにする等、各要素の変動に留意する必要がある。

\*1：育種価向上値は親牛がその子に及ぼす遺伝的な改良効果のことであり、基準年を0として算出される。令和17年度の目標数値は、同年に評価される種雄牛のうち直近年度に生産された種雄牛の数値(育種価)と基準年(平成28年度)に生まれた種雄牛の数値(育種価)の差である。

\*2：現在の欄の( )内は、枝肉情報として収集した去勢肥育牛の値の平均値である。

\*3：B.M.S.No. (Beef Marbling Standard Number)  
牛肉の脂肪交雑の程度を示すもの。12段階に分かれ、数字が大きいほど、サシ(筋束や筋縫維間に蓄積された斑点状の脂肪組織)が多いとされる。

\*4：歩留基準値は、次の式により算出される。

$$\text{歩留基準値} = 67.37 + [0.130 \times \text{胸最長筋面積 (cm}^2\text{)}] + [0.667 \times \text{「ばら」の厚さ (cm)}] - [0.025 \times \text{冷と体重量 (半丸枝肉 kg)}] - [0.896 \times \text{皮下脂肪の厚さ (cm)}]$$

ただし、肉用種の場合には2.049を加算して歩留基準値とするものとする。

表1：種雄牛の能力(育種価向上値)に関する目標数値(全国平均)

品種	日齢枝肉重量 g	脂肪交雫 B.M.S.No.	歩留基準値
現在	黒毛和種 0 (584) 褐毛和種 0 (641) 日本短角種 0 (563)	0 (8.6) 0 (4.4) 0 (2.2)	0 (75.3) 0 (73.9) 0 (72.1)
(令和17年度)	黒毛和種 褐毛和種 日本短角種 +24	$\pm 0$ $\pm 0$ $\pm 0$	$+1.3$ $+0.4$ $+0.2$

表 2：(参考) 黒毛和種の一価不飽和脂肪酸 (MUF A) 等の割合  
<全国和牛能力共進会 (肉牛の部) >

	MUF A	
第 10 回 (平成 24 年)	57.6	%
第 11 回 (平成 29 年)	54.4	*
第 12 回 (令和 4 年)	56.4	

\* 24か月齢未満の去勢牛が対象

## &lt;枝肉測定結果&gt;

	MUF A	オレイン酸
令和 5 年	60.6 %	54.8 %

※ 1：黒毛和種の筋間脂肪の MUF A 等の割合を光学測定し集計した値。

※ 2：枝肉測定結果は、枝肉の生産者・出荷者等から依頼を受けて、(公社)日本食肉格付協会が測定を行った 13,150 頭 (去勢 7,098 頭、雌 6,052 頭) についての平均値。

## ② 繁殖性

繁殖形質に関するデータ収集等を推進とともに、これまでに収集されたデータによる遺伝的能力評価に基づき、繁殖能力に優れ、生涯生産性の高い種畜の選抜に取り組むことにより、分娩間隔の短縮や性成熟を踏えた初産月齢の適正化等を推進するものとする。

表 3：繁殖能力に関する目標数値 (全国平均)

	初産月齢 か月 (日数)	分娩間隔 か月
現在	25.3	13.3 (406 日)
目標 (令和 17 年度)	25.3	12.5 (380 日)

※ 1：現在値は、家畜登録機関による推計値。

※ 2：高知系の黒毛和種及び無角和種においては黒毛和種に進ずる。

表 4：(参考) 繁殖雌牛の体型に関する目標数値 (成熟時)

	品種	体高 cm	胸囲 cm	かん幅 cm	体重 kg
現在	黒毛和種	131	189	48	495
	褐毛和種	135	192	50	583
目標 (令和 17 年度)	日本短角種	133	199	50	580
	黒毛和種	130	190	48	520
目標 (令和 17 年度)	褐毛和種	134	200	50	600
	日本短角種	133	203	51	600

## (3) 飼料利用率

生産コストの低減を一層推進する観点から、直接検定における余剰飼料摂取量<sup>(注 5)</sup>と肥育牛における飼料利用率との関連性等も含め、飼料利用率に関する指標化の検討を引き続き進めるとともに、これまで蓄積されたデータを基に遺伝的能力評価に着手し、種畜の選抜手法の実用化を進めるものとする。

## 注 5：余剰飼料摂取量

牛が摂取した飼料の量と、維持・増体量を維持しつつ飼料の摂取量を低減させることの差で表され、増体量を維持しつつ飼料の摂取量を低減させることが可能な指標である。

## (2) 体型に関する改良目標

家畜登録機関が定める発育標準に応じた発育の均一性を高める。繁殖雌牛にあっては、品種や系統の特性に応じ、適度な体積がある体型とし、肥育素牛にあっては、十分な肉量が確保できるよう、体の幅や長さ、深さのある体型とする。

表 5：(参考) 繁殖雌牛の体型に関する目標数値 (成熟時)

	品種	体高 cm	胸囲 cm	かん幅 cm	体重 kg
現在	黒毛和種	131	189	48	495
	褐毛和種	135	192	50	583
目標 (令和 17 年度)	日本短角種	133	199	50	580
	黒毛和種	130	190	48	520
目標 (令和 17 年度)	褐毛和種	134	200	50	600
	日本短角種	133	203	51	600

## (3) 能力向上に資する取組

## ① 改良手法

ア 多様な改良ニーズに対応しつつ、遺伝的能力評価に基づいた肉用牛の全般的な改良を推進するため、関係機関が一層連携して、従前からの血統情報、産子の枝肉情報などの産肉能力に係るデータに加え、枝肉 6 形

質以外の新たな改良形質として、食味に影響するMUF A、飼料利用率を評価するための採食量、繁殖性への影響が考えられる生時体重などのデータ収集等に取り組むものとする。あわせて、収集したデータを基に、評価基準の検討を進めて改良に役立つシステムの開発・普及・利用に努めるものとする。

国内での特長ある希少系統の維持改良や遺伝資源の多様性を確保する観点から、新たな改良形質に着目した改良を進めるとともに、多様性の分析に当たっては、血統情報とともにSNP<sup>(注6)</sup>情報の活用を推進するものとする。

#### 注6 : SNP (Single Nucleotide Polymorphism)

DNAの塩基配列における1塩基の違い。この違いが個体能力の差を生じさせることがあり、特定の形質に複数のSNPが関係していることがある。

ウ SNP情報を活用した遺伝的機能評価手法(ゲノミック評価)については、フィールド情報の蓄積・分析等を進めるとともに、その活用について、当該手法の正確度や遺伝的多様性の確保等に留意しつつ、従来の産肉能力のみならず、新たな改良形質における活用についても推進するものとする。あわせて、ゲノミック評価のメリットや利用上の留意点等について、生産者はもとより、指導する者の理解醸成を進める。

また、DNA解析技術等の活用により、遺伝的不良形質の排除等の取組を推進するものとする。

エ 遺伝的能力評価に基づく種雄牛の作出と利用を推進するため、新たな改良形質にも着目し、的確な遺伝的機能評価により選抜された種畜による計画交配を推進するものとする。

特に、国内で広域流通される種雄牛や独立行政法人畜改良センターが行う広域的な後代検定に基づく遺伝的機能評価により選定された種雄牛については、希少系統の繁殖雌牛群から希少系統種雄牛を造成するなど、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、繁殖経営における交配目的に見合った種雄牛の選択等に資するものとする。

オ 遺伝的能力評価に基づき改良用の基礎となる雌牛群の整備、多様で優良な雌牛の増殖等を推進し、遺伝的多様性の確保にも配慮した雌側からの改良を促進するものとする。

#### ② 飼養管理

##### ア 繁殖雌牛

繁殖雌牛については、繁殖性の向上を図るため、発育状況や健康状態等に配慮しつつ、適正な栄養管理、適度な運動の実施により過肥を避け、日ごろからの牛体観察やスマート農業技術の活用等により、確実な発情発見、授精適期の把握、分娩事故や子牛の事故の防止等を徹底することにより1年1産に近づけるものとする。

##### イ 特に、

長期不受胎牛や高齢牛等の繁殖雌牛の更新に当たっては、新たな改良形質に着目し、遺伝的多様性の確保に配慮して行うものとする。

また、肥育牛の短期肥育・早期出荷の推進に当たっては、繁殖経営(一貫経営を含む)における子牛の哺育・育成期間の適切な飼養管理が重要であることを踏まえ、初乳の適正な給与、哺育・育成期の衛生管理・事故防止の徹底、過肥の抑制等、適切な飼養管理を行うものとする。

イ 肥育牛については、脂肪交雑の能力を活かす慣行肥育もブランド化等には引き続き有用である一方、肥育期間が長くなるほど飼料費等の生産コストが増加し、特に飼料費が高止まりしている状況下では必ずしも収益性の向上につながるわけではない。また、食料安全保障の観点から、今後、輸入依存度の高い飼料の1頭当たりの給与量を低減し、持続的な肉用牛生産を実現することが求められている。このような中で、個体の飼料利用性等の能力に応じつつ、適正な月齢での肥育開始、肥育期間の短縮、適度な脂肪交雑での出荷となるよう取り組むことで、飼料コストの低減、肥育後期の事故率の低下、生産の回転効率の向上により収益性が改善されるだけでなく、環境負荷の低減が図られる。さらに、多様な消費者ニーズへの対応による消費の細野拡大につながる等、生産・消費両面のメリットが期待できる。これらのことから、和牛特有の強みである脂肪交雑を活かした慣行肥育だけではなく、多様な肥育形態の選択肢の1つとして、短期肥育・早期出荷の普及に向けた技術の研究や実証に取り組み、生産現場への定着を推進するものとする。

##### ウ 短期肥育

短期肥育・早期出荷については、系統によって増体性や肉質などの特長が異なること等から、改良と飼養管理の両面から増体性、肉質、食味の向上を図りつつ、早期出荷牛丼に関するデータ収集・分析を行い、流通及び消費者サイドの認知度向上及び理解醸成に取り組むものとする。

表5：(参考) 去勢肥育牛の能力に関する目標数値

	肥育開始 体重/月齢	肥育終了 体重/月齢	枝肉 重量	1日 平均 増体重	肉質 等級
現在	kg/か月 黒毛和種 307/9.2	kg/か月 808/29.5	kg 516	kg 0.81	4.5
	kg/か月 褐毛和種 330/9.1	kg/か月 801/25.3	kg 508	kg 0.95	3.2
	kg/か月 日本短角種 234/7.5	kg/か月 648/28.0	kg 467	kg 0.66	2.2
目標 (令和17 年度)	kg/か月 乳用種 308/7.2	kg/か月 781/19.3	kg 446	kg 1.28	2.0
	kg/か月 交雑種 311/8.0	kg/か月 831/25.8	kg 544	kg 0.96	3.0
	kg/か月 黒毛和種 280/8.0	kg/か月 775/27.0	kg 515(562)	kg 0.86	4
目標 (令和17 年度)	kg/か月 褐毛和種 300/8.0	kg/か月 779/24.0	kg 495(521)	kg 0.98	3
	kg/か月 日本短角種 244/8.0	kg/か月 680/27.0	kg 471(488)	kg 0.75	2
目標 (令和17 年度)	kg/か月 乳用種 300/7.0	kg/か月 785/18.0	kg 455(488)	kg 1.45	2
	kg/か月 交雑種 290/7.0	kg/か月 835/24.0	kg 543(583)	kg 1.05	3

※1：目標数値は、短期肥育・早期出荷を目指したものである。

※2：目標の欄の()内は、現在の肥育終了月齢に推計した枝肉重量である。

※3：肉質等級の目標数値は、肉質の維持又は向上を目指しつつ、効率的な肥育を図るための目安である。なお、「肉質等級」は、①脂肪交雑、②肉の色沢、③肉の締まり及びきめ、④脂肪の色沢と質の4項目ごとに等級(5段階：脂肪交雑ならば、「5」(かなり多い)から「1」(ほとんどない)までの5段階)を判定し、項目のうち最も低い等級で格付けされる。

※4：交雑種とは、異品種間の交配により生産されたもので、多くはホルスタイン種の雌牛に黒毛和種の精液を人工授精すること等で生産される。

※5：現在の数値は、「肉用子牛取引情報(令和4年度)」、「肉用牛枝肉情報全国データベース(令和4年度)」、「畜産物生産費(令和4年)」、「牛枝肉格付情報(令和5年)」の数値である。

局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」(令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知)及び「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」(令和5年7月26日付け5畜産第1064号)の周知及びその普及を推進するものとする。

力 年々進行する地球温暖化への対応も含め、持続可能な肉用牛生産を実現するため、畜舎等の暑熱対策に取り組むとともに、温室効果ガス削減対策、堆肥の高品質化・広域流通等による耕畜連携など、環境負荷の低減を図る取組を推進するものとする。

また、地球温暖化への対応や温室効果ガスの排出量の削減に向けては、飼養管理の改善に加え、改良面からも貢献できる可能性があることから、将来的な改良に繋げられるよう地球温暖化や環境負荷低減に対応する知見の蓄積を進めるものとする。

### ③ 衛生管理

畜産疾病的発生予防・まん延防止及び薬剤耐性菌のリスク低減のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底についての指導と抗菌剤の慎重使用<sup>(注7)</sup>に取り組むとともに、防疫上必要な作業内容を標準化し、記録、点検、見直しが可能なマニュアルを作成する農場HACCPやGAP等の生産工程管理の普及を推進するものとする。

### 注7：抗菌剤の慎重使用

抗菌剤の使用機会を減らすために、ワクチン接種を含む適切な飼養衛生管理を実施の上、抗菌剤の適正使用により最大限の効果を上げ、薬剤耐性菌の選択を最小限に抑えるように使用すること。

### ④ その他

ア 和牛は、我が国において、家畜改良機関や生産者が長年の努力により育種改良してきた我が国固有の貴重な財産であり、国内の生産者が自ら活用していくことが重要である。このため、和牛に携わる関係者は、家畜改良増殖法など関連法令等に基づき、和牛の精液や受精卵等の遺伝資源について、適正な流通管理とともに、和牛の知的財産的価値の保護を推進するものとする。

イ 遺伝的特長を有する多様な育種資源の確保・利用を推進するとともに、遺伝的不良形質の保有状況、経済的得失、近交系数の上昇抑制等を考慮した交配指導等の適切な実施及び情報提供を推進するものとする。

ウ 近年、小規模層や高齢者層を中心とする生産者の離脱等を背景に、和牛の改良基盤の弱体化が懸念されていることから、和牛の改良基盤を充実させ、新たな種雄牛造成等の改良を促進するため、受精卵移植技術の活用を図るものとする。

エ 新たな改良形質に着目した種畜の選抜について、その必要性や利点を整理の上、都道府県、関係団体、生産者等の関係者の理解醸成を図る取組を推進するものとする。

### 3 増殖目標

牛肉の需要動向に即した生産を行うことを旨として、飼養頭数目標を以下のとおり設定する。特に、希少系統の維持に留意しつつ、遺伝的能力評価に基づく優良な繁殖雌牛への更新を図り、足下の改良基盤を充実させた上で、今後の需給状況にあわせた和牛生産を推進するものとする。

総頭数	290 万頭 (現在 268 万頭)
うち肉専用種	219 万頭 (現在 189 万頭)
乳用種・交雑種	71 万頭 (現在 79 万頭)

### (参考) 肉用牛をめぐる情勢

1 肉用牛をめぐる情勢  
我が国の肉用牛生産は、食生活の多様化・高度化に伴い牛肉に対する需要が堅調な伸びを示す中で、土地利用型農業の一つとして、地域社会の維持、国土资源の有効利用、自然環境保全等の多様な役割を果たしながら着実に発展してきた。

牛肉は、良質な動物性たんぱく質の供給源であり、牛肉の安定供給のために生産基盤を確保しつつ、需要に応じた生産を行うことが求められている。現在、国内で生産されている牛肉は、肉専用種に由来するものが約 50%、乳用種・交雑種に由来するものが約 50% となっている。  
繁殖経営においては、小規模・高齢者層を中心に飼養戸数が減少しているが、飼養頭数については、平成 27 年を底に 28 年以降、概ね増頭傾向で推移してきた。

肥育経営においては、飼養戸数は減少傾向にあるが、1 戸当たりの飼養頭数は増加傾向で推移しており、規模拡大の進展がみられる。

### 2 これまでの改良の取組と成果

#### (1) 改良事業の概要

##### ① 役肉用牛からの改良

肉用牛の改良は、それぞれの地域に適合した系統の作出・育成が行われ、各都道府県独自の役肉用牛としての牛作りが進められていたが、昭和 30 年代後半以降、農作業の機械化、化学肥料の普及等により、農家による飼養目的が肉用牛の生産へ転換され、産肉能力に重点を置いた改良が求められるようになつた。

##### ② 雄側 (種雄牛) からの改良

肉用牛の主産県は、昭和 38 年以降、基礎雌牛と優良種雄牛から候補種雄牛を生産し、その中から産肉能力検定により、県域内で利用する優良種雄牛を選抜・利用する改良事業を継続実施してきた。

一方、昭和 55 年度から全国を対象とした産肉能力検定の実施により、種雄牛を選抜し、肉用牛改良の実施県以外を中心にその利用が行われている。

平成 11 年度からは肉用牛改良実施県を中心に県域を越えた広域的な検

定及び能力評価体制が始まった。

その後、産肉能力検定は、間接検定から現場後代検定への移行が進められ、現在ほとんどの場合において現場後代検定が行われている。

### ③ 雌側からの改良

雌牛については、昭和38年から基礎雌牛の繁殖成績の追跡調査が始まり、改良用基礎雌牛の確保・計画交配の推進、繁殖雌牛を中心とした生産拠点づくり等が行われてきた。

### ④ 遺伝的能力評価等の導入

統計遺伝学理論を用いた遺伝的能力評価が、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種の改良に導入され、種畜の選抜・交配に広く利用されている。近年、S N P情報を利用した遺伝的能力評価手法の普及が進み、その利用が広がっている。

## (2) 成果

和牛の改良は、産肉性や繁殖性を中心に行われてきたが、平成3年度の牛肉輸入自由化以降、国際競争力強化の観点から、生産コストの低減と輸入牛肉との差別化が肉用牛生産の最重要課題となっていたことから、肉質についての改良が重点的に行われてきた結果、脂肪交雑は十分な改良水準となっている。

### ① 種雄牛の産肉能力

種雄牛における肉質及び増体性等の産肉能力は、各品種ともに向上している。

特に、脂肪交雑については、種雄牛の検定の普及効果等により着実に向上してきた。

### ② 雌牛の繁殖能力及び産肉能力

初産月齢については、直近10年は概ね横ばいで推移しており、性成熟を考慮すると、適正な水準となっている。また、雌牛における肉質及び増体性に係る産肉能力は、各品種ともに向上している。

### ③ 遺伝的多様性の確保

特定系統への利用の集中に伴い、近交係数が上昇するとともに、国内で維持されてきた特徴ある育種資源の消失が懸念されている。

このようなか、独立行政法人畜政改良センターや生産者組織等では、全国に点在する遺伝資源の確保・利用に向けた取組を行っている。また、S N P情報を活用し、遺伝的多様性を確保する取組等も行われている。

## 1 改良・増殖をめぐる現状と課題

近年、アジア諸国においてアフリカ豚熱（ASF）が発生し、国内では豚熱（CSF）の発生が継続して確認されるなど、伝染性疾病による遺伝資源喪失のリスクが高まっている。また、豚の改良を進めるためには国内外に幅広く改良素材が存在し、活用することが重要であるが、海外からの純粹種の改良素材の入手が困難になりつつある一方、国内では純粹種豚生産農場の減少に伴い国内純粹種豚の飼養頭数も減少傾向にある。このような状況において、国内で育種改良のための遺伝資源を確保し、純粹種豚の改良体制を維持していくことは、我が国の生産基盤を確保するだけでなく、食料安全保障の観点においても重要である。

養豚経営において、産子数等の繁殖能力の向上は肥育豚の出荷頭数にも大きく関わることから、生産コストの低減のための重要な課題であるが、我が国母豚1頭当たりの産子数は、国産の純粹種では微増傾向で改良が進んでいるものの、肥育素豚生産用母豚で比較すると海外の改良先進諸国の産子数を大きく下回っている。

その一因としては、我が国では、各地域の改良機関や種豚生産者等がそれぞれの目的・ニーズに応じた独自の種豚改良を行う中で、多様な特性を持つ種豚が作成されてきたが、遺伝率が低くより大きな改良規模が必要となる繁殖能力についての連携した取組が図られなかつたことが挙げられる。

こうした中、遺伝率が低いとされる繁殖形質の改良を効率的に進めるためには、関係機関の協力体制を強化するとともに、育種価情報を適切に活用することが重要である。

一方、主として三元交配の雄として利用されているデュロック種については、増体性の向上とともに、我が国で求められている肉質に着目した改良を進めてきた結果、ロース芯への脂肪交雑の向上が進むなどの成果が着実に得られている。

今後とも、産肉能力については、国内外の消費者の多様なニーズに対応しつつ、特に国産豚肉としての特色を更に伸ばしていくため、食味も含めた肉質の更なる改良及び改良成果の活用を進めるとともに、生産コストの低減を図るための増体性の向上を推進することが不可欠である。

また、生産性の向上を図りつつ種豚の能力を最大限に發揮させるためには、種豚の強健性に加え、飼養管理や衛生管理の向上も重要である。

## 2 改良目標

## (1) 能力に関する改良目標

海外における育種改良の進展等に対応した競争力のある豚肉生産を推進するため、純粹種豚の繁殖能力や肉質を含めた産肉能力について向上を図りつつ、我が国独自の高品質な豚肉やコスト低減に資する豚肉生産に向けた改良を推進するものとする。

## ① 繁殖能力

我が国の種豚の1頭当たり育成頭数等の成績については、豚改良の先進諸国との種豚と大きな能力差が見られ、結果として肥育豚生産コストの差の要因の一つとなっていることから、純粹種豚の1頭当たり育成頭数の向上に着目した改良を強化することにより、肥育素豚生産用母豚の繁殖能力を更に高めるものとする。

## ② 産肉能力

各品種とも、飼料利用性及び出荷日齢の向上を含めた生産コストの低減を図る観点から、1日平均増体量の向上を図ることにより、肥育豚の出荷日齢の短縮を図るものとする。なお、改良に当たっては、肢蹄の強健性や他の産肉形質への影響も考慮するものとする。

流通・消費者ニーズ等を踏まえ、ロース芯の面積については、各品種とも現状と同程度の水準を維持するものとする。また、交配用の雄として主に利用されるデュロック種については、国産豚肉全品の食味の向上のため、ロース芯への脂肪交雫の向上を図るものとする。さらに、差別化やブランド化に資するものとしてロース芯への脂肪交雫の高い（遺伝的能力として筋肉内脂肪含量がおおむね6%）デュロック種の選出・利用を図るものとする。

背脂肪層の厚さについては、デュロック種においては、現在値よりも薄くする方向性とするが、現在値の根拠となるデータは農場間でばらつきが大きいことに留意が必要である。それ以外の品種については、現状と同程度の水準を維持するものとする。

## ③ 飼料利用性

飼料利用性の向上による生産コストの低減を一層推進する観点から、肉質への影響も考慮しつつ、きめ細やかな飼養管理による生産性の向上にも努めることにより、引き続き飼料要求率<sup>(注1)</sup>の向上を図るものとする。

注1：飼料要求率  
体重1kgを増加させるために必要な飼料量であり、次の式により算出される。

### 飼料攝取量

品種	繁殖能力					産肉能力		
	1頭当たり 育成頭数	1頭当たり		1日平均増体量 0-30-	ロース芯 の太さ cm <sup>2</sup>	背脂肪層 の厚さ cm	飼料要 求率	
		頭	kg	g	g	cm <sup>2</sup>	cm	
現在	バーゲシャー	7.7	46	542	728	29	1.8	3.2
	ランドレース	10.2	61	652	852	32	2.1	3.1
	大ヨークシャー	10.4	62	674	907	32	2.0	3.0
	チーズショック	7.8	43	746	1,037	33	2.8	2.9
目標	バーゲシャー	8.2	48	560	745	29	1.8	3.1
(令和17 年度)	ランドレース	11.2	66	690	910	32	2.1	3.0
	大ヨークシャー	11.4	68	700	950	32	2.0	2.9
	チーズショック	8.3	45	780	1,100	33	2.5	2.8

表2：(参考) 純粹種豚の能力に関する育種価向上目標数値

品種	繁殖能力		産肉能力		
	1腹当たり 育成頭数	1腹当たり 子豚総体重	1日平均増体量 kg/10年	30-105kg	
目標 (令和17年度)	ハーフジヤー ジントリバース 大ヨーロッパ	頭/10年 +0.5 +1.0 +1.0 +0.5	kg/10年 +2 +5 +6 +2	g/10年 +18 +38 +26 +34	g/10年 +17 +58 +43 +63

※1：秦の時代に「不惑」の年とされ、力強くなる頃とされる。※2：育種価

※3：目標は、令和7年度時点を基準とした育種価の向上の度合いを示すものであり、令和17年度までのそれぞれの生産者における10年間の遺伝的改良量である。

表3:(参考) 肥育素豚生産用母豚の能力に関する数値(全国平均)

現 在	11.8	頭	%	2.3	回	24.2	頭
日 標 (令和17年度)	12.6	95		2.3		27.5	

※2：繁殖能力及び産肉能力に係る数値（飼料要求率を除く。）は、一般社団

法人日本養豚協会が行う遺伝的能力評価事業で雌雄の個体のデータを

収集したものである。

※4：1日平均増体量の数値は、実際の改良の現場で、生時を体重0kgとして、  
採卵した卵の平均重さをもとに算出した。

て算出した105kgまでの間の値と、30kgから105kgまでの間の値の両方が使用されているため、併記。なお、30kgから105kgまでの間の値は、

※5：飼料要求率の数値は、体重30kgから105kgまでの間の1日平均増体量と飼料要求率の関係をもとに推定した値である。(バーチャーについては実測値。)

いたデータには海外産ハイブリッドも含んでいる。  
※3：現在値は、令和2～4年度に収集したデータの平均値である。

表4：(参考) 肥育豚の能力に関する数値(全国平均)

	出荷日齢	出荷体重	飼料要求率
現在	184日	114kg	2.9
目標(令和17年度)	180	120	2.8

※1：肥育豚の能力は、交雑種のものとする。なお、算出に用いたデータには海外産ハイブリッドも含んでいる。

※2：出荷日齢、出荷体重の算出に用いたデータと飼料要求率の算出に用いたデータは対象農場等が異なる。また、飼料要求率は生時から出荷までの肥育豚のものとする。

※3：現在値は、令和2～4年度に収集したデータの平均値である。

(2) 体型に関する改良目標  
繁殖能力及び産肉能力を最大限に發揮させ、供用期間が長く飼養管理が容易となるよう、強健で肢蹄が強く、発育に応じて体各部の均称がとれた体型に改良する必要がある。  
また、肢蹄に関する評価指標は確立されていることから、引き続きデータの収集・分析を進めるとともに、改良現場での実践に向け判定の均一化・精度向上を図るものとする。そのほか、体型に関する簡易な評価が可能な改良形質について引き続き検討するものとする。

### (3) 能力向上に資する取組

#### ① 改良手法

育種価を基礎とした選抜を行い一つ、能力及び一性の高い系統の造成や開放型育種により、特に、繁殖能力の向上を図るため、雌系純粹種豚の改良を推進する必要がある。  
また、遺伝率が低い繁殖形質等については、育種母集団を拡大し選抜圧を高めることが効果的である。このため、独立行政法人畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県、大学、民間の種豚生産者等の関係者が構成する国産純粹種豚改良協議会等を活用

しながら協業を含め連携することにより、多くのデータを収集・評価し、この評価結果を用いて優良な改良素材を効率的かつ効果的に利用することができる改良体制の構築を推進するものとする。  
その際、現在の純粹種豚の遺伝的能力評価の多くは農場内評価にとどまっていることから、広域的な遺伝的能力評価に基づく純粹種豚の選抜及び交配を推進していく必要がある。国内の優良な遺伝資源を最大限活用していくためにも、育種価情報の適切な活用方法の普及等を進めるとともに、地域間で純粹種豚の血縁ブッシ<sup>(注2)</sup>を拡大して育種価の推定精度を高めた上で、この育種価に基づく選抜と交配を推進するものとする。  
このような改良体制の強化を通じて、純粹種豚の多様性を維持しつつ、能力向上と優良な改良素材の広域的な活用を促進することにより、農家レベルでの更なる生産性の向上に努めるものとする。  
なお、肉豚生産における薬剤の使用を抑え、事故率を低減させる観点から、DNAマーカー等を活用し、豚サーコウイルス2型等の伝染性疾病への抵抗性を持つ種豚群を作出する技術が開発されていることから、活用について検討する。  
また、衛生面の確保を図りながら改良素材の広域利用を促進する観点から、凍結精液を用いた家畜人工授精の技術向上やガラス化・凍結技術を活用した胚移植等の技術改良を進め、種豚生産現場での活用に努めるとともに、DNA情報を利用した育種改良の実用化に向けた情報収集、産子の育成率の向上につながる改良・飼養管理手法の開発に努めるものとする。  
さらに、これまでの各種改良形質に係る成果の検証や今後の改良に必要なデータを十分に収集し、今後の改良の検討に活用するため、改良関係者と連携して、データを効率的かつ効果的に収集・分析することできる体制の構築を検討するものとする。

#### 注2：血縁ブッシ

信頼性の高い遺伝的能力評価を行うため、農場間で種豚や精液の導入・提供を行い、農場間で種豚の血縁関係を構築すること。

#### ② 純粹種豚の維持・確保

肥育豚生産の基となる改良素材として、多様な流通・消費ニーズに対応した多様な特性を有する純粹種豚の飼養頭数が減少していることから、豚肉の供給能力を確保し特色ある豚肉生産を図るため、凍結精液の作成・保管・利活用体制の構築を含めたその維持・確保並びに種豚生産者等への安定供給のための体制の整備及び強化に努めるものとする。

一方、希少品種の活用や飼養管理方法等による差別化を図るための特色ある品種の維持・確保について、関係機関の役割分担も含めて検討を進めるものとする。

### ③ 飼養管理

ア　肥育豚の出荷日齢の短縮を図るため、品種等の特性に応じた改良を進めるとともに、飼養管理の改善を通じて増体性や飼料利用性の向上等に努めるものとする。また、豚の能力に応じた適切な飼料設計や給与水準の設定を行うものとする。

イ　飼養管理の効率化や労働時間の削減を図るため、母豚群飼システム<sup>(注3)</sup>や豚舎洗浄ロボット等のスマート農業技術のほか、ベンチャーマーキング<sup>(注4)</sup>等のデータの活用を推進するものとする。

ウ　特長ある豚肉生産や一層の生産コストの低減を図るため、地域における特色のある種豚の活用等によるブランド化等を推進するとともに、エコファーム<sup>(注5)</sup>を含む国内由来飼料については、引き続き利用を推進するものとする。なお、肉と接触した可能性がある食品残さからエコファームを製造する場合には、加熱処理の製造基準を遵守する必要があること等、飼料としての安全の確保等に関する必要な知識の習得や生産技術の向上に努めるものとする。

エ　遺伝的能力などの豚が本来持つ能力を十分發揮させるためには、日々の飼養管理や適切な飼料給与、丁寧な取り扱いなどの豚を快適な環境で飼養するアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が重要である。このため、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」(令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知)及び「豚の飼養管理に関する技術的な指針」(令和5年7月26日付け5畜産第1065号)<sup>(注6)</sup>の周知及びその普及を推進するものとする。

オ　暑熱による繁殖・肥育成績の低下への対策として、近年の夏の気候を考慮した適切な換気、断熱効果の高い畜舎設計や塗料等の利用及び送風ファンやクリーニングパッドなどの冷却設備、散水設備の設置や効果の検証等を推進するものとする。

### 注3：母豚群飼システム

母豚を群飼するために、母豚にICタグを取り付け、個体ごとに給餌量や発情兆候等の情報を把握・管理する手法。

### 注4：ベンチャーマーキング

自農場の育成率や繁殖・肥育成績などを継続して記録し、経営状況を把握する手法。

### 注5：エコフィード (ecofeed)

「環境に優しい (ecological)」や「節約する (economical)」等を意味するエコ (eco) と飼料 (feed) を併せた造語で、食品製造副産物等を利用して製造された家畜用飼料。

### ④ 衛生管理

CSF・ASFのみならず、豚繁殖・呼吸器障害症候群や豚サーコウイルス感染症等の慢性疾病は生産性を阻害する大きな要因となっていることから、農場における疾病対策及びバイオセキュリティの強化に取り組む必要がある。

これらの伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守の徹底について指導するとともに、さらなるバイオセキュリティの向上及び定期的な衛生検査による飼養豚の疾病的保有状況の把握を進めるためにも、農場HACCPやGAP等の生産工程管理の普及やグループ生産システム<sup>(注7)</sup>等を活用したオールイン・オールアウト<sup>(注7)</sup>の導入等の衛生対策を推進するものとする。

また、薬剤耐性菌の増加は、疾病治療を困難にし、ひいては生産性低下にもつながることから、ワクチン接種を含む飼養衛生管理による感染症の予防、抗菌剤の使用機会の削減等により、抗菌剤を真に必要な場合に使用する慎重使用<sup>(注8)</sup>に取り組む。

### 注6：グループ生産システム

母豚をいくつかのグループに分け、交配・分娩・離乳を集約して実施する手法。子豚の日齢が違うことにより小規模農場でもロットごとの頭数を確保できるようになるほか、オールイン・オールアウトを実施しやすくなるメリットがある。

### 注7：オールイン・オールアウト

豚の出荷及び移動の後、豚舎又は豚房のある部屋を空にした上で、水洗・消毒・乾燥を徹底する方式。病原体が減少し、豚群の健康維持、事故率低減及び生産性向上が図られるメリットがある。

### 注8：(抗菌剤の) 慎重使用

抗菌剤の使用機会を減らすために、ワクチン接種を含む適切な飼養衛生管理を実施の上、抗菌剤の適正使用により最大限の効果を上げ、薬剤耐性菌の選択を最小限に抑えるように使用すること。

⑤ 食味に関する指標

消費者の多様なニーズに応じた肉質の改良を進めるため、オレイン酸等の食味の評価に関する科学的知見の蓄積に努め、指標化項目や評価手法の検討及びその簡易な測定・分析手法の確立・普及を図るものとする。また、得られた肉質、特に脂肪交雑等の改良成果等について、消費者を始めとした関係者への浸透に努めるものとする。

3 増殖目標

豚肉の需給動向に即した生産を行うことを旨として、飼養頭数目標を 790 万頭（現在 880 万頭）に設定する。

(参考) 豚をめぐる情勢

1 豚をめぐる情勢

我が国の養豚は、食生活の多様化・高度化に伴い食肉需要が堅調な伸びを示す中、食肉の中でも消費量が多く、重要なタンパク質供給源である豚肉を供給するとともに、流通・加工及び販売業者も含め幅広い産業として発展してきた。

豚肉の需給状況については、消費量が近年増加傾向で推移する中、国内生産は横ばい傾向で推移している。なお、国産豚肉は、調理の幅が広く、テーブルミートを中心として加工や外食、中食向けなど多様な方法で利用されており、我が国の国民の食生活の中で重要な食材となっている。

生産については、飼養戸数が減少する中、家畜の改良の推進とともに、飼養管理技術の向上等による生産性の向上や省力化が図られ、併せて規模拡大が進展することで生産基盤の維持が図られてきた。

経営形態としては、繁殖から肥育まで自農場で行う一貫経営が多数を占める状況ではあるが、疾病的コントロール等の観点から、繁殖や肥育等の生育ステージごとに農場を分離し飼養管理する事例も見られる。

また、近年では、ふん尿処理等の環境保全対策や、CSF・ASF 等を含めた各種疾病に対する飼養衛生管理水準の向上、水際対策、野生動物対策等が一層重要なになってきている。

今後、国際化が浸透している状況においては、より一層の生産コストの低減とともに、消費者の多様なニーズに応えた高品質化等への取組が求められている。このような中、豚肉の官能評価試験において、筋肉内脂肪含量の増加に伴い、食味が向上する傾向がある一方、6 %以上に増加しても消費者の嗜好性にあまり差が出ないとの知見や、一価不飽和脂肪酸の割合の増加が良い風味に寄与する可能性があるとの知見が示されるなど、科学的分析結果と食味との関係の研究も進んできている。その他、アミノ酸とタンパク質の比率をコントロールした飼料を給与することにより筋肉内脂肪含量を増加させる技術も開発・実用化されている。

なお、平成 26 年 6 月、養豚農業が、地域経済に貢献する重要な産業であることや食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることを目的とした養豚農業振興法（平成 26 年法律第 101 号）が制定された。平成 27 年 3 月、養豚農業振興法に基づき、養豚農業の振興に関する基本方針が策定された後、我が国における CSF の発生（平成 30 年）や四

半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法が改正される（令和6年）など、情勢の変化がみられていることから、令和6年度に養豚農業の振興に関する基本方針の見直しを行っている。

## 2 改良をめぐる情勢

### (1) 改良事業の概要と変遷

豚の改良は、昭和30年代に、産肉能力を検定する全国統一基準が定められ、国、都道府県等は集合検定施設を各地に設置し、産肉能力に関する改良を進めた。

昭和40年代以降、それまでの純粋種豚を肉生産用の豚（肥育豚）として利用する生産方式から、ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種等の交雑豚（主に三元交雑豚）を肥育豚として利用することが一般的となってきた。

また、多頭飼育化に対応した者一性の高い高品質な豚肉生産が求められるとともに、外国で改良された種豚の導入も増加した。

このため、国、都道府県等において、従来の個体の改良ではなく閉鎖集団としての改良を行う系統造成事業が開始され、主に国は雛型系統（デュロック種）、都道府県等は雛型系統（ランドレース種及び大ヨークシャー種）との役割分担の下、令和6年までに全国で94系統を造成した。系統造成は、都道府県それぞれが造成を行ってきたが、これらが協力して系統造成に取り組む事例も見られた。

一方、種豚生産者等においては、主に国内外から優良な改良素材豚を導入しながら選抜を繰り返す手法で、優良な種豚群の造成に取り組んできた。なお、種豚の改良手法である産肉能力の検定としては、当初、産子の成績を用いて検定する後代検定が行われていたが、検定期間の短縮化が求められたことや検定機器の開発等により個体自身を検定する直接検定への移行が進み、さらに昭和50年代から60年代にかけて全国的に豚の疾病が蔓延したことから、集合検定施設における検定方法から自己の農場で検定する現場検定方式へ移行している。

また、平成12年から、飼養環境による影響を排除し、豚の遺伝的能力を正確に把握すること目的とした遺伝的能力評価が開始され、農場内評価から地域内評価等への進展もみられ、各域内の農場間では種豚の評価値の比較が可能となつた。

あわせて、改良に必要な素材を確保する場合においても伝染性疾病の侵入リスクの低減を図ることが重要であるため、改良現場におけるガラス

### (2) 成果

#### ① 純粋種豚

ア 繁殖能力  
1腹当たり生産子豚の育成頭数は、主に肥育素豚生産用母豚の生産に利用されるランドレース種において、過去20年間で9.8頭から10.2頭と微増傾向で推移している。

#### イ 産肉能力

1日平均増体量は、肥育豚生産の交配用の雄として主に利用されるデュロック種において、過去20年間で880gから1,037gと増加傾向で推移している。

#### ② 育成素豚生産用母豚の繁殖能力

1腹当たり生産頭数は増加傾向、分娩回数及び育成率は横ばい傾向で推移しており、この結果、年間離乳頭数については、過去20年間で20.8頭から24.2頭へと増加傾向で推移している。

#### ③ 遺伝的能力評価

繁殖能力について、パークシャー種については平成23年4月から全国評価を実施。デュロック種、大ヨークシャー種及びランドレース種については、沖縄県内、群馬県内及び栃木県グレーブ内の農場において地域内評価を実施してきた中、県域を越えて血縁の繋がりのある農場が拡大したことから、栃木県グレーブについては平成29年10月から広域評価を実施。また、群馬県グレーブのうちデュロック種については令和2年4月に広域評価へ参加。

化・凍結技術を活用した胚の保存・移植技術の活用・普及に向けた取組、帝王切開手術による改良素材の導入も行われている。

## 1 改良・増殖をめぐる情勢と課題

馬は、重種馬、軽種馬、乗用馬等に区分され、それぞれの用途に応じて様々な利活用が図られているが、生産者の高齢化が進行し、担い手が不足していることから、飼養戸数や飼養頭数は減少傾向で推移している。また、それに伴い、生産を支える技術者（獣医師、装削蹄師等）や指導者等も不足している。重種馬については、生産者の高齢化や担い手不足等により、生産基盤の弱体化が進行していることから、担い手の確保に努めるとともに効率的な飼養管理に努め、優良な種雄馬及び繁殖雌馬を確保し、生産基盤を強化することが重要である。また、生産意欲の向上を図るためにも、利活用の幅を広げることが求められている。このため、各年で変動が激しい受胎率を向上・安定させることや、けん引能力を高めること等に努める必要がある。

軽種馬については、CPTPP、日EU・EPA及び日米貿易協定の発効により、妊娠馬の関税は即時撤廃され、競走馬の関税は撤廃に向けて段階的に削減が進んでいる中、内国産馬の能力が世界トップクラスに比肩するなど能力の向上が図られているが、利用する血統に偏重が見られることから、能力向上を図りつつ、血統の偏重の改善に配慮した交配に努める必要がある。

乗用馬については、競技や乗馬クラブ等による従前からの利用に加え、近年ホースセラピー、障がい者乗馬、教育、観光など多様な利活用が図られているが、馬の更なる利活用の幅を広げていくためには、引退競走馬の再トレーニングによる乗用利用等の推進や、子どもでも扱いやすい日本在来馬や小格馬などの活用により馬とふれあう機会の積極的な創出も有効な取組であると考えられる。

特に、我が国固有の遺伝資源である日本在来馬については、その希少性に配慮した品種の保存及び品種による特性を踏まえた利活用を推進するため、近交係数の上昇に配慮した繁殖基盤を維持とともに計画的に馬の利活用先を確保するなど、関係機関による連携の下、地域の実情を踏まえた対応が重要である。

## 2 改良目標

## (1) 能力に関する改良目標

## ① 重種馬

生産基盤の強化のため、近交係数の上昇に留意した上で、強健性の向上を図るとともに、環境適応性が高く、性格が温順で増体性及び飼料利用性の高いものとする。特に、繁殖雌馬にあっては、受胎率、生産率、哺育能力、連産性等の繁殖能力の向上を図るものとする。

このうち、輓用<sup>(注1)</sup>にあっては、運動性に富み、けん引能力の高いものとし、また、肥育用にあっては、早熟で発育が良く、産肉能力の高いものとする。

## 注1：輓用

車などの車両や、ばんえい競馬で轡（そり）等を輓（ひく）く用途のこと。

表：繁殖能力に関する目標数值（全国平均）

現在 (令和4年度)	受胎率 68%	生産率 58%
目標 (令和17年度)	75%以上	65%以上

※1：受胎率は、当年の受胎頭数を当年種付け頭数で除したもの。

※2：生産率は、当年の産子数を前年の種付け頭数で除したもの。

## ② 軽種馬

競走用にあっては国際的に通用する、肉体的かつ精神的に強靭で、スピードと持久力に優れた競走能力の高いものとする。

## ③ 乗用馬

強健性の向上を図るとともに、性格が温順で動きが軽快で乗りやすいものとする。

このうち競走用にあっては、運動性に富み、飛越力、持久力等に優れたものとする。

(2) 体型に関する改良目標  
肢蹄が強く、体各部の均称の良いものとし、それぞれの用途や品種の特性に応じた体型とする。

(3) 能力向上に資する取組

① 改良手法

ア 重種馬

輸用として我が国において広く利用される日本輸系種<sup>(注2)</sup>を中心いて、優良な種雄馬及び繁殖雌馬の確保に努めるとともに、これまでの検討の成果を踏まえ、けん引能力等の評価方法の実用化に向けた取組の検討・推進を行うものとする。

また、日本輸系種の改良素材として活用可能なペルシュロン種等の外国品種を含む優良な種雄馬及び繁殖雌馬の維持・確保とその適切な利用に努めるものとする。

さらに、外国産馬も含む優良な種雄馬及び繁殖雌馬の維持・確保とその適切な利用含む家畜人工授精技術や受精卵移植技術の改善とその理解醸成・普及により、改良の推進に努めるものとする。

あわせて、家畜改良の基礎となる家畜登録制度への馬の登録を推進することで、血統登録等の頭数を確保し、適切な改良に取り組むものとする。

注2：日本輸系種

ブルトン種、ペルシュロン種、ベルジアン種等の輸系馬を掛け合わせて造成された、我が国独自の品種。

イ 軽種馬

血統の多様性に配慮した種雄馬及び繁殖雌馬を確保し、血統情報等を活用した交配に努めるものとする。

また、強健性・運動能力等に関するデータの収集等を行い、その活用に努めるものとする。

ウ 乗用馬

多様なニーズに対応した乗用馬を生産するため、外国産馬も含め優良な種雄馬及び繁殖雌馬の確保と用途に応じた利用に努めるとともに、飛越能力等の評価方法の確立及びその実用化に向けた取組を推進するものとする。

また、これらの優良な種雄馬の広域利用、輸入精液の利用を含む家畜

人工授精技術や受精卵移植技術の改善とそれらの一層の活用・普及により、改良の推進に努めるものとする。

日本在来馬については、用途に応じて各品種の特性（性格や体型）を踏まえた利活用を推進するとともに、家畜人工授精技術や受精卵移植技術を活用するなど、希少性に配慮した品種の保存に努めるものとする。

② 飼養管理

ア 技術研修会等の開催を通じて、飼養管理の改善、馴致・育成技術等の向上に努めるとともに、家畜人工授精などの繁殖技術の改善・普及に努めるものとする。

イ 教育体制の強化等により、担い手の育成や馬に関する技術者及び指導者等の確保及び技術向上等に努めるものとする。

ウ 繁殖雌馬については、繁殖の開始に当たっての各個体の発育状況等に十分配慮するとともに、確実な発情発見、授精適期の把握、分娩前後の適正な栄養管理、流産や分娩事故の防止等を徹底することにより、空胎期間の短縮を図るものとする。

エ 特に、乗用馬において繁殖の用に供する雌馬については、受胎率の向上に向け、利用状況を踏まえつつ、種付け前に休養期間を設ける等、馬体の状態等に配慮するよう努めるものとする。

オ 馬の持っている能力を最大限に發揮させ、増体や繁殖性の改善など生産性の向上を図るために、馬を快適な環境の下、適切な栄養状態で飼養すること等が重要であることから、「国際競走事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）及び「馬の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1068号）の周知及びその普及を推進するものとする。

③ 衛生管理

家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、計画的な予防接種に努めるほか、生産者が飼養衛生管理基準を遵守するための取組を推進するものとする。

④ 多様な利活用に関する情報の収集・共有

馬の多様な利活用を推進するに当たっては、一世代で多用途に供する場合があること（競走用から乗用や繁殖用などへの用途転換等）も踏まえ、

利用目的ごとの需要に即した利活用を推進することが重要である。このため各用途段階の関係者で意見交換等を行い、情報収集や共有、実態把握等に努めるものとする。

なお、近年、引退競走馬のセカンドキャリアにも注目が集まっており、引退競走馬を始めとする馬の多様な利活用等に資する取組を実施する団体が設立される等の動きがある中で、引き続き、引退競走馬のセカンドキャリアの支援に努めるものとする。

### 3 増殖目標

飼養頭数については、利用目的ごとの需給動向に応じた頭数となるよう努めるものとする。

そのためには、新規参入者を始め生産・飼養に携わる人材の育成といった後継者対策等に取り組む必要がある。また、地域の生産基盤の弱体化が進行していることを踏まえ、生産基盤の維持・強化に向けて、例えば、地域の繁殖雌馬を預かり種付けや育成を共同で行う等、新たな生産体制の構築に向けた検討を行う必要がある。

(参考) 馬をめぐる情勢

1 馬をめぐる情勢

我が国における馬の飼養頭数は、令和5年は約7万4千頭であるが、馬は、古くは農耕、運搬等のための生活に密着した役畜として、また軍用馬として改良が図られてきた。戦後、農業機械化やモータリゼーションの進展により、役畜としての用途は薄れ、現在では、それぞれの利用目的に応じて内国産馬の生産、改良が行われている。

重種馬は、種雄馬を中心にばんえい競馬の成績による選抜及びペルシュロン種等の外国品種も含めた交配による雑種強勢を利用して、けん引能力の向上を期待した大型で早熟、強健性の向上を目指した改良が進められている。

軽種馬は、海外からの優良な種雄馬の導入及び国内の好成績馬を用いた次世代生産が行われ、競馬の国際化も進展する中、競走能力の向上を目指した改良が行われている。

また、乗用馬は、乗馬人口が増加している中、国内外の優良な種雄馬を活用した乗用馬の生産・改良が行われており、特に競技馬の飛越力、持久力の向上が図られている。

また、我が国固有の遺伝資源である日本在来馬については、関係機関と連携し、それぞれの保存会による保護活動に加え、利活用の拡大に向けた取組が行われている。

### (2) 成果

重種馬は、けん引能力、産肉能力等の向上を目指し、体長や体幅の増加による大型化が図られてきた。

軽種馬は「ロンジンワールドベストレースホースランキング<sup>(注3)</sup>」に、令和5年は日本で調教された馬が56頭入り、世界全体の2割を占めるなどの

実績を示し、世界的に注目を受けている（令和5年のレーティング115以上）の頭数は288頭）。

乗用馬では、近年、全日本レベルの競技会において、内国産乗用馬が優勝するなど、資質の高さが示された。

また、日本在来馬では、木曾馬の受精卵を採取し、北海道和種馬をレシピエント（代理母）として移植し、生産を行うことに加え、作成した受精卵を凍結保存するなどの新たな取組も行われており、優良な馬の効率的な生産及び遺伝資源の保存に資する技術として注目されている。

注3：ロンジン・ワールド・ベスト・レースホース・ランキング  
IFHA（国際競馬統括機関連盟〔本部：パリ〕）は、世界的な主要なレースでの成績に基づき、競走用馬の評価を実施。その結果をランクイング化して公表したもの。

## VI めん羊

### 1 改良・増殖をめぐる現状と課題

めん羊は、肉利用を目的として主にサフォーク種が飼養されており、近年ではサフォーク種以外の品種を利用した交雑による能力の向上等も図られるなど、多様な品種の導入や飼養が行われている。

また、畜産物利用だけでなく、高い放牧適性を活かした耕作放棄地の有効活用や景観保全への活用、小型で扱いやすい特性を活かしたふれあいによる療養や効果の発揮や教育への活用など、多様な利活用が行われている。

このようなか、最近の食肉需要の高まりを受け、国産羊肉についても需要の高まりが見られるが、国内の限られた生産基盤では、種畜を確保し飼養頭数を増加させることは容易ではなく、かつ、と畜先も少なく、限られた状況にある。くわえて、羊乳に対する需要も増えつつあるが、その生産実態の把握が課題となっている。

さらに、めん羊の多様な利活用が図られる中、技術者・指導者等の不足や飼養管理・衛生管理技術の向上を図るための情報提供等が課題となっている。

### 2 改良目標

#### （1）能力に関する改良目標

国産羊肉の需要拡大に応えるため、育成化に重点を置き、安定した生産体制づくりに努めるとともに、生産コストの低減を図るために、産肉能力及び繁殖能力の向上に努めるものとする。

##### ① 産肉能力

発育性、増体量及び枝肉歩留まりの維持・向上に努めるものとする。

##### ② 繁殖能力

哺育能力（1腹当たり離乳頭数）を維持しつつ、受胎率の向上に努めるものとする。

表：能力に関する目標数値

(令和5年度)	種畜供給機関 (参考値)	90日齢時体重		1頭当たり離乳頭数 のとれ
		雄	雌	
(令和17年度)	民間データ	42kg	39kg	-
		42kg 以上	38kg 以上	1.6頭以上

※1：数値はサフオーラ種のものである。  
 ※2：種畜供給機関の現状値は、家畜改良センター十勝牧場及び北海道畜産試験場の数値であり、一部、濃厚飼料を給餌して飼養したものである。  
 ※3：「90日齢時体重」は、母羊が「5才」「單子分娩・一子哺育型」の場合の数値を基準とした補正係数(※)を用いた次の算式により算出したものである。

$$90\text{日齢時体重} = (\text{生時体重} + \frac{\text{測定体重} - \text{生時体重}}{\text{測定日齢}} \times 90)$$

× (母羊の年齢の補正係数) × (分娩・哺育型の補正係数)

この算式を用いて、自ら飼養している子羊の90日齢時体重を計算することにより、上記の表中の数値と比較することができる。

※母羊の年齢、分娩・哺育型を補正する係数

要因	補正係数
母羊の年齢	
2才	1.08
3才	1.01
4才	1.00
5才	1.00
6才	1.03
7才	1.08
分娩・哺育型	
單子・一子	1.00
單子・二子	1.10
双子・一子	1.08
双子・二子	1.19
三子・一子	1.09
三子・二子	1.24
三子・三子	1.37

※4：1頭当たり離乳頭数は90日齢離乳時のものである。

(2) 体型に関する改良目標  
強健で肢蹄が強く、体積に富み、後躯が充実し、体各部の均称のとれたものとする。

(3) 能力向上に資する取組  
① 改良手法

ア 血統登録情報を活用した近親交配の回避及び不良形質の排除や、スクリーピー抵抗性遺伝子の保有率の向上等に配慮した交配に努めるものとする。

また、サフオーラ種以外の純粹種の導入やそれらの交雑利用に加え、寄生虫への遺伝的抵抗性をもつ系統の利用について検討するものとする。

イ 客観的な能力評価手法を活用し、優良な種畜を選抜・育成するため、関係者の連携の下、関連するデータの収集、分析体制の構築等に努めるものとする。

② 優良な種畜の確保

優良な種畜の不足が懸念されることから、関係機関や飼養農家の協力の下、家畜人工授精技術等による優良な種畜の生産を図るとともに、その供給体制づくりを推進するものとする。

また、そのためにも、血統登録頭数の確保に努めるものとする。

③ 家畜人工授精技術の活用

効率的な改良増殖を推進するため、家畜人工授精技術に関する情報提供・研修等を通じた関係者の理解醸成と、獣医師等の技術者育成及び家畜人工授精技術の向上を図るとともに、優良な種畜の精液の活用に努めるものとする。

④ 飼養・衛生管理

ア 飼養及び衛生管理技術の向上を図り、人工哺乳技術を活用した子羊の損耗防止や分娩前後の母羊の適正な栄養管理等により生産性の向上に努めるものとする。

また、暑熱等の環境ストレスを軽減するほか、増体性等に影響を及ぼす寄生虫への対策は、適切な飼養管理によりその効果が最大限に発揮されることに留意して行うものとする。

イ 家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、生産者における飼養衛生

管理基準の遵守の徹底について指導するものとする。

## ⑤ 多様な利活用の推進

草類に対する食性の幅が広く、下草等の短い草を好むなどの採食特性を活かし、耕作放棄地等の景観維持やふれあい教育・展示等を始めとする多様な利活用に関する価値・魅力の消費者等への発信を図るものとする。その際、飼養者に対し、留意すべき動物取扱に関する法制度等が周知・徹底されるよう努めるものとする。また、利用目的に応じた優良なめん羊の供給体制づくりを推進するものとする。

## ⑥ その他

と畜場の確保・受入拡大に向けては、地元自治体等の協力を得ながら、と畜場開設者との話し合い等を行うことにより、と畜場関係者の理解醸成を図ることが重要である。

## 3 増殖目標

飼養頭数については、種雄羊及び繁殖雌羊を含め、需要動向に応じた頭数となるよう努めるものとする。

## 2 これまでの改良の取組

めん羊は、昭和初期までは、羊毛生産を目的としてメリノ種を始めとする多くの品種が海外から導入された。昭和12年にはコリデール種が全体の7割以上を占めるに至り、主要な品種として、体格や羊毛の改良に重点が置かれた。昭和30年代以降は飼養目的が羊毛生産から羊肉生産へと変わり、昭和40年代には肉専用種であるサフオーラー種の飼養が中心となつた。サフオーラー種を中心とした改良は、不良形質の排除や飼養環境の改善、米国やカナダを始めとした海外からの種畜導入等により、大型化が図られ、産肉能力及び繁殖能力の向上が図られてきた。

近年では、改良基盤が縮小する中、関係者間により構築された種畜供給体制を基に、優良種畜の確保等が取り組まれており、また、スクレイビー病清浄国であるニュージーランドから優良種畜の導入が行われている。

## 1 めん羊をめぐる情勢

我が国においてめん羊は、かつては主に毛用として飼養され、時代の変遷とともに、毛肉兼用、肉用へと変化し、近年では、畜産利用だけではなく、ふれあい目的なども含めた、多様な用途で飼養されている。

また、羊肉については、近年の食肉需要の高まりの中、羊肉の特徴的な栄養成分（カルニチン等）についても注目されている。

飼養頭数は、約2.5万頭（令和5年）であり、近年は増頭傾向にあるが、羊肉の需要が年間約2万トン程度ある中、国産羊肉生産量（部分肉ベース）は、約100トンで総需要量の1%未満となっている。

なお、令和3年には、ニュージーランドとの間で精液証明書の発行条件が締結されたことにより、輸入凍結精液の国内流通が可能となつた。

(参考) めん羊をめぐる情勢

験研究機関や他の畜種の関係者等とも連携して山羊乳の成分検査ができるか検討を行うものとする。

### 1 改良・増殖をめぐる現状と課題

山羊は、乳利用を目的として、主に本州で日本ザーネン種を中心に飼養されているほか、沖縄県等では、肉用として在来種や日本ザーネン種、ボア種等との交雑利用が行わっているなど、各地の特性や需要に応じた生産がされている。また、畜産物利用だけではなく、高い放牧適性を生かした耕作放棄地の有効活用や景観保全への活用、小型で扱いやすい特性を生かした、ふれあいによる癒やし効果の発揮や教育への活用など、多様な利活用が行われている。

このような中、最近は、山羊乳を利用したチーズ等の乳製品加工・販売の取組が見られており、乳成分に関する能力や泌乳能力の向上が求められているほか、食肉需要の高まりを受け、山羊肉に対する需要についても高まりが見られているが、国内の限られた生産基盤では、種畜を確保しながら飼養頭数の増加につなげることが困難であり、かつ、生体市場やと畜先も少なく、限られた状況にある。

さらに、山羊の多様な利活用が図られる中、技術者・指導者等の不足や飼養管理・衛生管理技術の向上を図るための情報提供等も課題となっている。

### 2 改良目標

#### (1) 能力に関する改良目標

生産物の需要拡大に応えるため、齊一化に重点を置き、安定した生産体制づくりに努めるものとする。また、生産コストの低減を図るため、繁殖能力の維持・向上に努めるとともに、乳用にあっては、山羊乳・乳製品の需要に応じるため、泌乳能力や乳成分に関する能力の向上、肉用にあっては、産肉能力の向上に努めるものとする。

- ① 繁殖能力
- 受胎率の維持・向上に努めるとともに、肉用にあっては、更に哺育能力等の向上に努めるものとする。

#### ② 乳量及び乳成分

乳用にあっては、乳量及び乳成分のバランスに留意して乳量の向上に努めるとともに、乳脂肪分や無脂乳固形分等の乳成分の維持・向上に努めるものとする。特に乳成分にあっては、データの収集体制の構築に向け、試

表：能力に関する目標数値

現在 (令和 5 年度)		総乳量 (250 日換算)
目標 (令和 17 年度)		600kg

※1：日本ザーネン種のものである。

※2：総乳量は、産次、分娩後日数、1 日当たり乳量を基に、泌乳期間を 250 日換算して算出したもの。

#### ③ 産肉能力

肉用にあっては、発育性、増体性及び枝肉歩留まりの維持・向上に努めるものとする。

#### (2) 体型に関する改良目標

① 強健で肢蹄が強く、体各部の均称のとれた飼養管理が容易な大きさのものとする。

② 乳用にあっては、体型に優れ、乳器は搾乳が容易なものとする。肉用にあっては、体高・体積に富み後脚が充実したものとする。

#### (3) 能力向上に資する取組

##### ① 改良手法

ア 血統登録情報を活用した近親交配の回避と閑性<sup>(注)</sup>等の不良形質の発現防止に配慮した交配に努めるものとする。

イ 客観的な能力評価手法を活用し、優良な種畜を選抜・育成するため、

関係者の連携の下、関連するデータの収集、分析体制の構築等に努める

ものとする。

ウ 改良素材として純粹種の適正な利用に努め、能力の向上を図るものとする。

#### 注：閑性

雌雄の特性を併せ持ち、繁殖能力のないものをいう。山羊の場合は、角の有無の遺伝と密接に関係しており、無角の個体同士の交配で無角の遺伝子がホモとなる個体が生まれた場合、閑性となることが分かつ

ている。

② 優良な種畜の確保

優良な種畜の不足が懸念されることから、関係機関や飼養農家の協力の下、家畜人工授精技術等による優良な種畜の生産を図るとともに、その供給体制づくりを推進するものとする。また、そのためにも、血統登録頭数の確保に努めるものとする。

③ 家畜人工授精技術の活用

効率的な改良増殖を推進するため、獣医師等の技術者の育成等を通じた家畜人工授精技術の向上を図るとともに、優良な種畜の精液の活用に努めるものとする。

④ 飼養・衛生管理

ア 飼養及び衛生管理技術の向上を図り、確実な発情発見や人工哺乳技術を活用した子山羊の損耗防止や分娩前後の母山羊の適正な栄養管理等により生産性の向上に努めるものとする。

また、暑熱等の環境ストレスを軽減するほか、増体性等に影響を及ぼす寄生虫への対策は、適切な飼養管理によりその効果が最大限に發揮されることに留意して行うものとする。

イ 山羊乳・乳製品又は食肉等の利用目的に応じた適切な品種の選定や、その能力を發揮させるための飼養管理の改善に努めるものとする。

ウ 家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守について指導するものとする。

⑤ 多様な利活用に関する情報共有

草類に対する食性の幅が広いという採食特性を活かし、耕作放棄地等の雑草対策やふれあい教育・展示等を始めとする多様な利活用に関する価値・魅力の消費者等への発信を図るものとする。その際、飼養者に対し、留意すべき動物取扱に関する法制度等が周知・徹底されるよう努めるものとする。また、利用目的に応じた優良な山羊の供給体制づくりを推進するものとする。

⑥ その他

家畜市場の開催やと畜場の確保・受入拡大に向けては、地元自治体等の協力を得ながら、家畜市場やと畜場の関係者との話し合い等を行うことによ

3 増殖目標

飼養頭数については、乳用、肉用のほか、多様な利活用に対するそれぞれの関心の高まりを踏まえ、需要動向に応じた頭数となるよう努めるものとする。

り、関係者の理解醸成を図ることが重要である。

## (参考) 山羊をめぐる情勢

## 1 山羊をめぐる情勢

我が国の山羊飼養は、自家消費の乳用として1、2頭飼いが主流であったものが、近年は山羊乳・乳製品販売のために多頭飼いを行い商業的に取り組む農家も出てきている。山羊乳については、その機能性（低アレルギー、高タウリン等）、山羊肉については、沖縄県を中心に近年の食肉需要の高まりの中、低脂質・高たんぱくであることや宗教による摂取の制限が少ないと注目されている。

飼養頭数は、約3.1万頭（令和5年）であり、最近少しづつ増加傾向にあるが、山羊肉については、部分肉ベースで年間約300トン程度の需要がある中、国産の山羊肉の生産量は、約50トンで総需要量の約16%となっている。

## 2 これまでの改良の取組

山羊の改良は、昭和10年代から30年代までに乳用の利用を目的としてザーネン種の種畜導入が図られ、国及び都道府県において行われた研究、系統造成、種畜の民間への配布により、泌乳能力等の改良及び繁殖技術の開発が図られ、日本ザーネン種が作出された。昭和40年代後半以降は、国を中心に種畜の配布が継続的に行われ、昭和59年からは、凍結精液の作成・配布、平成17年からは冷蔵精液の作成・配布が行われている。

近年、沖縄県では肉用種としてボア種、ザーネン種及びヌビアン種、独立行政法人家畜改良センターでは乳用種であるザーネン種をニュージーランドから導入し、これらを基にした種畜生産が進められている。

## 鶏の改良増殖目標の公表について

鶏の改良増殖目標を次のとおり定めたので公表する。

令和7年5月13日

農林水産大臣 江藤 拓

## 鶏の改良増殖目標

我が国の畜産は、良質な動物性たんぱく質に富む畜産物の供給を通じ、国民の健康増進等に貢献してきただけではなく、地域資源の活用等による国土保全、景観形成や地域の雇用機会の創出にも寄与してきた。さらに、家畜とのふれあいや、教育ファームにおける体験学習等の機会の提供を通じて「食」や「生命」の大切さへの理解を増進し、心をより豊かにするといった役割も担ってきた。

近年の畜産をめぐる情勢では、生産現場における高齢化や粗い手不足の進展等による生産基盤の弱体化、飼料等の資材価格の高騰等による生産コストの増大等が大きな課題となっており、これらへの対応が急務である。また、持続的な食料システムの構築に向け、年々進行する地球温暖化や、より高いレベルでのアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理等も求められている。さらに、消費に目を向けると、少子高齢化や健康志向の高まり等を踏まえた国内需要や品質に重きを置いた海外需要を見極めつつ、多様な消費者ニーズに応じた畜産物生産を進める必要がある。このため、これまで以上に消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが重要である。

そのような状況の中、我が国の家畜の改良・増殖においては、長年にわたる関係者の取組により、家畜の能力や生産性、畜産物の品質等が大幅に向上してきたが、今後、課題となっている「強み」のある畜産物の生産を、より効率的に進めるために、改良に資するデータをいかに効率的に集約して分析し、「家畜づくり」に生かすことができるかが鍵となる。

「家畜づくり」の中でも、鶏の改良・増殖は、消費者に対する安価で良質なたんぱく源としての鶏卵・鶏肉の安定供給に資する取組であり、養鶏経営の安定及び養鶏業の振興の基礎となるものであることから、家畜改良増殖目標に準じて鶏の能力に関する目標やその向上に資する取組を定める本目標を策定したものである。なお、鶏は他の畜種に比べライフサイクルが短く改良の効果が現れるスピードが早いことから、目標年度は5年後の令和12年度とした。

この度、新たな目標を検討するため、鶏の改良の専門家を始め、養鶏経営や流通・販売・消費等に関する有識者による研究会を設置し、技術的見地に加え様々な視点から議論を重ね、さらに食料・農業・農村政策審議会畜産部会での審議を経て、本目標を取りまとめた。

この議論の中では、外国鶏種のシェアが大半を占める中で、一極集中によるリスクや危機管理の観点から、国産鶏種の育種改良や国産鶏種を含む鶏種の選択肢の幅を確保することが重要との認識が示された。

また、外国鶏種の育種改良スピードは一層加速化しているが、国産鶏種においても、差別化できる品質を維持しながら、その普及のために求められる経済的な遺伝的能力を追求しなくてはならないとの意見も示された。そのような意見を踏まえ、本目標では、①卵用鶏においては、長期にわたり高い産卵性を維持する改良を推進、②肉用鶏においては、生産コストを低減するために飼料要求率と育成率の改良を推進、③地鶏等の国産鶏種については特色ある品質を保持しつつ、合理的な価格水準での供給が図られるよう生産コストの低減を推進することと

した。なお、新たにアニマルウェルフェアへの対応として、鶏の喧嘩性(けんそうせい)等を低減させる飼養管理手法や改良手法を検討することも盛り込んだ。これらを推進していくためには、国及び独立行政法人家畜改良センターを始め、都道府県、関係畜産団体等の家畜の改良・増殖に携わる産学官の「改良関係機関」は、新たな技術も活用し、多様な遺伝資源の維持・確保等を通じて、能力の高い「鶏づくり」を進め、また、「農場」においては、家畜の快適性にも配慮しながら、その能力を最大限に発揮させて「強み」のある畜産物の生産等に努め、これらを通じて「食卓」における国産畜産物への理解を増進することにより、「改良関係機関」、「農場」及び「食卓」が双方向で支え合うことが重要である。なお、基本的には、本目標の改良目標の項目のうち、「能力に関する改良目標」は主として「改良関係機関」が取り組むべき事項である。一方、「能力向上に資する取組」には、「改良関係機関」が取り組むべき事項に加え、「農場」が取り組むべき事項も含まれる。

本目標を踏まえ、「農場」における適切な種畜の選択と能力の発揮が図られ、「食卓」の多様なニーズに応える国産畜産物の供給を通じて消費者との信頼関係が構築されるよう、地域で技術普及に携わる関係者とも連携しつつ、各当事者が主体的かつ計画的に鶏の改良・増殖に取り組むこととする。

## II 鶏の改良増殖目標

## 1 改良・増殖をめぐる現状と課題

我が国の養鶏については、現在、国内で流通している実用鶏の多くが外国鶏種<sup>(注1)</sup>という現状となっている。この様な中で、多様な消費者ニーズに対応した鶏卵・鶏肉の安定供給を図るため、我が国の気候風土等の飼養条件に適応した多様な国産鶏種<sup>(注2)</sup>の改良・増殖等を進めることが重要となっている。さらに、我が国で鶏の改良・増殖等を進め、種鶏を生産することは、海外で高病原性鳥インフルエンザ等の悪性疾患が発生した場合、種鶏の輸入停止措置等による国内の鶏卵・鶏肉生産への影響を緩和しつつ、選択肢を確保することも役立つものである。

国産鶏種の改良を進めるに当たって、卵用鶏については、外国鶏種との特色の違いをいかに示していくかが重要である。また、肉用鶏については、特別な飼育をし、力と比較しても遜色はないことから、卵質等の面で外国鶏種との特色の違いを示していくことが課題となっている。

これに加え、鶏の改良・増殖の基盤強化のため、国産鶏種の遺伝資源を始原生殖細胞（PGCs）<sup>(注5)</sup>の保存技術を活用して安定的に確保するとともに、飼養管理及び衛生管理方法の改善による生産コストの低減に資する取組も推進することが必要となっている。

## 注1：外国鶏種

海外で育種改良された種鶏と、これらから生産された実用鶏（鶏卵・鶏肉の生産のために、雑種強勢効果を發揮する種鶏を交配して生産した鶏）。

## 注2：国産鶏種

独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）、都道府県及び民間の関係機関の連携の下に日本国内で育種改良された種鶏と、これらから生産された実用鶏（地鶏、在来種等の育種素材鶏を含む。）。

## 注3：地鶏

在来種に由来する血液百分率が50%以上のものであって、かつ、そ下の環境で飼育したもの。

## 注4：在来種

在来種一覧（地鶏肉の日本農林規格別表より抜粋）

会津地鶏、伊勢地鶏、岩手地鶏、インギー鶏、烏骨鶏、鶏矮鶏、ウタイチャーン、エーコク、横斑プリマスロック、沖縄島地鶏、尾長鶏、

河内奴鶏、雁鶏、岐阜草地鶏、熊本種、久連子鶏、黒相鶏、コーチン、芦良鶏、薩摩鶏、佐渡島地鶏、じとつこ地頭鶏、芝鶏、軍鶏、小国鶏、ちやほ、東天紅鶏、とうてんこう、矮鶏、土佐丸鶏、土佐地鶏、対馬地鶏、名古屋種、比内鶏、三河種、蓑曳鶏、ちやほ、みやじどり、蓑曳鶏、宮地鶏、ロードアイランドレッド

## 注5：始原生殖細胞（PGCs）

受精卵の胚に出現する、将来精子や卵子になる細胞（Primordial Germ Cells）。この細胞を保存し利用することで、疾患等により途絶えた遺伝資源の再生や近交係数の上昇を抑制することができる改良体制の構築に資することが可能。

2 改良目標  
(1) 能力に関する改良目標

以下に示す、卵用鶏及び肉用鶏の飼料要求率<sup>(注6)</sup>を始めとする能力に関する目標の数値は、養鶏農家において飼養されている外国鶏種の能力水準に基づくものであり、これを品質や特色を重視する国産鶏種に直ちに適用するには難しい面もあるが、国産鶏種の改良を図っていく上で指針となるものである。

これを踏まえ、肉用鶏のうち国産鶏種（地鶏等）については、全国各地で在来種等を利用しながら飼育期間や飼料に工夫を加えて生産され、その多種多様な価値をそれぞれ訴求している実態に鑑み、改良を進めていくものとする。

## 注6：飼料要求率

卵用鶏の場合、鶏卵1kgを生産するために、肉用鶏の場合、体重1kgを増加させるために必要な飼料量であり、次の式により算出される。

$$\text{飼料要求率} = \frac{\text{飼料摂取量}}{\text{生産量等}}$$

## ① 卵用鶏

飼料要求率 日産卵量<sup>(注7)</sup>の低下につながらないよう留意しながら、現在の飼料要求率を維持・向上するものとする。

生産能力（産卵率、卵重量、日産卵量、50%産卵日齢<sup>(注8)</sup>）飼料要求率を維持・向上しながら、産卵率を改善するとともに、卵重量については地域によって好まれる卵の大きさが違うなどの消費者ニーズ

を踏まえ、幅のある目標とする。また、卵重量については、初期卵重で十分な卵重量を確保できるよう、50%産卵日齢を設定する。産卵率の改善に当たっては、長期にわたり高い産卵性を維持できるよう考慮するものとする。

#### 注 7：日産卵量

卵重量に産卵率（一定の期間における鶏群の産卵個数を、その期間の鶏群の延べ羽数で除した数値）を乗じた数値。

#### 注 8：50%産卵日齢

鶏群の半数の鶏が産卵を開始する日齢。

表 1：卵用鶏の能力に関する目標数値（全国平均）

飼料 要求率 *	鶏卵の生産能力					
	産卵率 *	(参考) 生存率 **		卵重量 *	日産卵量 *	50% 産卵日齢 日
		%	%			
現在	1.93	88.4	96.8	61.7 g	54.6 g	147
今回目標 (令和12年度)	1.9	89	97	61～65	54～58	144

\*：飼料要求率、産卵率、卵重量及び日産卵量は、それぞれの鶏群の50%産卵日齢に達した日から1年間における数値である。

\*\*：生存率は、生後5箇月齢時の羽数に対する一定期間（1年）後の羽数の割合。

#### ウ その他の能力に関する改良事項

##### (ア) 卵質

生産・流通段階における破卵の発生の低減を図るための卵殻強度や消費者ニーズに応えた卵殻色、ハウエニット<sup>(注9)</sup>の改善、肉斑・血斑<sup>(注10)</sup>の発生率等の低減のための改良を推進するものとする。

##### (イ) 育成率<sup>(注11)</sup>・生存率

長期にわたり高い生産性を維持するため、飼養管理及び衛生管理の改善等により、育成率及び生存率の向上に努めるものとする。特に、生存率の向上は、高い生産性を持続させることができ、鶏の更新コストの抑制にもつながることから重要である。

#### 注 9：ハウエニット

鶏卵の品質の目安であり、濃厚卵白の高さ、卵重等をもとに次の式により算出される。

$$100 \times \log (H - 1.7 \times W^{0.37} + 7.6)$$

Hは割った卵の卵白の高さ (mm)、Wは卵重 (g)

注 10：肉斑・血斑  
肉斑は鶏卵内に肉片様のものが付着したもの。血斑は鶏卵内に血液が付着したもの。

注 11：育成率は、え付け羽数に対する生後5箇月齢時の羽数の割合。

#### ② 肉用鶏（ブロイラー）

ア 飼料要求率  
生産コストの低減を図るため、飼料要求率<sup>(注12)</sup>の改善に努めるものとし、その際には、増体の低下につながらないよう留意するものとする。

イ 生産能力（出荷日齢）  
飼料要求率の改善と増体性の向上を踏まえた、適正な出荷日齢に努めるものとする。

ウ 育成率  
飼養管理及び衛生管理の改善等により、育成率<sup>(注13)</sup>の向上に努めるものとする。

エ その他の能力に関する改良事項  
実用鶏の効率的な供給を図るため、母系の種鶏の産卵能力向上に努めるものとする。

注 12：飼料要求率は、雌雄の出荷日齢における平均体重に対する出荷日齢までの期間に消費した飼料量の割合であり、体重1kgを増加させるために必要な飼料量を表し、増体性の指標となる。

注 13：育成率は、農場出荷羽数から食鳥処理場で廃棄された羽数を除いた羽数のえ付け羽数に対する割合。

表 2：肉用鶏の能力に関する目標数値（全国平均）

	出荷日齢 日	飼料要求率	育成率 %	(参考) 体重*	
				現在	3,063 g
今回目標 (令和12年度)	46		94.8 %	1.6	3,000 ～3,100

\* 体重は、雌雄の出荷日齢時の平均体重であり、参考値である。

#### (3) 国産鶏種（地鶏等）

国産鶏種の地鶏については、家畜改良センターによって改良が進められてきた種鶏や、地域振興の観点から主に都道府県によって改良が進められてきた。様々な特徴を有する地鶏等は、一般的にブロイラーに比べて肉質や食味等に優れるとされるが、増体性や種鶏の繁殖性（産卵率）が低く、生産性の面

での改良が求められている。したがって、特色ある品質を保持しつつ、特に、消費者に対し合理的な価格水準での鶏肉等の供給が図られるよう生産コストの低減に努めるものとする。

具体的には、増体性とともに育成率や産卵率等の経済形質のバランスがとれた種鶏の生産を図るため、引き続き素材鶏の能力強化を行う家畜改良センター、都道府県及び民間の関係機関が連携しながら、系統造成<sup>(注14)</sup>と組み合わせ利用<sup>(注15)</sup>を行うこととする。

あわせて、地鶏等の安定的な雑の生産・供給を図りながら、和食の食材や地域の特色ある產品としての需要の裾野を拡大すること等により、流通業者や消費者の認知度を高める取組を推進していくことが重要である。

#### 注14：系統造成

素材とした個体群を対象に選抜と交配を繰り返すことにより遺伝的に優良で斉一な集団（系統）を作出する改良手法。

注15：組み合わせ利用

造成された複数の系統について、雑種強勢効果を發揮する組み合わせを見い出して交配利用すること。

#### (2) 能力向上に資する取組

##### ① 改良手法

家畜改良センター、都道府県及び民間の関係機関の連携

国産鶏種の改良に当たっては、銘柄の多くに家畜改良センターの素材鶏が使われていることや、系統造成における雄系及び雌系の選択は地域の創意工夫とブランディングによるものであることから、家畜改良センターと都道府県及び民間の関係機関が連携して、次の（ア）から（オ）までに留意した鶏の改良を進めるものとする。

この場合、家畜改良センター及び都道府県は種鶏のもととなる素材鶏の系統造成に、また、都道府県及び民間の関係機関はこれらとの組み合わせ利用の成績等を参考とした種鶏の改良と実用鶏の安定供給に、それぞれ努める。また、必要となる遺伝資源の保持についての相互補完の取組を推進するものとする。

（ア）国産鶏種の系統造成に当たっては、様々な消費者ニーズに応えるため、遺伝的多様性を保持した上で、遺伝的能評価に基づく素材鶏・種鶏の選抜及び利用を図り、増体性や繁殖性（産卵率及び産卵期間）の向上に努めるものとする。また、実用レベルの供給が可能な育種規模を確保するとともに、より多くの生産者及び消費者に向けて国産鶏種の特徴をPRし、その理解醸成に努めるものとする。

（イ）遺伝資源の保存や改良増殖に貢献する始原生殖細胞（PGCs）の保存等技術の習得及び普及について、関係者間で相互に補完できるような連携体制の構築について、検討するものとする。

（ウ）国産鶏種の肉質等の特徴を保つつ、喧嘩性（けんそうせい）を低減

させる飼養管理手法や改良手法について検討するものとする。

（エ）温暖化の進行等を踏まえ、日本の飼養環境に適した改良に係る知識の蓄積を進める。

（オ）鶏改良推進中央協議会<sup>(注16)</sup>等の場で改良に関する情報や消費者ニーズ等を改良関係者に伝達するとともに、異血導入等のマッチング、食文化やご当地食材とのコラボレーションの事例等PRの方法について継続的な情報交換に努めるものとする。

#### 注16：鶏改良推進中央協議会

家畜改良センター、都道府県、民間団体等が消費者ニーズも踏まえ、効率的な改良を推進するための課題解決に向けた各機関の役割分担や業務の連携調整等を行う会議。

#### イ 遺伝子（DNA）情報の利用

鶏の育種改良等への利用を促進するため、有用な遺伝子情報の収集を進めるものとする。

#### ② 飼養管理及び衛生管理

鶏の遺伝的能力を十分に発揮させ生産性を向上するとともに卵質・肉質の向上を図るため、次の取組に努める。

ア 育成率向上や産卵の持続性の維持等を目的とした飼料設計の改善を図る。

イ 家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、生産者における飼養衛生の管理基準の遵守の徹底について指導する。

ウ 生産者における生産管理の徹底や効率性の向上による経営基盤の強化のため、農場HACCPやGAP等の生産工程管理の普及を通じ、生産者の家畜衛生、作業安全、アニマルウェルフェア等の取組を推進する。

エ アニマルウェルフェアについては、鶏を快適な環境で飼養することが重要であるから、「国際衛生事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）、「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1066号）及び「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1067号）の周知及びその普及を推進するものとする。

オ スマート農業技術の導入による飼養管理方法の効率化を推進する。

カ 薬剤耐性菌の増加は、疾病治療を困難にし、ひいては生産性低下につながることから、ワクチン接種を含む飼養衛生管理による感染症の予防、抗菌剤の使用機会の削減等により、抗菌剤を真に必要な場合に使用する慎重使用に取り組む。

③ その他

生産者が商品の差別化を図る過程で、各自の工夫やブランディングにより様々な付加価値を加え、多様な消費者ニーズに対応した生産物を供給できるようにするため、鶏卵については、ハウユニットに加え、卵の濃厚さに關係する卵黄比率を、鶏肉については、歯ごたえ、アミノ酸組成、脂肪酸組成等といった食味に関する形質を検討することが重要であり、鶏改良推進中央協議会等での議論も考慮しながらPRするものとする。

また、国産の飼料資源等を活用し、差別化を図る鶏卵・鶏肉生産の取組を推進しつつ、鶏の疾病抵抗性に係る知見の蓄積を進める。

さらには、国産飼種等の国産資源の利活用による持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた鶏卵・鶏肉の生産についても、JAS等の認証制度を活用しながら推進するものとする。

以上のような取組を通じて、生産性も向上させることで、輸出等を積極的に展開する。

3 増殖目標

鶏卵・鶏肉の需要動向に即した安定供給を行うことを旨として、飼養羽数の目標を次のとおり設定する。

卵用鶏：172百万羽(現在172百万羽)

肉用鶏：141百万羽(現在141百万羽)

また、多様化する消費者のニーズに応え、国は、特色ある鶏の増殖に向けた種鶏の羽数が十分に確保されるよう努めるものとする。

(参考) 鶏をめぐる情勢

1 鶏をめぐる情勢

我が国の養鶏は、食生活の多様化・高度化に伴い、鶏卵・鶏肉に対する需要が堅調な伸びを示す中で、良質で安価なたんぱく質を供給するとともに、地域経済を支える重要な産業として発展してきた。

この発展過程において、生産については、飼養戸数が減少する中で、配合飼料、鶏用ワクチン、ケージ飼育や自動給餌機等の開発・普及により、生産性の向上とともに省力化及び一戸当たりの飼養規模の拡大が進展し、その生産基盤の維持拡大が図られてきた。

しかしながら、近年の養鶏をめぐる状況を見ると、我が国の食料安全保障の確保を図るためにも、国産飼料の利活用の推進や、我が国も含め、世界の主要生産国及びアジア諸国で発生している高病原性鳥インフルエンザを始めとする各種疾病に対する衛生対策等への対応が求められている。

今後一層の国際化が求められる中で、輸入品に対応すべく、生産コストの低減や品質の向上等によるブランド化の取組が行われている。一方、訪日外国人旅行者の増加に伴い、国産の鶏卵・鶏肉を使用した高付加価値メニューや関する需要も拡大しており、更には、生産者・処理加工業者・輸出事業者らが生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築し、輸出先国との基準に対応するための取組が進められている。

2 これまでの改良の取組と成果

(1) 改良事業の概要

養鶏の発展過程において、鶏の育種改良による能力の向上は、飼養管理及び衛生管理技術の改善とともに、生産性向上の面で大きな役割を果たしてきた。

我が国における卵用鶏の改良は、大正期以降、民間育種家において実施され、世界でもトップレベルの鶏が作出されていた。しかし、昭和30年代より海外から大規模飼育に適した育成性の高い外国飼種となっている。一方、肉用鶏については、卵用種及び卵肉兼用種を肉用として利用する生産方式から、海外から産肉性の優れた肉用種を導入し、短期間で肥育して出荷する生産方式が急速に広まり、肉用鶏の98%以上が外国飼種となっている。

この間、生産者や消費者において、国産飼種に対するニーズが一定程度ある中、我が国独自の鶏の造成を行うべく、家畜改良センターは、産卵性の良い卵用鶏や自らの羽色を発現しない地鶏等の生産に適した増体性の高い肉用鶏等、在来種との交雑に適した種鶏を都道府県及び民間に供給してきた。また、家畜改良センターは集団遺伝学に基づく系統造成を、都道府県や民間の関係機関は組み合わせ利用の成績等を参考に国産飼種のための育種改良事業を実施している。

こうした取組により、能力的に外国飼種と遜色のない能力水準まで向上させること目標に我が国の飼改良を進めてきたところであり、肉用鶏に

ついてはいまだ能力的に外国鶏種に比べ若干劣るもの、卵用鶏についてはほとんど遜色ない水準に達している。

また、消費者ニーズの多様化等に対応して、卵用鶏については、在来種等の国産鶏種を利用した地域に根差したブランドを有する鶏の作出に取り組まれてきたところである。一方、肉用鶏については、一般的なブロイラーとは異なり、在来種等を利用した地鶏等の作出が全国各地で取り組まれ、これらの鶏作出用の基礎となる鶏（能力が明らかな系統の鶏）の育種改良において、家畜改良センター及び都道府県が大きな役割を果たしている。

## (2) 成果

### ① 外国鶏種を含めた我が国全体の鶏の能力の推移

卵用鶏については、産卵率、飼料要求率等の経済形質において、過去10年間に産卵率が86.8%から88.4%、飼料要求率が2.02から1.93になるなど着実に向上している。一方、50%産卵日齢は142.5日から146.9日となっているが、これは、初期卵重を重くするため、飼養管理により産卵開始日齢を遅らせている現状にあるためである。

肉用鶏についても、過去10年間に体重（46日齢換算）が2.73kgから3.02kg、飼料要求率が1.86から1.64と向上しているが、育成率は気候の影響等もあり、年ごとに変動があるものの95%前後で推移し、現在は94.8%となっている。

### ② 国産種鶏の作出

都道府県や民間の関係機関で作出した在来種等を利用した地鶏等については51銘柄あり、その約8割の銘柄に家畜改良センターが改良した種鶏が利用されるなど、各地域における地鶏等の生産に貢献している。

さらに、家畜改良センター、民間の関係機関が作出した卵用鶏の「もみじ」、「さくら」、肉用鶏の「はりま」、「たつの」、卵肉兼用種の「岡崎おうはん」が国産鶏種として定着しており、今後も、比較的購入しやすい国産の鶏としての位置付けを堅持する必要がある。

## 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の公表について

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第7条第3項の規定に基づき、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき、公表する。

令和7年5月13日

### 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針

農林水産大臣 江藤 拓

## 第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

### 1 家畜排せつ物の適正管理

#### （現状と課題）

家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないというのが基本となる考え方である。したがって、処理のために必要な施設の整備や維持・管理は自ら行うべきものと考えられる。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「法」という。）が平成11年7月に制定され、平成16年11月に本格施行されたが、この間、堆肥舎の整備等を全国的に推進してきた結果、法に基づく管理基準は、ほぼ全ての適用対象農家において遵守されている状況となっている。

他方で、法の本格施行から20年が経過する中で、施行までに整備した堆肥舎等の老朽化や規模拡大による施設の処理能力不足が生じており、飼料をはじめとした生産資材価格の高止まりなどにより厳しい経営環境にある畜産農家にとって、直接収益に繋がりにくいこれらの施設の更新・整備に向けた費用の確保が全国的な課題となっている。

#### （対応方向）

畜産農家は、家畜排せつ物の管理に当たっては、法に基づく管理施設の構造設備に関する基準及び管理の方法に関する基準を遵守し、適正な管理を行わなくてはならない。

施設の老朽化に対しては、修繕や更新のための費用を計画的に積み立てることが基本であるが、経済的負担を軽減するため、リース事業の活用等も検討する。その際、可能であれば低利融資等の支援も活用しながら、強制発酵施設などより高度な処理が可能となる施設・設備への機能強化を図ることが望ましい。

また、都道府県は、管理の方法に関する基準のうち遵守率が十分とはいえない年間の家畜排せつ物発生量や処理方法に関する記録について、引き続き畜産農家への指導を徹底する。

家畜排せつ物は、肥料三要素、微量元素、有機物等を多く含むことから、これまでも堆肥として有効利用を行ってきたところであり、経営内での自給飼料生産や、地域内において堆肥と稲わらを交換する耕畜連携の取組を進めてきた。

一方、特に近年の急激な為替の変動や世界情勢の変化等による食料安全保障上のリスクの高まりを受け、過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換を集中的に進めていく観点から、化学肥料原料や生産資材等の国産化が喫緊の課題となっている。このような背景のもと、令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略（以下「みどり戦略」という。）においては、2050年（令和32年）までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減する目標を設定した上で、目標達成に向けた具体的な取組として、堆肥の高品質化やペレット化、堆肥を用いた新たな肥料の生産と広域流通を推進することとしている。

また、令和4年12月に決定された食料安全保障強化政策大綱（食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）においては、みどり戦略に基づく取組を強力に推進することにより、施肥の効率化による化学肥料の使用量の低減と合わせて、堆肥や下水汚泥といった国内資源の肥料利用を進め、国内の肥料使用量（リンベース）に占める国内資源の割合を2021年（令和3年）の25%から2030年（令和12年）までに40%に拡大する目標を掲げている。

制度面においても、更なる堆肥の利用を進めつつ、耕種農家の土づくりにも寄与するため、令和元年の法改正により、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）において、堆肥と化学肥料の混合を柔軟に行えるよう規定された。また、令和4年には環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料・システム法」という。）が施行され、同法に基づく計画認定制度が開始された。家畜排せつ物は、機械等を活用して適切に強制発酵を行うことで管理過程から温室効果ガス排出を削減することが可能であり、また、生産された堆肥を有機肥料として利用することで化学肥料の使用量を低減することができる、いすれの取組も計画認定の対象となる。この計画認定者に對して税制優遇や低利融資、国庫補助事業採択時の優遇措置により支援するなど、堆肥の生産及び利用を拡大する取組等に對する環境整備が進められてきた。

さらに、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法において、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、肥料の適正な使用の確保や家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進等に必要な施策を講ずることとされたところである。

現在、我が国における家畜排せつ物発生量のうち約8割が、畜産農家や耕種農家により堆肥等として農業利用されていると推定されるが、この中には最適な施肥量を

超えて農地に還元されている場合も含まれていると考えられる。このため、施肥量の最適化により生じた余剰の堆肥等について、国内肥料資源としてより有効に利用することが求められている。

#### （対応方向）

畜産農家は、自給飼料生産による経営の安定及び環境負荷の低減に向け、経営内でおこなった家畜排せつ物から良質な堆肥を生産し、自家ほ場に還元することが重要である。

国や地方公共団体等は、みどりの食料・システム法に基づく計画認定者への税制優遇や低利融資、国庫補助の優先採択等のメリット措置について周知し、畜産農家における積極的な認定の取得及び取組の推進や耕種農家による堆肥の利用促進に努める。

また、堆肥の利用に当たっては、過剰施肥による地下水汚染等を防止し環境負荷を低減するほか、食料安全保障の観点から国内肥料資源として最大限効率的に活用するため、土壤診断及び堆肥の成分分析を行い、土壤中に必要な肥料成分等を把握した上で、適切に施用することが重要である。

#### （2）堆肥等の円滑な流通

##### （現状と課題）

家畜排せつ物の発生量や農地面積には地域差があり、自家ほ場や地域内における飼料作物生産での堆肥利用を推進してもなお、堆肥の余剰感が生じている地域がある一方、逆に堆肥の入手が難しい地域もある。こうした地域間での需給バランスの改善に向け、耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化や広域流通のためのペレット化等、化学肥料との混合等の取組により堆肥の流通円滑化を推進してきたところであり、各地域において取組事例は増加している。

しかししながら、ペレット化等は、機械の導入・維持コストが大きいこと、事前の水分調整や畜糞、副資材等の条件に合わせた適切な造粒が難しいこと等により、個々の中小規模農家が単独で取り組むのは容易ではなく、JA・市町村等が運営する堆肥センターや肥料製造・販売事業者等への原料供給など、地域全体の課題として検討する必要がある。

他方、取引形態の半を占めるいわゆるバラ堆肥を散布するには、マニュアル・プレッサー等の散布用機械が必要となるが、通常、耕種農家側ではこうした機械を保有していない場合が多い。今後、耕種農家による堆肥の利用拡大を進めていく上では、散布の労動作業と経費を誰が負担し、いかに軽減するかについても地域全体で検討していくことが重要となる。

また、スラリーを地域内の耕種農家等のほ場に散布する場合には特に、近隣住民等からの苦情発生を防ぐための対策が課題となる。

(対応方向)  
① 地域内流通 (市町村・農業協同組合等単位)

畜産農家の規模拡大に伴う畜産排せつ物の発生量増加や堆肥供給先の耕種農家の離農等により、新たな堆肥供給先を確保する必要が生じた場合、まずは耕畜連携等による地域内での堆肥の利用拡大を図ることが基本である。

堆肥の余剰感がある地域においては、堆肥の新規需要の獲得、特に堆肥未利用農家の開拓が重要となる。このため、畜産農家側、耕種農家側の双方とコミュニケーションがとれる地方公共団体や農業協同組合など地域の関係者が連携することで、耕種農家に対し堆肥の土壤改良効果やコスト面などのメリットを周知しつつ、畜産農家に対し堆肥の品質向上等の指導を行うとともに、機動的なマッチング体系を整備するなど、需要開拓のために主導的な役割を果たすことが求められる。なお、地域での円滑なマッチングを実現するため、地方公共団体等は、管内の畜産農家における堆肥供給可能量や価格などの取引条件を把握し、リスト化するとともに、簡単に情報にアクセスできる環境を整備しておくことが望ましい。

堆肥の新規需要の開拓を進めるため、良質な堆肥供給はもとよりマニュアル・プレッサー等の堆肥散布用機械の導入や散布組織の確保、ペレット化等耕種農家が通常保有している機械で散布可能な形態への加工、さらに化学肥料と混合することで成分不足を補いつつ散布の作業負担を低減できる指定混合肥料の製造など、耕種農家の利便性向上に向けた取組を推進する。くわえて、ほ場の近くに堆肥を一時保管できるストックヤードを設けるなど、堆肥の運搬や散布をより効率的に行う環境整備も重要である。なお、こうした一時保管を行う場合にも周辺環境への配慮が必要となる。

また、堆肥やスラリーの散布に当たっては、散布時間や風向き等の気象環境にも配慮しつつ、散布後すぐに耕起するなど臭気が拡散しないように工夫するとともに、近隣の畜産農家とも情報交換を行い、地域で苦情が発生しないよう努める必要がある。

今後、畜産農家の高齢化の進展に伴い、堆肥の生産や散布作業が負担となり、堆肥の利用促進に支障を生じる可能性が高い。このため、地域の複数農家から家畜排せつ物を集積し、堆肥化・販売等を行う堆肥センター、農地への散布を担うコントラクター等の農業支援サービス事業体が果たす役割はますます大きくなっていると考えられる。

他方、各地の堆肥センターについても畜産農家の減少や深刻な施設の老朽化といった課題を抱えるとともに、人員不足や赤字経営が常態化している場合も多いことから、地域の実情や今後の施設の持続可能性を踏まえた施設のあり方について、ハド、ソフトの両面から検討していくことが重要である。

また、堆肥を提供・利用する場合には、海外で広く利用されている除草剤の成分であるクロピラリドにも注意が必要である。輸入飼料を給与している牛及び馬の排

せつ物に由来する堆肥にはクロピラリドが含まれている可能性があり、特にトマトなどクロピラリド感受性の高い作物への施用により生育障害を引き起こす場合がある。このため、国や地方公共団体等は、畜産農家や堆肥製造・販売業者、園芸農家等のそれぞれが行うべき取組について、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け28消安第4228号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、28消安第4230号畜産水産安全部管理課長、28生産第1606号農産局農業環境対策課長、28生産第1607号農産局技術普及課長、28生産1602号農産局農業環境対策課長、28畜産第1121号畜産局畜産振興課長、28畜産第1120号畜産局飼料課長(最終改正:令和4年10月24日))の内容を十分に周知するとともに、関係者間での情報共有が円滑に行われるよう指導を行う。

## ② 広域流通 (都道府県の域内・域外)

地域内での流通が難しい場合には、なるべく流通コストを抑えられるよう、マッチングの範囲を県内から県外へ段階的に広げていく必要があるが、個人の農家間での調整には限界があることから、より広域的なマッチングの調整を行える都道府県や都道府県団体あるいは全国団体が連携し、サポートする体制を整備することが望ましい。その際、各組織における畜産担当部局と耕種担当部局が、組織内連携を密にしていくことが必要不可欠である。

広域的な流通を行う場合、品質、形態、量及び価格といった耕種農家側のニーズに対し、より的確に対応することが求められる。

輸送距離が長くなるほど、輸送コストが大きくなるとともに、供給側の畜産農家による散布が難しくなることから、輸送に適しており、かつ耕種農家が保有する肥料用機械で散布可能なペレット化等の必要性が高くなる。一方で、ペレット化は、原料の水分調整などの技術面に加えて、コスト面が課題になりやすいことから、取組を進める際には、機械の導入・維持コストや輸送コストと販売価格のバランスを含め、実現性と継続性をあらかじめ十分に検討することが重要である。

特に、製造したペレット堆肥の販売価格によっては耕種農家側の継続的な利用が難しくなる場合もあり、販売価格や形態など耕種農家側のニーズに合わせて、低価格で提供可能なバラ堆肥との使い分けも重要となる。

また、今後、特に広域的な利用を促進するためには、肥料メーカーなどペレット化等の加工から輸送・販売までを担える事業者との連携が一層重要となるが、肥料メーカーが製造する肥料の原料として堆肥を供給する場合にあっても、低い水分含量で安定した品質を確保する必要があることに留意が必要である。

他方、肥料メーカー側においても、国内資源の有効活用の観点から、原料調達に関しては、より幅広い畜産や品質の原料の受け入れについて、検討を進めることが望ましい。

なお、堆肥の広域流通におけるクロピラリド対策については、関係者間の適切な

### 3 家畜排せつ物のエネルギー利用 (現状と課題)

みどり戦略においては、資材・エネルギー調達における温室効果ガス削減等の環境負荷軽減を実現するため、バイオマス等を活用した地産地消型エネルギー・システムの構築や地域資源循環の取組等を推進することとしている。

このうち、家畜排せつ物のエネルギー利用については、再生可能エネルギー・電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT/FIP 制度の活用等により取り組まれている。

また、第 3 次バイオマス活用推進基本計画（令和 4 年 9 月 6 日閣議決定）では、引き続き、堆肥等の利用による資源循環の取組を推進するとともに、地域の実情に応じてメタン発酵や炭化・焼却処理等による高効エネルギー利用を促進していくことで、2030 年（令和 12 年）までに家畜排せつ物の物理的回収限界である約 90% が利用されることを目指すこととしている。

家畜排せつ物のエネルギー利用を目的としてメタン発酵を行う場合、設備投資効果の確保に加えて、発酵残渣として生じる消化液を還元するための十分な農地面積の確保等も課題となる。

なお、取組時期や収益性などの検討に当たっては、FIT 制度から市場連動型の FIP 制度への移行が段階的に進められていることにも留意が必要である。

### (対応方向)

バイオマス発電については、家畜排せつ物を発酵槽や焼却炉において密閉状態で処理することにより臭気の低減につながるほか、エネルギー利用によるカーボンニュートラルへの貢献に加え、後に発生する副産物である消化液や焼却灰も肥料資源としての活用が見込まれる。このため、原料の供給元や消化液等の利用先が確保でき、かつ、施設整備費のほか修繕費や人件費等のランニングコストを十分に勘案した上で持続可能なと判断される場合には、家畜排せつ物処理における有力な選択肢になり得る。

家畜排せつ物の有効利用に向け、FIT/FIP 制度のみに依存するのではなく、地域における熱・電気等の需要量、収益性、電力系統への接続状況等を踏まえつつ、エネルギー等を地域内で利用する循環経済地域の創出を推進する。

発電に伴い発生する熱等のエネルギーの有効利用、副産物の肥料としての活用等については、地域振興にもつながることから、その推進に当たっては、地方公共団体や生産者団体等が積極的に関与することが望ましい。

なお、消化液については、確実に処理又は利用できるよう全量の散布先等を予め確保しておくとともに、不需要期に備えた十分な貯留スペースを用意しなくてはならない。浄化処理を選択するケースもあるが、BOD/N 比が低い上、アンモニアによる硝化阻害が生じやすいことに留意しつつ、排水施設整備費や電気代等のランニングコスト

に照らして持続可能性を判断する必要がある。

そのほか、家畜排せつ物の発酵により発生したメタンガスの直接利用やメタンガスから水素を製造する等の新たなエネルギー利用の方法についても、他分野の関係者と積極的に連携しながら模索していく。

### 4 環境規制への適切な対応 (現状と課題)

家畜排せつ物の管理及び利用に当たっては、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）や水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）に基づく環境規制に適切に対応する必要があることに加え、畜産農家の大規模化や住宅との混住の進展等により深刻化する地域住民からの苦情に真摯に対応することが、持続的な畜産経営を実現する上で重要となっている。

このうち、悪臭については、畜産由来の苦情の原因の過半を占めているが、悪臭の発生源、農場の立地及び風向きなど様々な要因が関係し、その対処法も農場ごとに異なることから、効果的かつ汎用性のある対策が求められる。

また、畜産農業からの排水については、水濁法に基づく「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」（以下「硝酸性窒素等」という。）など一部の物質等に関する一般排水基準に対して期限を設けた暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）が設定されており、これまで基準値の段階的な見直しが行われてきた。今後、一般排水基準への移行に向けて、現場の実態を踏まえつつ、全国的に排水の水質向上を図っていく必要がある。

くわえて、世界的に窒素やリンの流出による環境汚染が問題となる中、我が国においても施肥、生活排水、家畜排せつ物の不適正処理等に起因する硝酸性窒素等による地下水汚染等が課題となっている。持続可能な窒素管理の観点からも、家畜排せつ物の適正管理や適切な堆肥施用を徹底する必要がある。

### (対応方向)

#### (1) 体制整備

悪臭防止法や水濁法は、いずれも地方公共団体に事業者への指導権限がある。地方公共団体の畜産部局は、環境部局と密に連携しながら、適正な飼養管理や施設管理が図られるよう指導等を行うことが重要である。

特に、悪臭等による周辺住民からの苦情対応や排水に関する助言等の実施について、現地確認を行う場合には、畜産部局と環境部局の担当者の同行、あるいは畜産部局で把握している現況や指導内容の環境部局への確実な共有など、円滑な連携体制を確立しておくことが望ましい。

また、畜産環境問題を根本的に解決するためには、主体的に動かざるを得ない地方自治体だけでなく地域住民にも参加を促して地域全体で問題解決に取り組む体制を構築することが重要である。

環境規制への対応は、原則として畜産業を営む者自らの責任において行うべきものではあるが、一般排水基準への対応をはじめ、より高度な処理に取り組む場合などには、国、地方自治体及び生産者団体の支援やリース事業の活用が可能となることがある。このため、地方自治体、生産者団体その他の関係者が、畜産クラスター協議会の体制等も活用しつつ、地域の実情に応じた対応を関係者全体で検討することが望ましい。

## (2) 個別の対応

### ① 悪臭

悪臭については、悪臭防止法に基づき地方公共団体が定めている特定悪臭物質又は臭気指數の基準を満たすことが第一であるが、臭気が基準値未満あるいは規制地域外であっても、地域住民から悪臭の苦情が寄せられるケースもあることから、畜産農家は基準値に関わらずできるだけ臭気を低減するよう努めることが極めて重要である。

臭気の低減対策は、こまめな畜舎の清掃や適切な排せつ物処理など、日々の畜農管理の適正化が基本となるが、堆肥化施設など農場の中でも特に臭気が強い部分については、脱臭装置の導入や脱臭・芳香剤の噴霧等が有効となる。

脱臭装置や芳香剤の種類等を含む具体的な改善策については、各農場の臭気発生源を特定した上で、立地環境や施設構造などの条件に応じて、複数の臭気対策を組み合わせながら最適な方法を検討する必要がある。その際、ニオイセンサー・GPSロガー等を用いて臭気の見える化を合わせて行い、悪臭の原因や対策の効果を確認することで、より効率的に改善を図ることができること。

また、堆肥の切り返しやまき場への散布等を行う際には、風向きや時間帯などにも注意し、住宅地に臭気が拡散しないよう配慮が必要である。

### ② 水質汚濁

畜産農業からの排水については、水濁法により一定規模（豚房 50 m<sup>2</sup>以上、牛房 200 m<sup>2</sup>以上、馬房 500 m<sup>2</sup>）以上の畜舎を設置する事業場に対して排水基準の遵守が求められている。その中で、暫定排水基準が設定されている硝酸性窒素等や、窒素含有量及び磷含有量について、一般排水基準への移行に向けた対応が重要となっている。

これら物質等の排水中の濃度低減のためには、飼養頭数規模に合う処理能力の施設を備えた上で、ばく気量や活性汚泥濃度の調整など日々の適切な運転管理を行うことが基本となる。適切な運転管理が行われていることを確認するため、水濁法において義務付けられている年1回以上の排水の水質測定を徹底することが重要である。また、汚泥中の微生物の活性は水温等により変化するため、硝酸性窒素等の濃度

には季節変動が見られる。年間を通じて一般排水基準を満たすためには、十分な処理能力の確保やきめ細かな管理が必要となるが、適切な調整を行うための技術の習得や人手の確保等も課題である。畜産農家自身で十分な調整が難しい場合には、汚水処理の専門業者や浄化処理施設のメーカーによるメンテナンス等により定期的（3か月に1回程度）に排水の汚染状態の確認や機器の調整等を行うことが望ましい。

近年、センシング技術を活用し槽内の環境に応じてばく気時間等を自動で調節するシステム等も開発・販売されている。浄化処理は通常、畜産経営の売上には直結せず、施設整備が後回しになりがちであるが、こうした技術を活用することで、ばく気量の最適化等による水質の向上のみならず電気代などのランニングコストの削減が見込まれ、経営改善効果も期待できる。

### ③ 窒素の排出抑制

農業・畜産分野における窒素管理については、過剰施肥や家畜排せつ物などに起因する硝酸性窒素等による地下水汚染等が課題であることから、令和6年9月に策定された「持続可能な窒素管理に関する行動計画」に基づき、窒素の排出抑制に向けた取組を推進する。

特に、農畜産業由来の窒素負荷が過大な地域においては、土壤診断、それを踏まえた施肥設計を推進することなどにより、土地の性質に合わせた適正な量の肥料を与えるとともに、改めて家畜排せつ物の適正管理の徹底を図ることで窒素の排出抑制を図る。

## 5 地球温暖化対策

### （現状と課題）

パリ協定においては、すべての国が温室効果ガスの削減目標を策定・実施することとされており、我が国の農林水産業においても、政府の地球温暖化対策計画等を踏まえた農林水産省地球温暖化対策計画に基づき、温室効果ガスの削減を進めているところである。

畜産分野からは、家畜の消化管内発酵に由来するメタン並びに家畜排せつ物管理によるメタン及び一酸化二窒素が発生しており、我が国全体の温室効果ガス排出量の約1%，農林水産分野の約3割を占めている。

現状、温室効果ガス排出削減の取組が畜産農家の直接的な利益につながりにくい中、いかに畜産農家のメリットを示し、意識の向上を図っていくかが重要な課題である。このため、これらの排出削減技術の開発・普及を進めるとともに、家畜排せつ物管理方法の変更、アミノ酸バランス改善飼料及びバイパスアミノ酸の利用等についてはJ-クレジット制度の活用等を進めてきたところである。現在、これらに取り組む民間企業のプロジェクトの一部でJ-クレジットが既に発行されているが、畜産生産からの温室効果ガス排出削減のためには本制度の活用拡大も含め、更なる取組の推進を図

(対応方向)  
る必要がある。

国は、温室効果ガス排出削減を実現するため、家畜排せつ物管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料等について、J-クレジット制度の推進等により現場での更なる普及・定着を図る。

J-クレジット制度を活用する上で、個々の農家が自らJ-クレジットの発行に係る手続きやその後の売買を行うことは容易でないことから、全国団体や民間企業が複数の農家の削減活動を取りまとめて一つのプロジェクトとする「プログラム型プロジェクト」の活用を進めることで農家の負担軽減を図る。

また、国や地方公共団体等は、家畜排せつ物の管理办法の変更による堆肥の高品質化、アミノ酸バランス改善飼料の給与による飼養効率の向上や排水中の窒素濃度の低減といった、温室効果ガス排出削減と同時に期待できるメリットも示しながら、農家段階での取組の推進を図る。

さらに、畜産物における温室効果ガス削減貢献の「見える化」をはじめ、温室効果ガス削減対策に関する消費者の理解醸成を引き続き推進する。

## 第2 段階での取組の推進を図る

### 1 目標設定の基本的な考え方

処理高度化施設（送風装置を備えた堆肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。）を効果的に活用するため、畜産農家が飼養規模に応じた家畜排せつ物処理施設を整備するとともに、その運転・管理技術も併せて習得し、継続的に適切な管理を行うことを基本とし、地方公共団体や農業協同組合といった地域の実情に精通した者が、技術指導などの支援体制の中心を担い、関係者との連携を深めていくことが重要である。

また、今後、老朽化した家畜排せつ物処理施設の能力低下やそれに伴う悪臭の発生、汚水の漏出等の増加が懸念されることから、より計画的に施設の補改修、機能強化を推進していくことが重要である。国としても、高品質な堆肥製造のための堆肥舎や一般排水基準を満たす汚水処理施設など、家畜排せつ物処理施設の機能強化等を推進する。

法第8条における都道府県計画については、令和12年度を目標年度とし、各地域における地理的条件や畜産農家及び耕種農家の分布などから堆肥の需給状況を考慮し、必要性や効果を検討した上で、優先的に整備すべき処理高度化施設の内容と都道府県としてどのように進めていくかを明示することが重要である。

### 2 目標設定に当たり留意すべき事項

#### (1) 国内肥料資源としての有効活用

堆肥の一層の利用拡大を図るために、攪拌・通気装置を備えた強制発酵施設や適切な規模の堆肥乾燥施設、堆肥保管施設等の整備により、高品質な堆肥の生産に取

り組むことが重要である。

特に近隣に堆肥の供給先が見つからず、広域的な輸送が必要な地域については、取扱性・運搬性に優れるペレット堆肥を製造するためのペレタイザーや袋詰め機等の機械の導入を推進することが望ましい。

### (2) 家畜排せつ物のエネルギー利用

家畜排せつ物のエネルギー利用に必要なメタン発酵施設、炭化・焼却等の整備は、中期的な観点から、施設整備費や維持費のほか、原材料の確保の見通しや発酵残渣である消化液の散布先、地域における熱・電力の需要量、収益性、電力系統への接続状況等を予め十分に検討して進める必要がある。

FIT/FIP制度を活用して売電する場合には、国の補助の対象とならない設備があることに留意する。

### (3) 環境規制への対応

臭気や水質に関する環境規制や混住化の進展等による周辺住民の苦情の深刻化に対応するため、専門家等の助言も参考にしながら、それぞれの農場の状況に応じた処理高度化施設を整備することが重要である。

臭気対策については、臭気の発生場所（堆肥舎、畜舎等）ごとに、効果的な臭気の低減対策や様々な脱臭装置（バイオフィルター、ロックウール脱臭、水洗脱臭、ファイバーボール脱臭など）の中から適した施設の整備を検討する。また、状況に応じて、遮へい壁（生垣を含む）の設置や脱臭剤の散布等の臭気低減対策にも併せて取り組む。

その際、ニオイセンサーとGPSロガーを用いた臭気の見える化を行うことで、悪臭の原因となっている場所やその強度を確認でき、より効果的な対策を検討することができる。

また、悪臭防止法に基づく臭気規制について、物質濃度規制に代えて複合臭に対応が可能な官能検査による臭気指數規制を導入する地方自治体が増加していることから、この動きも念頭に置いて対応する。

排水対策については、暫定排水基準が適用されている硝酸性窒素等や窒素含有量、燃含有量について、将来的に一般排水基準に移行することを念頭に、高水準な処理が可能な施設を整備するとともに、当該施設の適切な管理を徹底する。

### (4) 地球温暖化対策

家畜排せつ物由来の温室効果ガスであるメタン及び一酸化二窒素の排出削減を図るために、通常の堆積型の発酵施設から機械攪拌・通気による開放型強制発酵施設やいわゆる縦型コンボストのような密閉型強制発酵施設に転換するなど、より温室効果ガス排出の少ない管理方法に切り替えていくことが必要である。

これらの強制発酵施設は、温室効果ガスの排出削減と同時に、強制発酵による高品

質堆肥の生産にも資することから、この点を踏まえて畜産農家の取組を推進することが重要である。

なお、強制発酵はアンモニア等の臭気物質の排出が増加する可能性が高いことから、脱臭施設を併設するなど臭気の低減にも配慮する必要がある。

**第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項**

1 技術開発の促進

家畜排せつ物の適正処理・有効利用や地球温暖化対策は重要である一方、経営面からみると直接的な収益にはつながりにくいことから、施設整備や更新の優先度が低くなる傾向にある。このため、低成本で実用的、かつ、省エネルギー化によるランニングコスト低減など収益面でのメリットを感じられる技術開発の促進が引き続き重要である。

また、今後さらに1戸当たりの飼養規模拡大が進むとともに、労働力確保が困難になることを踏まえ、省力化に資するセンシングやAIなどスマート農業技術の開発に注力していく必要がある。

このため、国、独立行政法人、国立研究開発法人、地方公共団体等は、大学や民間企業等との連携を図りつつ、これまでの研究結果も踏まえ、以下の課題について技術開発の推進に努めるものとする。

(1) 国内肥料資源としての有効活用

ペレット堆肥の低成本製造技術の開発、スマート農業技術等を活用した堆肥製造の省力化技術の開発、堆肥化過程で発生するアンモニアの回収技術の開発等

(2) エネルギー利用に関する技術

消化液の低成本濃縮技術の開発、乾式メタン発酵技術の開発等

(3) 臭気低減技術

家畜排せつ物処理施設等から発生する高濃度な悪臭を低減する脱臭技術の開発、スラリー散布における悪臭低減技術の開発等

(4) 污水処理技術

センシングによる污水处理工程の自動制御技術など設備管理を容易にする技術の開発、排水中から窒素やリンなどの肥料成分を高濃度で回収する技術の開発、水濁法の一般排水基準を達成できる污水处理技術の開発等

(5) 温室効果ガス削減技術

温室効果ガス削減効果のある新たな飼料添加物等の開発、温室効果ガスの排出量を簡易に測定可能な技術の開発、家畜排せつ物処理過程からの温室効果ガス発生低減

## 技術の開発等

2 情報提供及び指導に係る体制の整備

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るために、畜産農家等が適切な堆肥化技術や畜産環境対策に関する新たな技術に習得できるようになることが重要である。そのため、行政機関や生産者団体が専門家の積極的な活用を図りつつ、適切な指導等を行えるよう、その体制整備を図っていくことが重要である。

また、国、都道府県、市町村等の各段階において、技術等に関する情報の提供、技術研修会やシンポジウムの開催等に努める。なお、研修等の開催に当たっては、畜産農家の施設や堆肥センターを活用するなど、より現場の実態に即した研修となるよう工夫することが望ましい。

**第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項**

1 消費者や地域住民等の理解の醸成

畜産業の健全な発展を図るために、農場から発生する臭気や汚水等の環境負荷に対する処理施設の整備状況、整備に係る経済的負担及びそれによる改善効果など畜産農家の取組や努力について、消費者や地域住民の理解醸成を図ることが重要である。

こうした理解醸成には、特に初動が重要であることから、農場の新設・増設や苦情があつた際の住民説明等においては、地方自治体等の第三者が参加する形で、地域住民との良好なコミュニケーションを図る必要がある。

また、地方自治体や生産者団体等は、地域の堆肥を使った農産物のブランド化や学校給食への供給、酪農教育ファームに見られるような畜産体験学習の実施等を積極的に推進し、堆肥による土づくり効果等の資源循環を基本とした畜産業の社会的意義について、消費者や地域住民の理解醸成に努める。

2 家畜防疫の観点を踏まえた適切な堆肥化等の徹底

家畜防疫の観点からも、堆肥化を適切に行うための対策を講じることが重要である。また、堆肥化及び堆肥の管理に当たっては、野生動物等が家畜排せつ物に接触して病原体が拡散する可能性や、家畜排せつ物内で病原体を媒介する吸血昆虫が増殖する可能性、堆肥が野生動物等により病原体に汚染される可能性にも十分注意しながら実施することが重要である。また、家畜排せつ物及び堆肥の運搬に当たっては、運搬車両を通じて家畜疾病の病原体が伝播する可能性があることも考慮し、堆肥等の散逸防止、車両の消毒、運搬ルートの検討等に努める。

3 災害の予防等の推進

雪害、暴風等の災害の対応として、建築基準法(昭和25年法律第201号)や畜舎等の建築等及び利用の特別に関する法律(令和3年法律第34号)の規定を遵守することで作業員の安全を確保できる強度を確保するとともに、災害に最大限対応するほか、保険加入の推進を図る。

## 養豚農業の振興に関する基本方針について

養豚農業振興法（平成26年法律第101号）第3条第3項の規定に基づき、養豚農業の振興に関する基本方針を次のとおり変更したので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和7年5月13日

農林水産大臣 江藤 拓

## 養豚農業の振興に関する基本方針

### 一 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

#### 1 養豚農業の振興の意義

豚肉は、良質なタンパク質の供給源として、国民の食生活に不可欠な食品であり、手頃な値段で購入できるため、家庭料理の素材や外食メニューの定番として日常的に親しまれている。消費量も増加しており、このような豚肉の安定供給を通じて、養豚農業は国民の食生活の安定に貢献している。

また、豚肉は、食肉処理や加工、流通、販売等の裾野の広い関連産業を有しており、養豚農業は、雇用の維持・拡大などにより地域経済に貢献している。

さらに、養豚農業は、循環型社会の形成に寄与する可能性がある。例えば、化学肥料原料の大半を輸入に依存し、肥料価格が原料の国際価格等の影響を大きく受ける我が国において、養豚農業由来の堆肥の利用は、化学肥料を代替するものとして期待され、国産飼料の利用と併せて、地域資源の相互利用に資する。また、食品残さを原材料とする飼料（エコフィード）の利用は限りある資源の有効利用に資する。

このような豚の排せつ物の有効利用と国内由来飼料の利用増進は、飼料自給率を向上させ、輸入飼料への依存から脱却した、足腰の強い国内養豚農業の確立を可能にする。

#### 2 養豚農業の課題

しかし、最近の養豚農業を取り巻く状況を見れば、豚枝肉卸売価格は比較的高い水準で推移してきたものの、生産コストの3分の2を占める飼料費を始め、設備投資費、獣医療費等の経費が10年前と比較しても高い水準にあるとともに、飼養衛生管理に係る作業時間の増加などにより、労働時間は増加傾向にあるなど、経営環境が厳しさを増していることもあり、農家戸数は年々減少している。

このため、生産コストの低減や生産性・収益性の向上とともに人材の確保や作業の省力化が課題となっている。

また、混住化の進展等によりますます深刻化する臭気に対する地域住民からの苦情問題や悪臭防止法（昭和46年法律第91号）への対応、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく硝酸性窒素等の一般排水基準への移行に向けた対応など、生産コストを抑えつつ的確な環境対策を行うことが課題となっている。

豚の伝染性疾病のうち、豚熱については、平成30年9月の岐阜県での発生以来、我が国で発生が急拡大し、我が国養豚農業に大きな影響をもたらした。令和元年10月からの飼養豚へのワクチン接種開始や飼養衛生管理の徹底等により、発生は散発的となっているものの、ワクチン接種県における発生もなお見られる状況である。また、アフリカ豚熱については、我が国では未発生であるものの、アジア各地で感染が拡大しており、我が国への侵入リスクがこれまでになく高まっている状況であることから、我が国への侵入防止及び発生予防対策に万全を期す必要がある。さらに、豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）や豚サコウイルス感染症等の慢性疾病は、生産性を阻害する大きな要因となっているこ

これから、引き続き農場における疾病対策及びバイオセキュリティの強化に取り組む必要がある。くわえて、環境負荷低減の取組や、アニマルウェルフェア、薬剤耐性菌等への対応など将来にわたって持続可能な食料システムの確立への貢献も求められている。

このような課題に的確に対処することができれば、国民の食生活の安定、地域経済の発展及び循環型社会の形成への貢献という、養豚農業の意義について国民的な理解の醸成に資する。

### 3 基本的な対応方向

養豚農業が直面する課題に対処するためには、生産コストの低減が重要であり、その手段として、規模拡大だけではなく、効率的な生産システムの導入や各種経営診断を用いた経営改善・飼養管理技術の向上、優良種豚の活用、ＩＣＴ技術の活用等を通じて、養豚農業の経営安定を図ることとする。

飼料価格の高止まりへの対応としては、飼料要求率の改善を推進する。また、食品残さや、国産飼料の利用を推進することにより、循環型社会の形成及び飼料自給率の向上に貢献する。

臭気や水質汚濁等の地域環境問題への対策として、各農場の臭気発生源や施設構造に合わせた最適な脱臭装置の整備や汚水処理の自動制御の導入など最新の技術を活用して、豚の排せつ物処理の高度化を進める。

くわえて、各農場での日々の飼養衛生管理の徹底や空海港における水際対策の強化等により、豚の伝染性疾患の侵入・まん延の防止を推進する。さらに、特色ある銘柄豚の生産、国産飼料利用、環境への配慮などを通じたブランド化により、販売を強化し、経営の安定に資するとともに、豚肉の生産・消費を拡大することを目指す。

## 二 養豚農家の経営の安定に関する事項

### 1 生産コストの低減及び生産性向上に資する生産基盤の整備

生産コストの更なる低減、生産性の向上に資するよう、畜産クラスター協議会の体制等も活用し、グループ生産システム（交配、分娩、離乳を複数週まとめて管理する手法。管理する頭数をまとめて、中小規模農家でもオールイン・オールアウト方式（豚の出荷及び移動の後、豚舎又は豚房のある部屋を一度空にした上で、洗浄・消毒を徹底する方式）が取りやすくなり、病気のコントロールがしやすくなる）の導入やスマート農業技術の導入による省力化を図ることにより、中小規模経営も生産性の向上に取り組みやすい環境を作り、我が国養豚農業の生産基盤を維持・整備する。

飼養規模拡大に伴い、豚熱を始めとした豚の伝染性疾患の発生により被害が甚大となり、また、臭気等の地域環境への負荷が深刻化するため、マルチサイト方式（豚の成長過程に適合した飼養管理が可能となるよう、豚舎を地域的に分散させる）の導入や農場の分割管理、肥育・繁殖の分業化を推進する。

### 2 ブランド化等による販売力の強化

地域の食品メーカー、小売・流通業者と連携して、豚肉のブランド化及び高付加価値化を進め、経営の安定に貢献する。

例えば、これまで取り組まれてきた特定の品種（バーグシャー種など）の利用のほか、米、食品残さ、子実用とうもろこしなどの国内由来飼料を利用することによる肉質・食味の改良（オレイン酸等の脂肪酸、脂肪交雑等）、循環型社会への貢献等、訴求力の高い豚肉を生産することで、付加価値として販売価格に転嫁し、販売力を強化する。

また、養豚農家が加工品の製造・加工まで行い、直接販売することにより、消費者の反応を直接、生産や製品作りに活かすことが可能となる、いわゆる6次産業化を推進する。

### 3 持続可能性に配慮した生産方法の導入

養豚農業における生産活動の持続性を確保するため、持続可能性に配慮した畜産物の生産の取組強化が必要なことから、食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・人権の尊重・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行うGAPの取組や農場HACCP（危害要因分析・必須管理点の考え方を生産農場段階に採り入れた飼養衛生管理手法）の取組の普及・定着を促進する。

### 4 優良な種豚の活用

国、都道府県、家畜改良センター、種豚場等は、種豚の能力向上（産子数の増加、増体性や肉質の向上等）と優良種豚の維持確保に努める。また、養豚農家は、改良された生産性の高い種豚を活用し、生産コストの低減や豚肉の品質向上を図っていく。

### 5 養豚農家の能力向上と担い手の育成

飼料費の高止まりなど、農家の経営の環境が変化する中、状況に応じて資金調達や設備投資に関する合理的な経営判断を可能とするため、個別農家の経営管理能力を高めることが重要となっている。

そのためには、各農家の経営内容を客観的に評価するためのベンチマークング（自農場の育成率や繁殖・肥育成績などを継続して記録し、経営状況を把握する手法）などの経営診断の活用、いわゆる農場管理獣医師（経営指導に関する知見を有するもの）や経営アドバイザーを活用した外部評価の導入が有効である。ベンチマークングにより自農場の農場内比較や経年変化の把握を行うとともに、他農場の優れた事例を指標として比較・分析し、改善点を見出すといった経営管理能力の向上を推進する。豚の育成率は、養豚農家により大きな差があるのが現状であるが、これらの手法は、飼養規模の大小に関わらず、飼料要求率の改善や年間の母豚1頭当たり出荷頭数の高位平准化、低コスト生産・高収入の養豚を実現するものとなり得る。

企業経営、中小の家族経営のいずれも、養豚農業の担い手として重要な役割が期待されており、後継者や従業員を経営組織内、地域内で養豚農業を担う優秀な

人材となるよう育成していく必要がある。例えば、養豚農家は、生産者団体による教育機会の提供などを通じて後継者や従業員のスキルアップを図るほか、養豚農家同士で情報を共有することにより、経営・飼養管理能力の向上に努める。また、人材確保のためには、休日の取りやすい職場環境整備も重要であり、省力化機械の導入やグループ生産システムの導入を図る。

外国人材については、令和6年6月に公布された出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等の一部改正法により、人材確保・育成を目的とした育成労制度が創設されることから、その活用を進めるためにサポート体制の充実を図る。

## 6 経営安定対策の実施

養豚経営については、豚価の下落や資材費の高騰等が収益性に及ぼす影響等を緩和することにより、養豚経営の安定を図ることを目的として、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づき、肉豚経営安定交付金制度が設けられている。意欲ある養豚農家が安心して養豚経営を継続・発展させるため、本制度を適切かつ確実に実施する。

また、配合飼料価格の高騰に対しても、配合飼料価格安定制度による激変緩和が図られるよう、本制度の適切かつ安定的な運用に努める。

さらに、災害による損失補填に対しては、家畜共済制度(種豚・肉豚)の普及を推進する。

## 7 災害への備え等の推進

雪害、暴風等の災害の対応として、畜舎や堆肥舎の整備に当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)や畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)を遵守しつつ作業員の安全を確保できる強度を確保するとともに、保険加入の推進を図る。

また、養豚農家は、大規模・広域災害が発生しても、豚の飼養が継続できるよう、事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)の策定や飼料や水、エネルギーの確保などについて、日頃から備えを充実させる。

## 8 畜熱対策の推進

地球温暖化が進展する中で、その影響に適応していく必要がある。例えば、猛暑による繁殖・肥育成績の低下への対策として、近年の夏の気候を考慮した適切な換気や送風ファンやクーリングパッドなどの冷房装置の設置を推進する。

## 三 国内由来飼料の利用の増進に関する事項

### 1 耕畜連携による国産飼料の利用の促進

飼料や飼料を生産するために用いる化学肥料は海外への依存度が高く、その価格は国際情勢に左右されやすいものであることから、可能な限り国内で購入することが重要である。このため、地域において、耕種農家の生産した国内由来飼料を畜産農家が利用し、家畜排せつ物に由来する堆肥を農地に還元する取組である「耕畜連携」を引き続き推進する。

なお、耕畜連携による国産飼料の増産のためには、飼料作物の収穫作業等を受

託するコントラクターなど飼料生産組織の強化が重要である。飼料生産組織による農地の利用集積、高性能機械やスマート農業技術等の活用や専門技術者の作業を通じて、飼料生産作業の効率化や単収の増加が見込まれることから、その規模拡大等を支援する。

耕畜連携を進めるためには、近隣に畜産農家が少ない耕種農家に対してもニーズに合った高品質な堆肥の生産・流通を促進していく必要があることから、堆肥の高品質化や広域流通が可能となるペレット化等に必要な施設等の整備を図る。

## 2 国内由来飼料等の提供者に関する情報の提供

飼料自給率の向上や循環型社会の形成に向けて、国内由来飼料の利用を引き続き推進する取組が必要である。

国内由来飼料の利用を推進するためには、耕種農家との連携により、これまで直接の取引が無かった場合も含め、国内由来飼料の生産側と養豚農家等の畜産側の要望を結びつけることが重要である。

このため、行政や関係団体等の連携、協力により、双方の要望を取りまとめ、需給のマッチングを図るなど、取引を円滑に進めるための取組を推進する。関係団体等による情報提供も活用して、エコファームの供給者や食品残さの排出者(食品加工業者、小売店等)と、養豚農家との取引の円滑化を推進する。

## 3 飼料製造業者等による国内由来飼料の生産の促進

### (1) 飼料用米

養豚農家が、直接飼料用米を生産者と取引する場合以外でも、飼料用米の安定的な供給を受けられるよう、また、栄養調整された飼料の活用ができるよう、配合飼料製造業者等は、飼料用米の生産者等と連携し、飼料用米を栄養価や機能性、国産飼料としての価値に見合った価格で調達するとともに、それを活用した配合飼料等の供給体制の整備を図る。

### (2) エコファーム

食品ロス削減の取組により食品残さが減少等している中、エコファームの製造数量は減少傾向で推移しているものの、エコファームの利用は、飼料コストの削減及び環境負荷低減のために有効な取組である。

エコファームの継続的な生産・利用を促進するため、国及び地方公共団体は、食品残さの排出者(食品加工業者、小売店等)に対して、エコファーム利用の意義、必要性や安全性の確保について普及・啓発をすることにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令和7年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、地域の需要や経済的条件を考慮した上で、可能な限り食品残さの飼料化を選択し、飼料化に適した分別・管理を行うよう促す。

エコファームを継続的に生産するため、食品残さの飼料化事業者は、肉と接觸した可能性がある食品残さからエコファームを製造する場合には、加熱処理の製造基準を遵守する必要があること等、飼料としての安全の確保等に関する

必要な知識の習得や生産技術の向上に努める。  
また、エコファームの品質を確保するため、食品残さの飼料化事業者やエコファームを利用する配合飼料製造業者等は、エコファーム認証制度の活用に努めるとともに、エコファームの利用に対する社会の認識と理解を深め、利活用を推進するため、食品加工業者や養豚農家等は、エコファーム利用畜産物認証制度の活用に努める。

さらに、エコファームの継続的な生産・利用の推進を図るため、食品残さの排出者、食品残さの飼料化事業者、養豚農家、地方自治体等の関係者の連携を推進する。その際、国は、関係法令に設けられた制度を活用した事例やその運用について、地方公共団体等の関係者への周知を図り、未利用資源の活用等地域の実情に応じたエコファームの継続的な生産・利用の推進を促す。

(3) 子実用とうもろこし

子実用とうもろこしは、他の作物に比べ、省力的に生産可能であり、輸作体系に組み込むことで、他作物の連作障害の回避や地力・排水性の改善効果が期待される重要な濃厚飼料である。

4 国内由来飼料の円滑な利用

一方で、台風等のリスクのほか、我が国の温潤な気候下では、乾燥の追加コストが掛かることなどから、栽培適地や栽培時期の選定、耐湿性や耐病性品種の活用、排水性対策、防除対策、鳥獣害対策などによる安定的な収量と品質を確保することを通じて、低コストの生産を推進するとともに、輸作体系に組み込むことにより、他作物も含めた経営単位全体の収益性を向上させることで、生産・利用の推進に努める。

4.1 養豚農家の、飼料用米、エコファーム及び子実用とうもろこしの保管・加工・給餌に必要な米粉碎機やエコファーム混合施設、とうもろこし用乾燥機などの機械・施設の整備を図り、国内由来飼料の積極的な利用に努める。

また、養豚農家は、国内由来飼料の提供者等の関係者と、自身の利用状況等について、情報共有に努め、国内由来飼料を適正な価格で調達することにより、国内由来飼料の安定的・持続的な利用を図る。

国内及び地方公共団体は、養豚農家と緊密な連携を図りつつ、国内由来飼料の利用の実態を把握した上で、行政、国内由来飼料提供者等が取り組むべき課題について情報共有に努める。

4.2 豚の飼養衛生管理の高度化に関する事項

1 高度な飼養衛生管理の手法の導入

個々の農家における飼養衛生管理基準の遵守徹底を前提として、グループ生産システムを取り入れたオールイン・オールアウト方式の導入や、マルチサイト方式、農場の分割管理、繁殖・肥育の分業化及び農場HACCPの導入により、衛生管理の更なる充実・強化を図ることは、疾病対策のみならず生産性の向上の観点からも必要である。

生産者からは、疾病の治療のみならず、予防衛生、疾病モニタリング、繁殖技術指導等を含めた獣医師の専門知識・技術を活用した生産獣医療の提供が強く求められている。養豚農家の生産性向上に向け、獣医師によるベンチマークシングなどを活用したデータに基づく指導を推進する。

(2) アニマルウェルフェアの理解醸成

養豚農家が日々の観察や記録、豚の適正な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、豚を快適な環境で飼養することは、豚が健康であることによる安全な畜産物の生産につながり、能力を最大限に發揮させ、生産性向上にも結びつく。

このため、令和5年7月に公表した「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」(令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知)及び「豚の飼養管理に関する技術的な指針」(令和5年7月26日付け5畜産第1065号)の普及・定着を図る。

(3) 薬剤耐性への対応

抗生物質は、動物の健康を維持し、良質な畜産物を安定供給するために必要である一方で、使い過ぎなどにより薬剤耐性菌が増加すると、人や豚の治療が困難となり、豚の生産に影響を及ぼす可能性がある。

このため、薬剤耐性対策アクションプラン(令和5年4月関係閣僚会議決定)では、抗生物質の使用量の削減目標が設定されたことに加え、国連総会AMRに関する政治宣言(令和6年9月)では、食料・農業生産システムでの抗生物質使用の大幅な削減が求められている。

養豚農業は、高度な衛生管理技術の導入や、ワクチン接種による感染症予防といった飼養衛生管理の向上により、抗生物質の使用量は着実に減少しているが、畜産分野の中で最も多く抗生物質を使用していることから、引き続き飼養衛生管理の向上及び抗生物質の慎重使用に向けた取組を推進していく。

2 高度な飼養管理技術の導入

生産性・収益性の更なる向上と効率化、省力化の観点からは、1の取組に加えて、飼料給与の無駄を省き出荷時期の適正化を図る飼料給与や豚群のコンピュータ管理、豚舎の洗浄を自動で行う豚舎清掃ロボット、豚舎内の環境を自動的に調整する自動環境制御システムなどを、費用対効果を十分検討し、必要な知識・技術を習得した上で導入し、有効活用することが求められる。また、グループ生産システムの導入は、作業を集中的に行えるようになり、従業員の休日の確保が可能となるとともに、空舎期間における洗浄・消毒の実施により、疾病の発生防止も期待できる。

経営管理能力の向上の観点からは、ベンチマークシングによる経営診断を導入することで、飼料要求率や1母豚当たりの出荷頭数の改善が期待できる。

3 豚の排せつ物の処理の高度化・利用の促進

(1) 排せつ物の処理の高度化

## 五 豚の伝染性疾病の発生予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和に関する事項

- 1 飼養衛生管理水準の向上
- 2 豚の伝染性疾病の発生予防のためには病原体を農場に入れないバイオセキュリティの強化が重要である。豚の伝染性疾病のうち、豚熱など発生時に影響が甚

豚の排せつ物に係る悪臭や水質汚濁について、住宅との混住化の進展により周辺住民の苦情が深刻化する中、適切な豚の飼養管理や施設管理の徹底、排せつ物に係る処理施設や技術の高度化などにより、畜産環境問題を解決することが、経営継続のためにも重要である。

臭気対策としては、清掃・除糞の徹底等の基本的な臭気発生抑制管理に加え、臭気センサーを用いた臭気の見える化等により各農場の臭気発生源を特定した上で、臭気の発生場所（堆肥舎、畜舎）ごとに最適な低減技術（各種脱臭装置、脱臭剤等）を活用することが重要である。

また、汚水対策としては、飼養頭数規模に合う処理能力を備えた汚水処理施設を整備し、ばつ気量や活性汚泥濃度の調整など日々の適切な運転管理を行うことが基本となる。適切な運転管理が行われていることを確認するため、水質汚濁防止法において義務づけられている年1回以上の排出水の水質測定を徹底することが重要である。その上で、暫定排水基準が設定されている硝酸性窒素等について、将来的な一般排水基準への移行を念頭に置きつつ、センシング技術を活用したばつ気量の最適化等の技術も活用することで、排水改善と同時にランニングコストを削減し経営改善を目指すことも重要である。

これらの施設・機械の整備に当たっては、畜産クラスター協議会の体制等の下で、地方公共団体等と連携しつつ、畜産環境の専門家の意見も参考にしながら、地域住民の理解が得られるよう進める必要がある。

また、近年諸外国においても畜産分野における温室効果ガス排出削減に向けた動きが出ている中、家畜排せつ物に由来するメタンや一酸化二窒素を削減するため、我が国においても、その排出削減技術の開発・普及を進めるとともに、引き続き家畜排せつ物管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料の利用等についてJ-ケレジット制度等の活用による現場での更なる普及・定着を推進する必要がある。

## (2) 排せつ物の利用の促進

家畜排せつ物の国内肥料資源としての有効活用を図るため、引き続き、耕畜連携を推進するとともに、堆肥のペレット化等による都道府県域内外における段階的な広域流通等を進める。あわせて、エネルギー等を地域内で利用する循環経済地域の創出を推進する。

これらの排せつ物処理の高効化の促進に当たって、国・地方公共団体は、畜産クラスター協議会の体制等も活用しつつ、主導的な役割を果たすことが求められる。また、研究開発の推進や、利用可能な技術の普及・定着化に向けた研修会の開催等を行う。

豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和に関する事項

- 1 飼養衛生管理水準の向上
- 2 豚の伝染性疾病の発生予防のためには病原体を農場に入れないバイオセキュリティの強化が重要である。豚の伝染性疾病のうち、豚熱など発生時に影響が甚

大になるもののみならず、慢性疾病についても、それが常在化すれば豚の損耗や事故率の上昇により農場の生産性を低下させ、長期にわたり養豚農家に大きな経済的損害を与えることになることから、合わせてその発生予防対策が重要である。

このため、養豚農家における飼養衛生管理の遵守徹底を図るとともに、専門家による研究で得られた知見等を基に、飼養衛生管理の不断の点検・向上を推進する。

各養豚農家においては、飼養衛生管理支援システムも活用しつつ、家畜保健衛生所や農場管理獣医師等の第三者による適時適切な助言を得ながら、個々の経営に適した生産管理システムを確立させていくとともに、地域一体となった疾患対策を行うことが重要である。

これらの対策の効果を高める取組として、農場H A C C Pの導入やベンチャーキングの活用による効果確認が有効である。獣医師による生産獣医療と併せ、養豚農家の生産性向上に向け、これらの活用を推進する。

また、特に豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。

## 2 水際対策と国内における野生動物対策

我が国未発生のアフリカ豚熱を始め、海外からの豚の伝染性疾病の侵入を防止するため、水際対策を強化する必要がある。具体的には、日本から出国する海外旅行者や訪日外国人旅行者への注意喚起、疾病侵入リスクの高い国から到着する航空機等の搭乗客に対する家畜防疫官による口頭質問等の検査の実施、空港における車両、自転車やゴルフシュー等の消毒徹底等に取り組む。

くわえて、万一对アフリカ豚熱が国内の野生動物に侵入した際に備え、衛生的な死体処理や訪日外国人旅行者が立ち寄りやすい場所等に重点を置いた病原体の拡散防止対策について、関係機関との連携体制の構築や防疫演習等に取り組む。

また、野生動物を介した家畜伝染病の発生・まん延を防止するためにも野生動物対策は重要である。このため、豚熱対策として、野生いのしのサーベイランスによる感染状況の把握、野生いのしの捕獲強化、豚熱熱経口ワクチンの散布等により、野外のウイルス濃度の低減を図っていく。

## 3 農場の分割管理による疾病発生時の影響緩和

豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、殺処分が必要となる。特に大規模農場で発生した場合は、豚肉の需給や防疫措置への影響が大きくなることも予想される。このため、マルチサイト方式の導入や繁殖・肥育の分業化に加え、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、人・物・家畜等の動線を分けることで農場を分割し、殺処分の範囲を限定する取組を推進し、各農場の現状・課題に応じ、先行事例も参考しつつ、疾病発生時の影響緩和を図る。

## 4 飼養衛生管理の高度化を図り、我が国における豚の伝染性疾病の清浄性を維

持するためには、都道府県の家畜保健衛生所における迅速かつ正確な検査の実施が重要である。

このため、国は、家畜保健衛生所における外部精度管理調査の定期的な受検と検査の信頼性を確保するとともに、円滑な検査の実施に資する人材確保・人材育成に向けて引き続き支援する。

また、病原体の散逸防止のための設備を備えた検査室等、家畜保健衛生所が適切な病害鑑定を実施するため必要な施設を整備する。

5 獣医療提供体制の整備

産業動物臨床及び家畜衛生行政に従事する産業動物獣医師は、地域における家畜の診療や飼養衛生管理の指導を担い、養豚を始めとした畜産経営に欠かせない存在である。一方、獣医学大学の卒業生の多くが小動物分野に就職している状況であり、養豚分野の専門知識・技術を持つ産業動物獣医師の確保・育成が必要とされている。

このため、今後とも生産者が適切な獣医療を受けながら畜産業を安心して継続できるよう、獣医学大学との連携強化、修学資金の給付や職業紹介・インターンシップの支援等の学生向けの対策及び転職支援や研修等の就業後の対策により産業動物獣医師の確保・育成を図りつつ、遠隔診療の導入等の地域の取組による診療の効率化等を進めることで獣医療提供体制の整備を推進する。

## 六 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項

### 1 豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及

米その他の特色ある国産飼料を利用した飼養方法について、行政や民間の研究機関は、通常の飼養方法の場合との豚肉の品質差を客観的に示すための研究を行い、給餌飼料、飼養方法の違いによる肉質の向上について、消費者への情報提供に努める。

あわせて、豚肉の品質向上に資する飼養管理技術の研究開発を行い、これらの研究成果に係る情報について、広く生産者に提供する。

また、おいしさの評価に関する科学的知見の蓄積に努め、指標化項目や評価手法の検討及び簡易な分析方法の確立に向け検討を進める。

2 特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報提供の促進

特別な銘柄の豚肉の生産に資する国産純種種豚の改良及び保護に努めるとともに、特定の品種、特別な給餌飼料や飼養方法など豚肉の生産に係る情報について、豚肉商品への表示などを通じて、消費者への訴求力を高める。

また、オレイン酸や脂肪交雑など特徴ある肉質について、消費者への情報提供に努める。くわえて、生産者団体による農場トレーサビリティの実用化に向けた取組を進める。

3 安全・安心な豚肉の生産の促進

(1) 食肉処理施設におけるHACCPに沿った衛生管理の徹底

食肉処理施設は、安全な畜産物を供給するとともに、国産畜産物への消費者の信頼を確保するよう、平成30年の食品衛生法(昭和22年法律第233号)の改正により義務化されたHACCPに沿った衛生管理を徹底する。

(2) 安全な豚肉の生産に係る飼料の安全確保及び動物用医薬品の適正使用の推進

安全な豚肉の安定供給を確保するためには、飼料及び動物用医薬品の安全確保並びに個々の養豚農場における衛生管理をより向上させ、健康な豚を生産することが重要である。

このため、飼料の製造等に係る事業者は、飼料の安全を効果的・効率的に確保するため、GMP(事業者が安全な飼料を供給するために実施する適正製造規範)の普及促進に取り組む。

アフリカ豚熱、豚熱を始めとした豚の伝染性疾病対策に万全を期すため、飼料の製造等に係る事業者は、肉と接触した可能性がある食品残さからエコカードを製造する場合には、加熱処理の製造基準を遵守する必要がある。動物用医薬品の使用に際しては、獣医師の指示、用法用量及び休薬期間を厳守することに加え、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、抗菌薬を含む動物用医薬品の適正な管理・使用を図る。

くわえて、生産者における農場HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理を推進する。

### 4 国内の消費者の需要の変化・多様化に応じ供給するための取組

消費者の嗜好は「高くても良質な物」と「安価な物」に二極化していることから、消費者ニーズに対応するためには、特別な銘柄・地域ブランドや、品種の特性に応じた豚肉の生産から販売までの一貫した体系の構築、需要の多様化に対応した特色ある国産豚肉を使用した新商品の開発、生産コストを抑えた豚肉の生産等の取組を推進することが必要である。

### 5 輸出の促進

豚熱の発生及びワクチン接種により、当面の間、豚肉輸出は北海道からのみに限られるものの、国産豚肉及びその加工品の輸出拡大に向け、国は、豚熱の清浄化に取り組むとともに、認定品目団体が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組や生産者・食肉処理施設・輸出事業者が連携して取り組むプロモーション、食肉処理施設の整備・認定等を支援し、輸出解禁等の協議を通じた輸出先の更なる多様化を図る。

### 6 消費者への情報提供と国産豚肉に対する信頼確保

養豚農業に対する国民的理解を深めるため、その振興の意義について消費者の理解醸成を推進するとともに、生産コスト等を価格に反映しやすくするため、生産コストが増加している現状等について流通事業者や消費者の理解醸成を推進する。

豚肉の消費拡大のために、養豚農家、生産者団体及び流通業者が連携し、豚肉の調理法や栄養についての正しい知識の普及啓発を推進する。

また、チェックオフの導入は、豚肉の消費拡大を図る上で有意義なものになりますとして、養豚チェックオフ協議会が設立されており、引き続き関係者間でチェックオフに対する理解醸成を進めていくことが重要である。

## 七 その他養豚農業の振興に関し必要な事項

### 1 豚肉の流通の合理化に資する豚肉の産地処理の推進

食肉処理施設が老朽化している現状を踏まえ、流通段階での合理化、コスト低減のため産地処理の推進を一層進め、食肉処理施設の再編や稼働率が高く生産量の多い中核施設の合理化を促進し、1日当たり処理頭数の拡大とともに稼働率の向上を推進する。また、人手不足に対応した、食肉処理施設における省力化を推進する。

### 2 豚肉の取引規格及び品質表示の普及

豚肉の取引規格については、一定の役割を果たしており、その一層の普及・定着を図る。

豚肉及び豚肉の加工品の品質表示は、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産振興に資する重要なものであり、関係機関が連携し、普及を図る必要がある。

特に、加工食品の原料原産地表示については、国内で製造又は加工された全ての加工食品に対して、原料原産地表示が義務付けられていることから、適切な指導を継続する。

また、地理的表示保護制度については、生産者団体等はその活用についても検討する。

### 3 物流への対応

物流分野におけるトラック輸送の担い手の人材確保難や時間外労働の上限規制等に対処するため、養豚農業分野でも、引き続き、生体の輸送距離短縮のための産地処理を推進する。また、長距離輸送を行う場合にはアニマルウェルフェアに配慮した輸送を推進するとともに、トラックドライバーの負担軽減に取り組む必要がある。くわえて、飼料についても、引き続き、突発的な発注・配送の削減等、輸送の合理化につなげる取組を推進する。

# 公 告

## 競 择 壇

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和7年(フ)第420号

仙台市青葉区台原3丁目25番28号 A I N D A I N O H A R A 101、従前の住所仙台市太白区南大野田14番地の6 セザール富沢203  
債務者 玉井 景

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相崎 豪
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

#### 令和7年(フ)第70号

秋田県南秋田郡八郎潟町字上沖谷地73番地  
債務者 齊藤 拓幸

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 英憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

秋田地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(フ)第68号

山梨県北杜市長坂町長坂上条2313番地66  
債務者 橋本 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡部美由紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

#### 令和7年(フ)第27号

滋賀県彦根市蓮台寺町89番地

債務者 東建築こと 東 慎治

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村 美菜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
大津地方裁判所彦根支部

#### 令和7年(フ)第156号

岡山県赤磐市西軽部288番地38

債務者 河原 亮

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福間 亘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

岡山地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第194号

岡山市北区伊島町1丁目14番23-4号

債務者 後藤 光孝

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松岡 麻耶
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

岡山地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(フ)第269号

広島市安佐南区山本1丁目9番6-212号サンロード

債務者 小川由夏子(旧姓吉野)

- 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋吉理絵香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第16号**  
 福島県白河市北真舟133番地1 Fanta  
 s i a 203号室、前住所福島県郡山市富田町  
 字館南11番地の2 メゾン・ピース201号  
 債務者 西川 友絵(旧姓田口)  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 穂積 幸子  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月16日午後3時  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
 福島地方裁判所白河支部破産係

**令和7年(フ)第59号**  
 茨城県つくば市高野台2丁目11番地6 ソレ  
 アードT S U K U B A 301号  
 債務者 飯塚千代子  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 真鍋 涼介  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月31日午前11時30分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第17号**  
 山梨県大月市大月町真木2293番地1  
 債務者 原 寿美子  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時45分  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 堀内 賢人  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月23日午後1時45分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
 甲府地方裁判所都留支部破産係

**令和7年(フ)第21号**  
 大津市二本松11番22号  
 債務者 中田 翔太  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 藤井 若奈  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月25日午前10時  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
 大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第90号**  
 愛媛県松山市内浜町17番14号  
 債務者 林 有志  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 河内 理  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年8月21日午後2時15分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
 松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第143号**  
 北九州市小倉北区片野4丁目19番5-604号  
 債務者 谷山 竜也  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 小森 瑛博  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月8日午前10時30分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第177号**  
 北九州市八幡東区山王1丁目5番16-304号  
 債務者 高倉 充子  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 惠良 健史  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月8日午前11時  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第308号**  
 京都府相楽郡精華町祝園西1丁目11番地12  
 ボナール祝園203号  
 債務者 松下 淳  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 上本 浩二  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月9日午前10時45分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第166号**  
 大阪府泉佐野市中庄1492番地の1-106  
 債務者 松野 嘉文  
 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香

**4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告**  
 の期日 令和7年8月25日午後2時  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第90号**  
 徳島県徳島市北矢三町3丁目4番20号  
 債務者 井原 大輔  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 鈴木亜佐美  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年6月19日午前10時30分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
 徳島地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第194号**  
 高知市北新田町19番13-805号、旧住所高知  
 市大津乙1058番地4 北浦ハイツ1F  
 債務者 八山 側司(旧姓坂本)  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 中橋 紅美  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年8月21日午後1時40分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
 高知地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第199号**  
 北九州市小倉南区上貫1丁目3番2号  
 債務者 角屋 祐太  
 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 中藤 寛  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月9日午前10時30分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(フ)第350号**  
 佐賀市鍋島1丁目14番17号 トウインクルア  
 ルディアC102  
 債務者 古賀みのり  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 福島 和代  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年6月26日午前10時  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
 佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第736号**  
 大阪市旭区清水1丁目18番9-901号  
 債務者 藤原 優(旧姓藤岡)  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 池内 悠樹  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月10日午後1時40分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第115号**  
 大阪府岸和田市摩湯町1077番地の5  
 債務者 川田 魁星  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月14日午後2時30分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第167号**  
 大阪府和泉市室堂町5番地の1-6-101、  
 前住所山口県下関市向洋町2丁目1番B-  
 202号 アーベインヒルズ向洋(前々住所)  
 岡山市北区高柳西町24番9号 エスペランサ  
 高柳305号  
 債務者 内海 宏太  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 嶋山 啓太  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年8月25日午後1時30分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和6年(フ)第625号**  
 神戸市須磨区多井畠南町6番地の50  
 債務者 平 輝至  
 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 上田 孝治  
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
 の期日 令和7年7月22日午前11時30分  
 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
 神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第467号 さいたま市浦和区上木崎1丁目2番1-202号 債務者 佐藤 圭一 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東 健一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 誠司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 誠司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第45号 長野市三輪9丁目20番20号 債務者 山崎 泰雄 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 風間 信弥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 長野地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 淳平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂井 活広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 長野地方裁判所伊那支部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 上原 隆志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第961号 大阪府寝屋川市打上元町16-1 寝屋川東ファミリータウン北1番館402、住民票上の住所大阪府寝屋川市打上元町35番14号 債務者 稲垣 昌弘 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中原 圭介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 秀繁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 宗 真紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 山本 孝介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第32号 鳥取県境港市清水町915番地1 マイルドオーラ105号室 債務者 小川創太郎 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴谷 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 鳥取地方裁判所米子支部	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 小泉 朋子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 小林 久子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 北見 拓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第182号 熊本県上益城郡益城町大字砥川2111番地14 債務者 大塚キヨミ	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 剛獎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 熊本地方裁判所民事第1部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 井関 佳法 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 仁戸田康平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4850号	大阪府守口市梶町3丁目41番14-101号 債務者 元橋未知斗 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴田 典嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1457号	大阪市西淀川区姫里2丁目9番29-502号 債務者 德重 隆 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野村 新平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1568号	大阪府東大阪市長田2丁目19番2号、前住所 大阪市中央区内久宝寺町3丁目3番12号 コノエ谷町四丁目702 債務者 田中 陽子 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 陽平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第23号	青森県むつ市金曲1丁目10番19号 きくちアパートA号室 債務者 葛西 勝春 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 聖 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第22号	秋田県大仙市大曲住吉町5番7号 債務者 藤井 和義 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久島 憲晴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 秋田地方裁判所大曲支部
令和7年(フ)第173号	神奈川県秦野市水神町7番18号 プレミール 1 101号 債務者 青木 和也 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山梨 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第12号	福岡県直方市大字中泉799番地13 債務者 石川 洋 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 休場 明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 福岡地方裁判所直方支部
令和7年(フ)第21号	福岡県直方市大字頓野4125番地1 債務者 牧 健太 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横手 陽平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 福岡地方裁判所直方支部
令和7年(フ)第50号	茨城県つくばみらい市高岡505番地5 債務者 高橋 浩三
令和6年(フ)第2号	長崎県諫早市幸町19番15号 サニーハイツ 202号 債務者 神崎 千尋 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 牟田 伊宏
令和7年(フ)第63号	熊本市北区龍田1丁目15番64号 エクセラン 三ノ宮A102号室 債務者 田上 博庸 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古田 哲朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第6号	令和7年(フ)第6号
令和7年(フ)第1492号	大阪府八尾市亀井町2丁目4番15号 債務者 新島 実 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金 大輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1549号	大阪府豊中市新千里西町2丁目21番21-1112号 債務者 杉本 武司 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今枝 史絵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1683号	大阪市東淀川区豊里6丁目19番14-7号 債務者 松井 孝憲 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 瞳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第231号	埼玉県越谷市大字平方1732番地8 債務者 Next Lifeこと 高橋 晃人 (旧姓表嶋) 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永 大右 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月25日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第80号	愛知県豊川市桜町2丁目1番地35 フェア リーテイルⅡ101号 債務者 古賀 秀昭 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 淳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第593号	埼玉県春日部市上蛭田220番地1 コーポ関 根207、旧住所さいたま市岩槻区大字岩槻 6948番地 レオパレス城北A棟203 債務者 山口 一美 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田辺 敏晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月28日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第18号	北海道芦別市上芦別町228番地の15 債務者 藤本 真央 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 秀樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和7年(フ)第67号	金沢市松村4丁目266番地4、従前の住所大 阪市北区本庄西1丁目1番7-4112号、沖縄 市海邦2-14-24、大阪市中央区南船場2- 11-30、大阪市中央区南船場2-6-8 債務者 川脇 健太 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村井 充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月25日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第8号	北海道虻田郡ニセコ町字富士見131番地11 債務者 藤原 純一 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古宮 靖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月7日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 札幌地方裁判所岩内支部
令和7年(フ)第284号	大阪府柏原市本郷4丁目121番地の5 債務者 メガネの平和晃こと 松見 昇 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 諭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月21日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第85号	福井市若杉浜1丁目202番地 債務者 友田 佳秀 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 端 将一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月5日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第147号	熊本市南区江越1丁目24番6号 203号 債務者 高山 巍 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤井 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月24日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第63号	横浜市金沢区六浦4丁目15番19号 債務者 河合 薫 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 猪本 芳子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月29日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第319号	堺市堺区錦綾町3丁3番17号 債務者 坂本 佳亮 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 羽野 光浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 堺市堺区錦綾町3丁3番17号 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第9号	岐阜県高山市新宮町3726番地15 債務者 上野 安夫 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 漆原 由香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 岐阜地方裁判所高山支部破産係
令和7年(フ)第159号	大阪市旭区太子橋1丁目18番20号 メゾンオ オクマ 301 債務者 峯浦 千浪 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池之 昂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月1日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5004号	大阪府豊中市若竹町1丁目17番8-301号 債務者 和田 拓斗 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 口元 一平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第36号	長野市上松5丁目8番12号 ラトワールネッ トサンク201号室、旧住所長野市大字北堀889 番地12 債務者 内海 大 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉崎亜希子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第208号  
埼玉県八潮市緑町2丁目20番地1 ルミナス  
八潮510号室  
債務者 山田 信之(旧姓萩原)  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 松浦麻里沙  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時20分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで  
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係  
　　破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第219号  
札幌市清田区清田1条1丁目1番36号 リバージュタナカ403号  
債務者 小山内裕子  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第343号  
北海道江別市幸町31番地の6 ファミール  
コート101号室  
債務者 西川 新一  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第354号  
札幌市西区八軒2条東5丁目2番12号  
債務者 平沼 友悦  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第428号  
札幌市中央区南10条西7丁目1番1-203号  
債務者 石山 貴恵(旧姓田中)  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第529号  
札幌市東区北13条東5丁目1番32-302号  
債務者 中川 亜弓  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第534号  
札幌市白石区平和通13丁目南3番7-203号  
債務者 北村麻菜美  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第545号  
北海道千歳市新富2丁目16番10号 たいせつ  
ビル千歳新富302号  
債務者 西島 賢也  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第579号  
札幌市中央区南6条東3丁目1番地3 D P  
レジデンス63-303号  
債務者 伊藤 太一

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第584号  
札幌市白石区本郷通2丁目南4番25-202号  
債務者 望月 恵  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第529号  
札幌市白石区本郷通2丁目南4番25-202号  
債務者 望月 恵  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第7号  
北海道虻田郡俱知安町北4条東4丁目3番地  
4(方書) 望羊団地3号棟206号室  
債務者 上正路仁実  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第6号

山形県長井市台町19番28号  
債務者 手塚 正義  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　札幌地方裁判所岩内支部

令和7年(フ)第87号  
群馬県高崎市貝沢町2092番地17  
債務者 日下可奈子  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　岐阜地方裁判所多治見支部

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第280号  
東京都八王子市鎌水428番地光華  
債務者 金子 昌江  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第505号  
東京都三鷹市牟礼3丁目4番18号-102ビルズ21  
債務者 吉野 吾一(旧姓増岡)  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第150号  
相模原市中央区横山4丁目5番1-305号  
債務者 中嶋祐佐久  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第33号  
岐阜県瑞浪市日吉町3997番地の1の2  
債務者 西村 玉市  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
　　岐阜地方裁判所多治見支部

<p><b>令和7年(フ)第23号</b>      三重県松阪市若葉町82番地1 若葉団地102号      債務者 板谷千恵子      1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時      2 主文 債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          大阪地方裁判所松阪支部</p> <p><b>令和7年(フ)第179号</b>      大阪府高石市取石4丁目8番32-101号      債務者 松原 優也      1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時      2 主文 傾務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          大阪地方裁判所松阪支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第219号</b>      堺市南区晴美台1丁29番14-201号      傾債務者 川村 洸斗      1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第232号</b>      大阪府高石市綾園6丁目23番26-301号室、      住民票上の住所堺市西区原田323番地3      傾債務者 田中 義章      1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第256号</b>      堺市北区百舌鳥梅北町5丁265番地      傾債務者 中野 匠      1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第293号</b>      堺市中区東山959番地 アートライフビル301号      傾債務者 上岡 花音      1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第308号</b>      大阪府羽曳野市古市6丁目13番23号、前住所      大阪府羽曳野市古市6丁目13番23-202号      傾債務者 狹間 行辰      1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第316号</b>      大阪府松原市阿保5丁目11番5号      傾債務者 三谷 悠亜      1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月24日午後2時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第29号</b>      長崎県諫早市栗面町767番地3 ビレッジハウスマート栗面1棟508号      傾債務者 後藤真紗美      1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          長崎地方裁判所大村支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第32号</b>      長崎県大村市植松3丁目635番地5 岡野ハイツ203号室      傾債務者 浅倉 由佳      1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          長崎地方裁判所大村支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第36号</b>      長崎県大村市水主町2丁目696番地10 黒田ビル403      傾債務者 長尾 隆司      1 決定年月日時 令和7年4月24日午前10時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで          長崎地方裁判所大村支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第21号</b>      北海道有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉58番地1 壮瞥温泉団地2号棟211号      傾債務者 杉山 哲也      1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時      2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          本件破産手続を廃止する。      3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。      4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで          長崎地方裁判所大村支部破産係</p>
--	---	--

令和7年(フ) 第82号	長崎県長崎市葉山1丁目34番31号 フィレンツエ葉山102号、旧住所長崎県長崎市水の浦町203番地 水の浦アパート102 債務者 山崎 勝彦 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ) 第85号	長崎県長崎市清水町7番27号 コーポ92 105号 債務者 野原 誠一 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ) 第1号	北海道沙流郡平取町字去場123番地1 債務者 千葉 征也 1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ) 第22号	岩手県奥州市江刺愛宕字梁川67番地2 債務者 菊池 一也 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ) 第396号	仙台市青葉区西勝山3番35号 エバーベル西勝山201 債務者 高木 力 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ) 第433号	仙台市青葉区錦ヶ丘3丁目4番地の28 債務者 千葉 明美 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ) 第460号	仙台市若林区志波町17番25-2号 ハーモニーテラス志波町Ⅲ-201 債務者 榎 明穂 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ) 第68号	秋田市南通亀の町12番46号 グリーンハウスB104号 債務者 夏井 克朋 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 秋田地方裁判所民事部第2部
令和7年(フ) 第34号	福島県双葉郡楢葉町大字井出字浄光東7番地 1 向ノ内団地54号 債務者 松崎 江美 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ) 第106号	茨城県常陸大宮市上小瀬1531番地の11 債務者 倉持 喜明 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ) 第133号	茨城県水戸市元吉田町921番地の1 グランマリッヂ206号 債務者 藤田 理恵 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ) 第134号	茨城県水戸市見和1丁目359番地の6 県営桜ヶ丘アパート18棟302号 債務者 布施 敬子 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ) 第48号	茨城県牛久市神谷5丁目32番地3 (桂コーポ神谷1D) 債務者 鈴木まゆみ 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ) 第113号	兵庫県姫路市飾磨区阿成植木697番地 債務者 野口 麻由 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第117号 兵庫県加古川市野口町坂井133番地の7 債務者 レインボーローズこと 森岡 陽子 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岡山地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 那霸地方裁判所民事第3部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第155号 兵庫県姫路市田寺8丁目13番30-601号 エクセルビアカラムロ 債務者 早乙女 恵 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 那霸地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第163号 兵庫県加古郡稻美町六分一1178番地の329 アロハ・マナⅡA棟 債務者 小野塚ひろみ(旧姓佐野) 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第167号 兵庫県神崎郡福崎町馬田136番地5 債務者 原 尚子 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 那霸地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第185号 岡山市北区富町2丁目20番16号 アルファハイツ401 債務者 荒木美也子	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第74号

山梨県甲府市川田町748番地1、前住所山梨県甲府市酒折1丁目4番21号  
債務者 石原 理沙  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第86号

山梨県甲府市住吉5丁目21番1号 グットハウスマスミヨシ01号室  
債務者 石原 和則  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第19号

長野県諏訪市大字中洲3605番地1 コーポ福島6号  
債務者 藤田 守  
1 決定年月日時 令和7年4月24日前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

長野地方裁判所諏訪支部

## 令和7年(フ)第12号

岐阜県高山市松之木町1688番地13  
債務者 木村 莉沙  
1 決定年月日時 令和7年4月25日前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

岐阜地方裁判所高山支部破産係

## 令和7年(フ)第47号

滋賀県草津市木川町355番地3  
債務者 田中絵美梨  
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第91号

滋賀県高島市安曇川町西万木90番地1 レジデンスJ201号  
債務者 堀江真由美  
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第92号

滋賀県高島市安曇川町西万木90番地1 レジデンスJ201号  
債務者 堀江 悠介  
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第99号

滋賀県湖南市宮の森1丁目19番7号  
債務者 小西 俊治  
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第102号

滋賀県栗東市十里412番地11、前住所滋賀県栗東市大橋4丁目10番19-203号 ファイブ・オーエム  
債務者 井之口滉希  
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第217号

京都市山科区東野南井ノ上町9番地7 フレグランスマナ208号  
債務者 山田真紀子  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第314号

京都市伏見区石田大山町36番地 グリーンハイム轟 107号  
債務者 重田 学  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第320号

京都府城陽市枇杷庄島ノ宮112番地の28、前住所京都府八幡市八幡神原76番地  
債務者 原田 翼  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第329号

京都府城陽市寺田中大小67番地  
債務者 森 和美  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第338号

京都市下京区梅小路東中町87番地 サントビア梅小路203号  
債務者 富永 久子  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第379号

京都市上京区丸太町通土屋町西入中務町491番地4 ツヴァンズ京都二条城北402号  
債務者 兼定 凉  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第159号

兵庫県加古川市尾上町養田193番地の1 テール・グランディールII-201号  
債務者 小山 美愛  
1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第168号 兵庫県加古郡稻美町国安995番地の1 国安 団地5棟103号 債務者 原口 憲治 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第19号 広島県呉市本通2丁目3番25-904号、申立 時の住所広島県呉市広古新開8丁目25番18- 203号 債務者 中田 蒼生 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 広島地方裁判所呉支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 宮崎地方裁判所破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第54号 鳥取県鳥取市立川町6丁目234番地 市住 5-3号 債務者 岩崎 愛 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 鳥取地方裁判所民事部	令和7年(フ)第51号 山口県下関市貴船町4丁目10番8-313号 南国マンションニュー貴船、住民票上の住所 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷奥241番地2 山口県教職員田布施第4住宅202号 債務者 山田 洋美 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第158号 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7478番地5 栗野田団地A棟304号 債務者 青木 征子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時30 分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第64号 長野県安曇野市豊科高家6438番地1 パイン ズエクセルⅡ 103 債務者 鳥羽 源市 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第23号 島根県出雲市大津町3657番地23 債務者 原 宏明 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 松江地方裁判所出雲支部	令和7年(フ)第52号 山口県下関市幸町13番25-301号 増田ビル 債務者 高竹 萌依 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時30 分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第10号 鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田585番地 債務者 中島 憲司 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第1182号 大阪市平野区長吉六反4丁目8番2-410号 債務者 長江愛利沙 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第24号 島根県出雲市大津町3657番地23 債務者 原 恭子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 松江地方裁判所出雲支部	令和7年(フ)第143号 宮崎市新城町23番地1 サンジェルマンⅠ- 302号 債務者 中野 牧代 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時30 分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第492号 沖縄県糸満市字糸満1555番地の3 A K A R I M 1202 債務者 真境名あづさ(旧姓金城) 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第1429号 大阪市淀川区東三国6丁目22番8-402号 債務者 梶谷まゆみ 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第37号 島根県出雲市大津町3657番地23 債務者 原 恭子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 松江地方裁判所出雲支部	令和7年(フ)第37号 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1615番地 栄 アパート104 債務者 上田 博 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第37号 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1615番地 栄 アパート104 債務者 上田 博 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第1447号 大阪市北区中崎2丁目4番12号 エスコート 中崎 302号室 債務者 竹腰 康広 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1458号  
大阪市生野区鶴橋2丁目19番21号  
債務者 梅山 麗子  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1481号  
大阪府箕面市萱野1丁目7番6号（102号）  
債務者 鶴見 公宣  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1485号  
大阪府箕面市新稲4丁目2番13号（2B号）  
債務者 中川加奈子  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1505号  
大阪市淀川区西三国1丁目2番23号 介護付  
有料老人ホームみさき西三国、前住所大阪市  
淀川区西三国2丁目16番3号  
債務者 金沢登志子こと 金 登志子  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1557号  
大阪府寝屋川市本町14番3号  
債務者 田上あつ代  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1644号**  
大阪府吹田市山田西4丁目4番14-911号  
債務者 岡 みのり

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1645号**  
大阪市東成区中道4丁目1番6-101号  
債務者 小峯 和博

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1646号**  
大阪市淀川区野中北1丁目11番1号 アメニティ淀川 103号  
債務者 倉田 利紀

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1654号**  
大阪府摂津市東正雀1番6-302号  
債務者 佐伯 亨啓

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1661号  
大阪府吹田市泉町5丁目9番3-401号  
債務者 白旗淑子こと 白旗 淑子(旧姓高瀬)  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1691号  
大阪市淀川区東三国3丁目7番2-104号  
債務者 飯田 功治  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1695号  
大阪府門真市末広町25番4-502号、前住所  
大阪府門真市北島町2番2号 カサ・アス  
ル201号  
債務者 原 佳代子  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1728号  
大阪府高槻市芥川町1丁目13番6号 エムズ  
クレールE A S T 202号  
債務者 御結び屋こと 前野 宏栄  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1738号  
大阪府東大阪市衣摺3丁目4番21号 ロイヤ  
ルコーポ 201号  
債務者 吉田 歩実

1 決定年月日時 令和7年4月24日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
    大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第224号**  
兵庫県伊丹市千僧2丁目187番地 森田タウンハウス6号  
債務者 小寺 優衣  
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
    神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和7年(フ)第60号**  
兵庫県川西市松が丘町16番18号  
債務者 立田 康和  
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
    神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和7年(フ)第66号**  
兵庫県伊丹市西野1丁目52番地1 パーブルウエスト105号  
債務者 安場 亮  
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
    神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和7年(フ)第37号**  
鹿児島県出水郡長島町川床832番地  
債務者 山中 智美  
1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
    鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第21号 北海道滝川市江部乙町1249番地1 債務者 嶋田 葵 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係 令和7年(フ)第25号 北海道空知郡上砂川町字鶴248番地19(鶴1 条3丁目2番3-5号) 債務者 小柳 友子 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係 令和7年(フ)第25号 岩手県花巻市大迫町亀ヶ森第46地割23番地 債務者 吉田千恵子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 盛岡地方裁判所花巻支部 令和7年(フ)第179号 千葉県松戸市高塚新田566番地の26 債務者 三浦 龍 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第223号 千葉県松戸市幸田5丁目93番地 シティハイムローゼン202号、前住所千葉県松戸市小金清志町2丁目46番地の1 コーシン松戸マンション213号 債務者 松坂 知星 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第76号 金沢市笠舞2丁目18番22号 債務者 浦嶋 恵理 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 金沢地方裁判所民事部 令和7年(フ)第70号 兵庫県明石市二見町東二見1426-3-303、 住民票上の住所兵庫県明石市二見町東二見 2022番地の3 債務者 橋原小裕奈(旧姓三木) 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係 令和7年(フ)第50号 山形市鉄砲町1丁目5番8号 すとくハイツ 205号 債務者 丹羽 雄一 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 山形地方裁判所民事部 令和7年(フ)第51号 山形市東青田3丁目3番22号 旭ルーミー山 形南12号館 101号 債務者 大内 伸明 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 山形地方裁判所民事部 令和7年(フ)第136号 神戸市長田区五位ノ池町3丁目9番11号 グランディア ミ・アモーレ新長田邸201号、 従前の住所埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3丁目16 番15-507号 債務者 東堤香峰代 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第7号 兵庫県揖保郡太子町鶴1029番地1 アルメール M203号室 債務者 山口 雅人 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所龍野支部 令和7年(フ)第156号 神戸市北区緑町4丁目7番26-35号 債務者 寺本 晶子 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第183号 神戸市北区藤原台中町7丁目2番15-201号 債務者 高野昌こと 高 永学 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第288号 神戸市垂水区美山台1丁目15番1-207号 債務者 岩田 美江 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第7号 兵庫県揖保郡太子町鶴1029番地1 アルメール M203号室 債務者 山口 雅人 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 神戸地方裁判所龍野支部
---

<p><b>令和 7 年 (フ) 第 5 9 号</b> 広島県福山市駅家町大字近田422番地1 レディアンR I 202、旧住所広島市中区西平塚町6番5-303号 債務者 河端 将之 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 25 日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 27 日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 <b>令和 7 年 (フ) 第 6 5 号</b> 広島県府中市府中町50番地11 債務者 崑らくこと 横山 邦彦 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 25 日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 27 日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 <b>令和 7 年 (フ) 第 1 6 号</b> 福岡県田川市大字位登100番地 債務者 中村美知子 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 25 日午後 1 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 27 日まで 福岡地方裁判所田川支部 <b>令和 7 年 (フ) 第 5 1 号</b> 青森県弘前市大字城南1丁目5番地33 オニオングハウス202号、旧住所東京都町田市森野四丁目3番7号 債務者 岩間 敬太 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 25 日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 30 日まで 青森地方裁判所弘前支部</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 5 5 号</b> 青森県弘前市大字和泉 1 丁目15番地3 コーポやまさ、旧住所青森県弘前市大字三和字下恋塚86番地4 債務者 三浦 悅子 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 25 日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 30 日まで 青森地方裁判所弘前支部 <b>令和 7 年 (フ) 第 4 5 号</b> 栃木県栃木市大平町西野田2006番地18 佐山アパート101号室 債務者 庄司まゆみ 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 25 日午後 1 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 30 日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部 <b>令和 7 年 (フ) 第 4 6 4 号</b> 埼玉県上尾市東町2丁目2番4号 ハイツ山口203、旧住所埼玉県所沢市寿町16番6-202号 寿広ハイツ 債務者 増井 智史 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 24 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 30 日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 <b>令和 7 年 (フ) 第 4 8 7 号</b> 埼玉県川口市上青木西4丁目2番20号 エクセラ青木203号 債務者 中田 陽子 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 24 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 30 日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 <b>令和 7 年 (フ) 第 2 3 0 号</b> 広島市佐伯区藤の木2丁目23番8号 債務者 山田美佑果 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 24 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 1 日まで 広島地方裁判所民事第4部 <b>令和 7 年 (フ) 第 3 2 4 号</b> 広島市安佐南区山本9丁目30番7-103号 債務者 光本 昌美</p>	<p><b>令和 7 年 (フ) 第 5 2 6 号</b> 埼玉県上尾市今泉1丁目31番地13 リアン201 債務者 野口 孝政 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 24 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 1 日まで 広島地方裁判所民事第4部 <b>令和 7 年 (フ) 第 3 3 0 号</b> 広島市中区十日市町2丁目1番25-1018号 債務者 野本 美香 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 24 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 1 日まで 広島地方裁判所民事第4部 <b>令和 7 年 (フ) 第 5 6 0 号</b> さいたま市見沼区鈴町2丁目21番地1 さいたまやすらぎの里、旧住所埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地 尾山台団地5-17-202 債務者 佐藤 廣子 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 24 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 30 日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 <b>令和 7 年 (フ) 第 5 7 2 号</b> 埼玉県蓮田市東5丁目4番2号 エトワール蓮田105号 債務者 大城 行美 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 24 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 30 日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 <b>令和 7 年 (フ) 第 1 3 6 号</b> 熊本市中央区保田窪1丁目2番107号 Mビル201号 債務者 井川 寛 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 23 日午後 2 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 1 日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 <b>令和 7 年 (フ) 第 1 5 7 号</b> 広島県廿日市市永原10101番地41 債務者 亀谷 博志 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 24 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 2 日まで 広島地方裁判所民事第4部</p>
--	--	---

令和7年(フ)第289号 広島市南区段原山崎2丁目1番22-903号 債務者 小坂 尚人 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第181号 千葉県柏市大室1丁目25番地1 アステール ピュールK-102号 債務者 大嶋 京子(旧姓高田) 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第309号 千葉県柏市常盤平4丁目12番地の14 ジュ ネパレス松戸第172-403号 債務者 橋本麻里子 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第134号 神奈川県小田原市東町5丁目4番38号 ラ フィーネワン 203 債務者 矢澤 信行 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第309号 広島県東広島市西条中央8丁目15番14-303号 レクエルド 債務者 藤原 晃平 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第243号 千葉県松戸市牧の原2丁目30番地 グラン ドゥール八柱B-101号 債務者 小南館 剛 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第51号 青森市大字大野字若宮100番地40 アップル エステート大野若宮101号 債務者 須藤 亜紀 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第16号 山口県周南市遠石2丁目6番22-203号 債務者 西田美代子 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 山口地方裁判所周南支部
令和7年(フ)第313号 広島市南区宇品海岸1丁目2番9-302号 債務者 松尾 一美(旧姓地浦) 1 決定年月日時 令和7年4月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第283号 千葉県流山市三輪野山5丁目907番地 シ ティハイムミワノ101 債務者 市原 直美 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第62号 青森市中央1丁目5番4号 自立訓練宿泊施 設スマイル、旧住所青森市久須志4丁目19番 12号 債務者 飯田 将汰 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第19号 山口県周南市権現町1番22号 債務者 吉安 昭広 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 山口地方裁判所周南支部
令和7年(フ)第62号 千葉県柏市旭町5丁目1番8号 伊藤荘203号 債務者 藤田 翔一 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第302号 千葉県松戸市幸谷813番地 メゾン・ド・カ オリ101号 債務者 村山 正史 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第87号 神奈川県平塚市平塚5丁目25番4-302号 ウエンディ湘南 債務者 烏海 敏貴 1 決定年月日時 令和7年4月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第21号 山口県周南市都町1丁目48番地 サージュ徳 山、前住所山口県周南市花陽1丁目16番7号 レジデンス花陽A-102号 債務者 河本 明弘 1 決定年月日時 令和7年4月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第107号  
熊本市東区健軍本町51番6—201号、異動前  
住所熊本市東区新生1丁目26番8号 エクセル  
新生301  
債務者 引方 実  
1 決定年月日 令和7年4月24日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

### 破産手続廃止

令和6年(フ)第8号  
千葉県野田市木間ヶ瀬3046番地4  
破産者 有限会社最上工業  
1 決定年月日 令和7年4月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第16号  
千葉県松戸市上本郷34番地  
破産者 有限会社田邊電機工業所  
1 決定年月日 令和7年4月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第18号  
千葉県柏市西原4丁目16番11—208号、前住  
所千葉県松戸市上本郷3044番地の3 ライオ  
ンズマンション北松戸203号  
破産者 田邊千亜紀  
1 決定年月日 令和7年4月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第100号  
千葉県我孫子市都17番地の4、前住所千葉県  
印西市木戸2丁目31番地7  
破産者 鈴木 有吾  
1 決定年月日 令和7年4月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第102号  
千葉県印西市木戸2丁目31番地7  
破産者 株式会社ファイブ  
1 決定年月日 令和7年4月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第938号  
千葉県柏市明原3丁目3番9号  
破産者 益子 牧夫  
1 決定年月日 令和7年4月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第990号  
千葉県松戸市樋野口885番地 グランピニ  
エール松戸603号、前住所東京都大田区中央  
8丁目1番2号 プラチナコート池上502  
破産者 橋 龍太郎  
1 決定年月日 令和7年4月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第28号  
千葉県流山市南流山6丁目33番地の3 キャ  
メル南流山7A 102  
破産者 福山 裕也  
1 決定年月日 令和7年4月21日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第52号  
鹿児島県出水市知識町714番地  
破産者 有限会社司工業  
1 決定年月日 令和7年4月22日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和6年(フ)第17号  
福島県会津若松市七日町2番39号  
破産者 有限会社AIZU NOTE  
1 決定年月日 令和7年4月23日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和6年(フ)第93号  
福島県喜多方市字長内7820番地  
破産者 有限会社佐藤屋  
1 決定年月日 令和7年4月23日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和5年(フ)第218号  
相模原市中央区宮下本町1丁目28番2号  
破産者 旭電化工業株式会社  
1 決定年月日 令和7年4月23日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第2479号  
名古屋市中区丸の内3丁目5番33号  
破産者 株式会社エバーブラス  
1 決定年月日 令和7年4月23日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1995号  
札幌市中央区大通西1丁目14番地2  
破産者 株式会社ビドープ

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2323号  
札幌市豊平区平岸5条10丁目2番17号 カー  
サフローラルB-101号  
破産者 株式会社R・O・T

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和5年(フ)第112号  
福島県いわき市平字倉前109番地の1 プレ  
スビル2F  
破産者 副都建設株式会社  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第1063号  
横浜市旭区川井本町104番地3  
破産者 株式会社共同貨物運輸  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第109号  
富山市横内467  
破産者 合同会社グリーンフィールドアカデ  
ミー  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第121号  
山梨県中巨摩郡昭和町西条461番地2  
破産者 株式会社HGプレシジョン  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第195号  
山梨県笛吹市一宮町国分1386番地7  
破産者 有限会社GARAGE渡辺  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第449号 岐阜市日野南9丁目2番6号 破産者 株式会社雅斗工業 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和6年(フ)第102号 千葉県鎌ヶ谷市柴崎町1丁目26番地 破産者 原 賢宏 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第2339号 名古屋市緑区清水山2丁目1107番地 破産者 有限会社アイモス 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪府吹田市南吹田3丁目5番28-203号、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市南金田2丁目18番27号 破産者 有限会社モーリス	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第544号 (最後の住所) 兵庫県姫路市飯田2丁目291番地11 破産者 亡佐想光廣相続財産 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第2472号 名古屋市瑞穂区大殿町2丁目4番地 破産者 有限会社エヌケイ工業 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪府吹田市南吹田3丁目5番28-203号、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市南金田2丁目18番27号 破産者 有限会社モーリス	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和5年(フ)第59号 香川県丸亀市郡家町2911番地5 破産者 株式会社森建築 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 高松地方裁判所丸亀支部
令和6年(フ)第3358号 大阪市平野区長吉川辺3丁目8番38号、営業所の住所大阪府羽曳野市向野3-119-3 破産者 株式会社DOT'S LINE 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪府河内長野市市町292番地の9 破産者 合同会社つどい	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第14号 大分県佐伯市中の島3丁目4番43号 破産者 有限会社スーパーさの 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大分地方裁判所佐伯支部破産係
令和6年(フ)第4001号 大阪市港区弁天5丁目6番6号 破産者 株式会社VENUS BRIDGE 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 堺市東区中茶屋49番地2 破産者 株式会社しぜんそざい	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第17号 岩手県花巻市大畑第6地割66番地 破産者 有限会社寿工務店 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 盛岡地方裁判所花巻支部
令和6年(フ)第4912号 大阪市北区堂島1丁目4番24号 破産者 有限会社割烹堂島	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 兵庫県川西市栄根2丁目2番16号 破産者 有限会社スタイル・イー	令和6年(フ)第39号 福島県会津若松市飯寺北1丁目4番20号 破産者 株式会社イイコウ産業 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和6年(フ)第301号 兵庫県川西市栄根2丁目2番16号 破産者 有限会社スタイル・イー	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和6年(フ)第202号 千葉県東金市藤下飛地868番地14 コーポA D 201 破産者 保科 俊一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第1283号 東京都あきる野市瀬戸岡342番地5 破産者 株式会社ジェイアールシー 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第1284号 東京都羽村市栄町2丁目2番地27プラシード栄101 破産者 吉野 隆宏 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第1935号 東京都東村山市青葉町3丁目27番地9 破産者 塩谷 光 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2090号	東京都八王子市東浅川町120番地1ルミナスⅢA号 破産者 山内 誠 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第78号	東京都八王子市中野山王3丁目11番1-711号中野山王3丁目アパート 破産者 串田 学 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第111号	金沢市大豆田本町甲236番地8 破産者 イージーコネクト株式会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第1111号	石川県輪島市河井町1部94番地 破産者 株式会社駅長さんも太鼓判 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第255号	金沢市長田1丁目5番51号 破産者 T. Kファクトリー合同会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第315号	石川県野々市市清金3丁目130番地 破産者 株式会社DARUMA

1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第364号	石川県羽咋市滝町ワ372番地 破産者 株式会社L o o 樹 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第94号	岐阜県多治見市昭栄町30番地の51 破産者 株式会社大建 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第298号	静岡県沼津市松下町8番地 破産者 有限会社藤木建設 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第6号	三重県多気郡多気町片野1367番地 破産者 野呂三十四 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第63号	三重県松阪市船江町8番地11 破産者 岩井 茂秋 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第104号	三重県松阪市立田町857番地 破産者 布川 力也 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第184号	三重県四日市市小林町3025番地195 破産者 有限会社矢田工芸 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第2号	三重県四日市市西日野町39番地3 破産者 おしゃれ泥棒F a s s こと 赤尾 公隆 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第10号	三重県四日市市苅田2丁目3番22号 ラフィークB-101 破産者 Leeway Nextこと 金澤翔一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第4413号	大阪市北区梅田1丁目11番4-923号大阪駅前第4ビル9階 破産者 リスタートソリューション合同会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第6413号	大阪市北区梅田1丁目11番4-923号大阪駅前第4ビル9階 破産者 リスタートソリューション合同会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第145号	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五1317番地1 破産者 グッドリング株式会社 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第269号	佐賀県小城市三日月町久米1295番地2 破産者 有限会社すずらん 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第695号	横浜市青葉区美しが丘2丁目32番地20 破産者 株式会社ワールドトレーダーズ 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第148号	熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 宮崎県都城市蔵原町2街区8号 破産者 株式会社トナミ 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
破産手続廃止及び免責許可決定	宮崎地方裁判所都城支部
令和6年(フ)第214号	茨城県ひたちなか市大字田彦1001番地2 ドリーム105号、前住所茨城県ひたちなか市大字高場1288番地 ユニヴァリィグレイス佐和203号 破産者 井口 一明 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。	水戸地方裁判所

令和6年(フ)第55号 鹿児島県出水市文化町179番地 破産者 茂原 司 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和6年(フ)第2639号 名古屋市北区大曾根1丁目11番4号 ユトリ 口大曾根303号、開始決定時の住所名古屋市 東区矢田1丁目5番1号 マリオン大曾根 806号 破産者 日掛 広美 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第86号 鹿児島県薩摩川内市平佐町4912番地16 シャンティ104 破産者 栗山 朋之 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第264号 神奈川県横浜市南区高砂町1丁目10番地1 エルプレイス横浜吉野町101号室、開始決定 時の住所山梨県南巨摩郡南部町成島1425番地 1 破産者 西山 孝夫 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第11号 鹿児島県薩摩川内市御陵下町6293番地2 宮 脇アパート201 破産者 福野 未来 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第265号 神奈川県横浜市南区高砂町1丁目10番地1 エルプレイス横浜吉野町101号室、開始決定 時の住所山梨県南巨摩郡南部町成島1425番地 1 破産者 西山 信子 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所直方支部
令和6年(フ)第94号 新潟県新潟市江南区亀田緑町2丁目4番26 号-2 鈴木和香子宅、住民票上の住所福島 県喜多方市字長内7820番地 破産者 佐藤 重樹 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所下田支部	令和6年(フ)第73号 福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地 県営 住宅八尋団地2棟203号 破産者 甲斐 義裕 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第9号 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1813番地 破産者 串橋みちる 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第735号 北九州市小倉南区中曾根1丁目13番11-502 号 破産者 岩熊 規子 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第1558号 名古屋市中区栄1丁目21番6号 つばめ栄ハ イツ803号 破産者 林 裕太 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第898号 北九州市小倉南区北方2丁目20番9-907号 破産者 豊島嘉那子 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第1号 相模原市中央区南橋本2丁目3番10号 口 アーブルガーデン206 破産者 内田 智子	1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第77号 熊本市中央区渡鹿6丁目1番50号、転入前住 所福岡市東区千早2丁目35番6-301号 D o l c e v i t a 千早 破産者 小竹 正峻 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和5年(フ)第376号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第114号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第386号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第1863号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第2324号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第246号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和6年(フ)第2441号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第149号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第63号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和6年(フ)第126号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和6年(フ)第136号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和6年(フ)第247号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 茨城県つくばみらい市小綱237番地1 サン・クラールB-201
令和6年(フ)第269号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和6年(フ)第72号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 茨城県龍ヶ崎市4898番地2 コーポ和205号室、開始決定時の住所茨城県稲敷郡河内町庄布川493番地
令和6年(フ)第427号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第427号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 相模原市南区相武台3丁目30番11号
令和6年(フ)第196号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第90号	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第354号 静岡県沼津市本錦町675番地の5 クレール 錦町302、前住所静岡県三島市徳倉2丁目10 番26号 サンメイブル徳倉108 破産者 小早川孝行 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和6年(フ)第363号 静岡県田方郡函南町肥田206番地の19 破産者 鈴井 効緒 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第9号 静岡県沼津市原町中2丁目14番地の9 杉山 マンション307、前住所静岡県熱海市下多賀 142番地 破産者 相磯 太佑 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和6年(フ)第2340号 名古屋市緑区鳴海町字姥子山195番地の1 ユニーク有松ガーデン208号、開始決定時の住所名古屋市緑区大将ヶ根1丁目1359番地 破産者 鈴木 紀昭 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第2473号 名古屋市瑞穂区大殿町2丁目4番地 シャ ト一汐路106号 破産者 黒沼 勇一 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2811号 愛知県尾張旭市向町2丁目8番地12 破産者 玉越 泰之 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第37号 京都府福知山市宇牧555番地、前住所京都府 福知山市宇田和1210番地の1 破産者 天京建設ことR I S E WORKSこ と今福 裕貴 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所福知山支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2921号 大阪市浪速区稻荷2丁目7番13-312号 破産者 河原 崇平 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第3359号 大阪市港区田中1丁目3番7号 破産者 野口 学 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第449号 大阪市東住吉区杭全4丁目7番14号 破産者 大浜 律子 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第807号 大阪府大東市大東町7番9号 破産者 松原 良治 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4002号 大阪市港区波除4丁目7番2-206号、住民 票上の住所大阪市港区弁天5丁目6番6号 破産者 谷口 雄二 1 決定年月日 令和7年4月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部			

**令和6年(フ)第4743号**  
大阪市大正区平尾4丁目18番12号、事業所在地大阪市大正区南恩加島2-6-17-103  
破産者 みずがめ鍼灸院こと 故崎知江美  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第4803号**  
大阪府東大阪市南四条町7番2号  
破産者 土井 涼(旧姓上村)  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第5139号**  
大阪府高槻市宮野町16番1-102号  
破産者 齋藤 遼  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第5860号**  
大阪府豊中市庄内幸町4丁目10番18号  
破産者 ROHMこと 前田 大樹  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第5907号**  
大阪市中央区東心斎橋1丁目6番27号 朝日  
プラザ心斎橋東603  
破産者 Zhi Zhi こと 森川 碧  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第5933号**  
大阪市都島区大東町3丁目10番12-902号  
破産者 久保 信城  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第5981号**  
大阪府枚方市津田東町2丁目5番25号  
破産者 新宮 武明  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第6113号**  
大阪市北区天満橋1丁目8番70-807号  
破産者 酒井 健  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第6155号**  
大阪府吹田市南吹田3丁目5番28-203号  
破産者 岩森 央樹  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第6173号**  
大阪府八尾市東山本新町1丁目9-35 アー  
ルグレイ山本403号、住民票上の住所高知県  
四万十市横瀬2255番地1  
破産者 岡村 龍二  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第310号**  
大阪府河内長野市喜多町109番地の2 プレ  
アール喜多301号、開始決定時の住所大阪府  
河内長野市市町292番地の9  
破産者 西口 健次  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所姫路支部

**令和6年(フ)第666号**  
堺市東区白鷺町2丁7番4-203号  
破産者 アイシーノジャパン、サケトキミトこ  
と 岡本 竜也  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所堺支部

**令和6年(フ)第877号**  
大阪府高石市東羽衣7丁目5番6-405号  
破産者 米原 芳昭  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所堺支部

**令和6年(フ)第662号**  
兵庫県姫路市御立中4丁目2番23号  
破産者 ヘアーサロンベストこと 植田 秀樹  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　大阪地方裁判所姫路支部

**令和6年(フ)第665号**  
兵庫県相生市那波野2丁目10番17号 メゾン  
那波野105号  
破産者 水野 裕子

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和6年(フ)第69号**  
兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町1-69 A  
202、住民票上の住所大阪府東大阪市西石切  
町5丁目5番22号 クドゥウェル新石切805  
号  
破産者 小出 清和  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第4号**  
兵庫県姫路市豊沢町214番地 明和荘22号  
破産者 高宮 勇吉  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第8号**  
兵庫県赤穂市新田540番地5  
破産者 山本 清美  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和6年(フ)第165号**  
岡山県笠岡市美の浜26-31、破産開始決定時  
の住所岡山県笠岡市入江43番地  
破産者 田上 和彦  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
　　神戸地方裁判所姫路支部

**令和6年(フ)第166号**  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第352号  
岡山県倉敷市五日市260番地  
破産者 楠戸 純子  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係  
令和6年(フ)第83号  
広島県江田島市江田島町切串3丁目24番1号  
破産者 今井 純里  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所呉支部  
令和6年(フ)第41号  
香川県仲多度郡多度津町桜川1丁目4番41号、前住所兼居所大阪府堺市堺区一条通6番15-103号  
破産者 亀山 鈴奈  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部  
令和6年(フ)第120号  
香川県坂出市川津町3413番地 増井アパートA棟102号  
破産者 中西ひろ子  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部  
令和6年(フ)第128号  
香川県丸亀市瓦町314番地3 フェリース203号、前住所徳島県徳島市八万町夷山216番地プラザ・ルミエール式番館E201  
破産者 森 知美(旧姓中山)

1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
高松地方裁判所丸亀支部  
**令和7年(フ)第15号**  
福岡県久留米市大善寺南2丁目10番8-303号  
破産者 井上 麻実  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部  
**令和7年(フ)第3号**  
福岡県筑後市大字水田1179番地11  
破産者 今村 優希  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所八女支部破産係  
**令和5年(フ)第622号**  
熊本市中央区出水4丁目14番23号 ミッドタウン出水 1階 M号室、住民票上の住所熊本県玉名市大倉930番地  
破産者 松浦 光義  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係  
**令和6年(フ)第776号**  
熊本市南区川尻4丁目16番9号 ふくもとアパート 301号室、転入前住所熊本県菊池市大麻寺215番地1 ファーストスター1 201号室  
破産者 村田 昌弘  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第21号  
熊本市北区山室5丁目6番21-301号、転入  
前住所熊本中央区南千反畑町7番5号  
302  
破産者 甲斐野由真  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係  
令和6年(フ)第37号  
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津29  
番地 (町営コーラルタウン船津2号棟203)  
破産者 大城 昌三  
1 決定年月日 令和7年4月24日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係  
令和5年(フ)第72号  
岩手県北上市中野町1丁目1番3号 キヤト  
ラクト北上204号  
破産者 滝戸 奈保  
1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所花巻支部  
令和6年(フ)第70号  
岩手県花巻市上根子字渋田154番地  
破産者 下田あけみ  
1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所花巻支部  
令和6年(フ)第113号  
岩手県北上市上野町2丁目20番12号 E i s  
e n 201号室  
破産者 戸室 綾太

1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所花巻支部  
令和6年(フ)第116号  
岩手県花巻市星が丘1丁目25番20号 アベイユ・アヤカ102号  
破産者 亀岡 義春  
1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所花巻支部  
令和7年(フ)第1号  
福島県相馬市北小泉字大山先228番地の31、  
住民票上の住所福島県福島市飯坂町平野字小  
三郎内34番地の15  
破産者 穂元みなみ  
1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所相馬支部  
令和6年(フ)第180号  
新潟市東区秋葉通2丁目3722番地196 市営  
アパートB棟203号、開始決定時住所新潟市  
北区松浜3丁目13番地15  
破産者 山田 久子  
1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所民事部  
令和6年(フ)第1号  
新潟県加茂市秋房3番17号  
破産者 佐野 茂  
1 決定年月日 令和7年4月25日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所三条支部

令和6年(フ)第165号 金沢市増泉3丁目5番18号 グランデリーオ 101号、開始決定時の住所金沢市西念2丁目8番32号 破産者 福山 優也 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第316号 金沢市中村町17番11号 ハイツプラウン 103号、従前の住所金沢市新神田1丁目10番 123号 破産者 達磨 知典 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第351号 金沢市歎田東4丁目1174番地 アミタユース 108号 破産者 桜井 伸一 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第352号 金沢市歎田東4丁目1174番地 アミタユース 108号 破産者 桜井 裕美 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第363号 石川県河北郡津幡町井上の荘3丁目58番地、従前の住所金沢市小坂町北77番地10 破産者 山本 俊之 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部

令和5年(フ)第28号 京都府京丹後市峰山町荒山365番地 コーポ荻野Ⅱ 202 破産者 矢谷 由三 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第95号 岐阜県多治見市昭栄町30番地の51 破産者 山田 健治 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部

令和6年(フ)第100号 岐阜県中津川市茄子川1671番地の114 サニースプリングA101 破産者 林 啓介 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部

令和6年(フ)第109号 岐阜県土岐市泉東窯町4丁目25番地 メゾンカモミールTOKI 302号、従前の住所兵庫県伊丹市梅ノ木1丁目3番3号 破産者 藏本 隼 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第3号 大津市唐崎3丁目21番5-302号 クレイン 破産者 今西 秀典 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第533号 大阪府吹田市千里山東2丁目26番22-503号 破産者 畑 尚輝 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第609号 兵庫県加古川市平岡町土山390番地 加古川平岡鉄筋23-501号 破産者 納庄 憲法 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第619号 兵庫県加古川市別府町新野辺北町7丁目34番地 メゾン北町302号 破産者 石田 育興 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第630号 兵庫県姫路市飾磨区英賀東町1丁目49番地 破産者 松村 統雄 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第648号 兵庫県姫路市大寿台2丁目15番13号 破産者 ハヤシ工務店こと 林 裕史 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第650号 兵庫県姫路市飾磨区構3丁目520番地2 破産者 くらしのおとこと 前田婦美子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第276号 佐賀市諸富町大字寺井津486番地 破産者 貞富 啓史 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第366号 佐賀市多布施3丁目8番13号 2-A 破産者 末森 拓朗 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第653号 兵庫県姫路市網干区津市場731番地1 姫路 網干鉄筋4-507 破産者 アロマカフェAVOCADOこと 小坂 光正 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第327号 佐賀県武雄市北方町志久3248-9、住民票上の住所佐賀県杵島郡白石町大字東郷2297番地 (前住所) 東京都新宿区中落合1丁目1番25号スカイレジデンス中落合507 破産者 志田 直樹 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第370号 佐賀県小城市三日月町金田1056番地2 破産者 上田 里美 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第368号 愛媛県松山市西垣生町1995番地9 破産者 中川 政利 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第343号 佐賀県多久市東多久町大字別府3426番地35 破産者 宮下商会こと 宮下 隆 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第4号 佐賀県小城市三日月町三ヶ島667番地8、前住所大阪府堺市美原区黒山663番地 フルタ製菓株美原寮 破産者 川本 結那 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第11号 北九州市門司区上馬寄1丁目1番2-1306号 破産者 大崎 静江 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第346号 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地 川原団地A-212号、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動938番地 破産者 中島久美子 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第342号 長崎県長崎市竹の久保町8番2号 破産者 山邊めぐみ 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第43号 北九州市門司区上二十町5番2号 破産者 中島 祐哉 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第18号 長崎県長崎市葉山2丁目19番15号 破産者 有永 康樹 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第120号 宮崎県えびの市大字前田1197番地 破産者 西脇いつみ 1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日 令和7年4月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部

## 警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

令和7年3月24日

警察共済組合理事長 高綱 直良

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後			変更前		
(資金の繰入れ)			(資金の繰入れ)		
第28条 (略)			第28条 (略)		
(1) 短期経理 1,910円			(1) 短期経理 1,820円		
第28条	(3) 退職等年金経理 1,350円	1,350円	第28条	(3) 退職等年金経理 1,118円	1,118円
8 (略)			8 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第28条	(3) 退職等年金経理 1,350円	1,350円	第28条	(3) 退職等年金経理 1,118円	1,118円
	(4) 経過的長期経理	168円		(4) 経過的長期経理	181円

## 附 則

この変更は、令和7年4月1日から施行する。

## 警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

令和7年3月31日

警察共済組合理事長 高綱 直良

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後			変更前		
(掛金額及び地方公共団体等の負担金額)			(掛金額及び地方公共団体等の負担金額)		
第24条 (略)			第24条 (略)		
表 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乘じる数値			表 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乘じる数値		
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合
	短期給付 短期分 介護分	福祉事業 短期分 介護分		短期給付 短期分 介護分	福祉事業 短期分 介護分
一般組合員	1,000分の 49.68	1,000分の 7.94	1,000分の 1.32	1,000分の 44.89	1,000分の 8.68
短期組合員					
特定警察組合員					

2 (略)	2 (略)
3 任意継続組合員に係る任意継続掛金の額（介護納付金の納付に係るものを除く。）は、施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額に <u>1,000</u> 分の99.36を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る任意継続掛金の額は、同項の規定による標準報酬の月額に <u>1,000</u> 分の15.88を乗じて得た額とする。	3 任意継続組合員に係る任意継続掛金の額（介護納付金の納付に係るものを除く。）は、施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額に <u>1,000</u> 分の89.78を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る任意継続掛金の額は、同項の規定による標準報酬の月額に <u>1,000</u> 分の17.36を乗じて得た額とする。
4・5 (略)	4・5 (略)

## 附 則

- 1 この変更は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第24条第1項及び第3項の規定は、令和7年4月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 産業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

## ○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第489号

産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第1項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第71条第6号の規定に基づき公告する。

令和7年5月13日 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 長谷川史彦  
(令和7年3月18日登録分)

登録番号	登録を受けた者の氏名 又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分 (限定内容は省略)
090272JP	株式会社環境防災 徳島県徳島市鮎喰町一 丁目57番地	株式会社環境防災 徳島県徳島市鮎喰町一丁 目57番地	金属材料引張試験

弁護士名簿登録・登録換え・  
登録取消し

令和7年3月中処理の登録・登録換え・登録取消しは次のとおりにつき弁護士法第19条の規定により公告します。

## 登録

(月 日)	(登録番号)	(所属会)	(氏 名)	3月27日	65651	大 阪	寺嶋 高志
3月 1 日	29440	第一東京	稻永 泰士	3月27日	65656	福 井	荒木 玖鳥
3月 1 日	65645	第一東京	和田 雅樹	3月27日	65657	群 馬	田丸 耕助
3月 1 日	65646	第一東京	眞田 寿彦	3月27日	65658	群 馬	山根 弘之
3月 1 日	65647	第一東京	國井 弘樹	3月27日	65659	群 馬	笠宗一郎
3月 3 日	65648	東 京	井上 哲男	3月27日	65660	群 馬	吉田こなつ
3月18日	20683	東 京	木下 信行	3月27日	65662	群 馬	高山 英之
3月18日	42240	金 沢	廣瀬 直樹	3月27日	65663	岐 阜 県	大石 達彦
3月18日	54418	東 京	天野 清	3月27日	65664	奈 良	一ノ瀬健伍
3月18日	57516	第二東京	大畑 駿介	3月27日	65665	福 島 県	小林 祐也
3月18日	65649	第二東京	松澤 大輔	3月27日	65666	福 島 県	吉田詠美子
3月18日	65650	東 京	林 太郎	3月27日	65667	福 島 県	乗松 宏紀

3月27日	65668	福 島 県	永吉 佑企	3月27日	65699	千 葉 県	小川 夏菜
3月27日	65669	旭 川	嶋村 紀孝	3月27日	65700	千 葉 県	川原宏宇紀
3月27日	65670	神 奈 川 県	田代 瑛	3月27日	65701	千 葉 県	神原 京輔
3月27日	65671	神 奈 川 県	桑田 貴大	3月27日	65702	千 葉 県	小西 姫
3月27日	65672	神 奈 川 県	野村 賢吾	3月27日	65703	千 葉 県	櫻井 光
3月27日	65673	神 奈 川 県	岩崎美登里	3月27日	65704	千 葉 県	鳴原 遼我
3月27日	65674	神 奈 川 県	飯富 稔也	3月27日	65705	千 葉 県	杉山 賢伸
3月27日	65675	神 奈 川 県	大槻 岳史	3月27日	65706	千 葉 県	田中 隼斗
3月27日	65676	神 奈 川 県	向野 花音	3月27日	65707	千 葉 県	三島 由暉
3月27日	65677	神 奈 川 県	小串 健太	3月27日	65708	千 葉 県	矢島 哲治
3月27日	65678	神 奈 川 県	福本 拓眞	3月27日	65709	富 山 県	杉本 薫理
3月27日	65679	神 奈 川 県	高橋 涼馬	3月27日	65710	東 京	柏倉キーサレイラ
3月27日	65680	神 奈 川 県	須崎 拓人	3月27日	65711	東 京	秋口 麻貴
3月27日	65681	神 奈 川 県	薩澤 倖平	3月27日	65712	東 京	原田 学
3月27日	65682	神 奈 川 県	吉田 拓央	3月27日	65713	東 京	津江 誠
3月27日	65683	神 奈 川 県	加藤 万侑	3月27日	65714	東 京	中倉 英士
3月27日	65684	神 奈 川 県	桑原 茉央	3月27日	65715	東 京	野村和比吉
3月27日	65685	神 奈 川 県	吉田 優作	3月27日	65716	東 京	岡本 拓也
3月27日	65686	神 奈 川 県	鶴田 悠介	3月27日	65717	東 京	横田 将大
3月27日	65687	神 奈 川 県	橋本 巍	3月27日	65718	東 京	小本 悠太
3月27日	65688	神 奈 川 県	松田 起奈	3月27日	65719	東 京	大橋 美日
3月27日	65689	神 奈 川 県	大迫 珠里	3月27日	65720	東 京	野村 琴音
3月27日	65690	神 奈 川 県	塩谷 謙	3月27日	65721	東 京	大野 綾音
3月27日	65691	神 奈 川 県	松永 裕	3月27日	65722	東 京	西村 珠瑛
3月27日	65692	神 奈 川 県	前平 雄矢	3月27日	65723	東 京	小山 瑞樹
3月27日	65693	神 奈 川 県	藤井 美里	3月27日	65724	東 京	山口翔太郎
3月27日	65694	神 奈 川 県	奥田 隼人	3月27日	65725	東 京	田中 義正
3月27日	65695	神 奈 川 県	加藤 琴巳	3月27日	65726	東 京	中村 毬奈
3月27日	65696	神 奈 川 県	森根 昌隆	3月27日	65727	東 京	一瀬 天志
3月27日	65697	神 奈 川 県	大場 千賀	3月27日	65728	東 京	野溝 夏那
3月27日	65698	千 葉 県	安藤 孝起	3月27日	65729	東 京	矢口 裕崇

3月27日	65730	東	京	織田美都紀	3月27日	65776	東	京	井手 誠也	3月27日	65822	東	京	川口 真広	3月27日	65868	東	京	石塚 蒼太
3月27日	65731	東	京	笠木 秀竜	3月27日	65777	東	京	河合 寧々	3月27日	65823	東	京	晝間 加鈴	3月27日	65869	東	京	高橋 音沙
3月27日	65732	東	京	小林 晴佳	3月27日	65778	東	京	稻垣 瑠	3月27日	65824	東	京	原 佑斗	3月27日	65870	東	京	大勝 立己
3月27日	65733	東	京	木村 匠宏	3月27日	65779	東	京	内藤 正暁	3月27日	65825	東	京	渡辺 真圭	3月27日	65871	東	京	永野 寛英
3月27日	65734	東	京	荒平 航平	3月27日	65780	東	京	都築 啓	3月27日	65826	東	京	佐藤 匠	3月27日	65872	愛	知	伊藤 裕
3月27日	65735	東	京	梶本 理貴	3月27日	65781	東	京	水谷 優介	3月27日	65827	東	京	羽賀 秀郎	3月27日	65873	愛	知	森田 丞
3月27日	65736	東	京	増澤 俊一	3月27日	65782	東	京	北里 昂一	3月27日	65828	東	京	近澤 美咲	3月27日	65874	愛	知	吉住 知晃
3月27日	65737	東	京	白濱 亮介	3月27日	65783	東	京	井上 篤也	3月27日	65829	東	京	吳 灵憲	3月27日	65875	愛	知	長谷川 三紗
3月27日	65738	東	京	浜野眞由子	3月27日	65784	東	京	南 秀太	3月27日	65830	東	京	佐竹 大虎	3月27日	65876	愛	知	足立 龍紀
3月27日	65739	東	京	前田 健吾	3月27日	65785	東	京	池原 佳吾	3月27日	65831	東	京	久保田梨花	3月27日	65877	愛	知	五藤 太一
3月27日	65740	東	京	松井 庄樹	3月27日	65786	東	京	柏木 利直	3月27日	65832	東	京	馬場理紗子	3月27日	65878	愛	知	伊藤準之助
3月27日	65741	東	京	福田裕太朗	3月27日	65787	東	京	渡邊玖瑠美	3月27日	65833	東	京	南 遙貴	3月27日	65879	愛	知	廣海 亮
3月27日	65742	東	京	久米 琉央	3月27日	65788	東	京	須藤 叶夢	3月27日	65834	東	京	湊 志隆	3月27日	65880	愛	知	佐々木魁士
3月27日	65743	東	京	眞鍋 耕太	3月27日	65789	東	京	松下 純麗	3月27日	65835	東	京	齊藤 大輝	3月27日	65881	愛	知	木下 貴斗
3月27日	65744	東	京	小池 竜太	3月27日	65790	東	京	石川 康太	3月27日	65836	東	京	徐 康実	3月27日	65882	愛	知	鈴木 駿
3月27日	65745	東	京	新井 裕也	3月27日	65791	東	京	村上 建太	3月27日	65837	東	京	西山 凌雅	3月27日	65883	愛	知	篠田 真夕
3月27日	65746	東	京	山岸 幸匡	3月27日	65792	東	京	梶原 知茂	3月27日	65838	東	京	平方日向子	3月27日	65884	愛	知	丸岡 美幸
3月27日	65747	東	京	佐野 虹太	3月27日	65793	東	京	寺田 大輝	3月27日	65839	東	京	吉川ありさ	3月27日	65885	愛	知	辻野 太豪
3月27日	65748	東	京	御前 真由	3月27日	65794	東	京	渡邊 圭輔	3月27日	65840	東	京	大久保陸人	3月27日	65886	愛	知	平野 弥優
3月27日	65749	東	京	井上 裕哉	3月27日	65795	東	京	松村 雄大	3月27日	65841	東	京	金谷 和	3月27日	65887	愛	知	栗田 理史
3月27日	65750	東	京	前田 樹乃	3月27日	65796	東	京	榎本 和真	3月27日	65842	東	京	大森 翔	3月27日	65888	愛	知	浅野由花子
3月27日	65751	東	京	船山 然	3月27日	65797	東	京	橋本 友幸	3月27日	65843	東	京	澤田 公平	3月27日	65889	愛	知	劉 可心
3月27日	65752	東	京	竹山 由起	3月27日	65798	東	京	荒井 凌	3月27日	65844	東	京	田中 聰介	3月27日	65890	愛	知	磯部 真琴
3月27日	65753	東	京	赤間 大晟	3月27日	65799	東	京	早野 誠弥	3月27日	65845	東	京	片屋 拓人	3月27日	65891	愛	知	井波 宏彰
3月27日	65754	東	京	塙見 海音	3月27日	65800	東	京	大木 曜達	3月27日	65846	東	京	清家 達也	3月27日	65892	愛	知	秋保 利行
3月27日	65755	東	京	藤井 伸成	3月27日	65801	東	京	多羽本大輔	3月27日	65847	東	京	毛利 悠貴	3月27日	65893	愛	知	小倉 崇宣
3月27日	65756	東	京	山本 菲海	3月27日	65802	東	京	齋藤 元輝	3月27日	65848	東	京	平尾 俊紀	3月27日	65894	愛	知	鈴木 克季
3月27日	65757	東	京	山川 大輔	3月27日	65803	東	京	堀 裕輝	3月27日	65849	東	京	十万 隆誠	3月27日	65895	愛	知	渡邊 拓巳
3月27日	65758	東	京	帰山さくら	3月27日	65804	東	京	田村 辰斗	3月27日	65850	東	京	千葉 千明	3月27日	65896	愛	知	入江 春樹
3月27日	65759	東	京	岡本 拓也	3月27日	65805	東	京	木村 沙紀	3月27日	65851	東	京	橋本 泰孝	3月27日	65897	愛	知	加藤幸四郎
3月27日	65760	東	京	穂積 一太	3月27日	65806	東	京	矢崎 航平	3月27日	65852	東	京	入江 寛知	3月27日	65898	愛	知	加藤 真弥
3月27日	65761	東	京	三村 統	3月27日	65807	東	京	青山 佳未	3月27日	65853	東	京	佐々木百華	3月27日	65899	愛	知	長瀬 慶
3月27日	65762	東	京	藤野 晃司	3月27日	65808	東	京	山崎 創二	3月27日	65854	東	京	白神 克朋	3月27日	65900	愛	知	山崎 大暉
3月27日	65763	東	京	三村南央斗	3月27日	65809	東	京	西垣 裕太	3月27日	65855	東	京	木下虎地郎	3月27日	65901	愛	知	大倉 幸佑
3月27日	65764	東	京	古賀 玖美	3月27日	65810	東	京	内野 嘉洋	3月27日	65856	東	京	村上あやめ	3月27日	65902	三	京	武藤 萌音
3月27日	65765	東	京	平塚 凜	3月27日	65811	東	京	鞠 文博	3月27日	65857	東	京	楠本 紗	3月27日	65903	京	都	猪飼 真未
3月27日	65766	東	京	田中 直人	3月27日	65812	東	京	小川 悠成	3月27日	65858	東	京	原 芳紀	3月27日	65904	京	都	鈴木 美子
3月27日	65767	東	京	五十嵐文哉	3月27日	65813	東	京	閑 菜穂	3月27日	65859	東	京	横山 敬大	3月27日	65905	京	都	金岡 洪佑
3月27日	65768	東	京	染谷駿太朗	3月27日	65814	東	京	柏尾 稜	3月27日	65860	東	京	菊池 泰知	3月27日	65906	京	都	川合 美実
3月27日	65769	東	京	渡辺 烈	3月27日	65815	東	京	坂口 雄基	3月27日	65861	東	京	堤 亮介	3月27日	65907	京	都	吉川 海
3月27日	65770	東	京	清水 愛	3月27日	65816	東	京	市島 康太	3月27日	65862	東	京	平松 智治	3月27日	65908	京	都	黒木 瑞生
3月27日	65771	東	京	山之内 薫	3月27日	65817	東	京	竹島 淳輝	3月27日	65863	東	京	前田 将希	3月27日	65909	京	都	小林裕美子
3月27日	65772	東	京	高橋南奈佳	3月27日	65818	東	京	望月龍之介	3月27日	65864	東	京	繩田屋大成	3月27日	65910	京	都	坂田 朱莉
3月27日	65773	東	京	山内 秀介	3月27日	65819	東	京	中塚 真由	3月27日	65865	東	京	橘 魁世	3月27日	65911	京	都	千原 光貴
3月27日	65774	東	京	西谷映里奈	3月27日	65820	東	京	武井愛莉須	3月27日	65866	東	京	首藤 真実	3月27日	65912	京	都	都竹 歩佳
3月27日	65775	東	京	井上 和人	3月27日	65821	東	京	上谷遼太郎	3月27日	65867	東	京	武藤 悠介	3月27日	65913	京	都	長澤 正高

3月27日	65914	京	都	中島 優太	3月27日	65960	第一東京	西岡 秀加	3月27日	66006	第一東京	相馬諒太郎	3月27日	66052	第一東京	加藤 綾夏
3月27日	65915	京	都	中原 由理	3月27日	65961	第一東京	藤本 顯人	3月27日	66007	第一東京	石川 昌史	3月27日	66053	第一東京	津崎 雄太
3月27日	65916	京	都	中山 貴統	3月27日	65962	第一東京	安田 一歩	3月27日	66008	第一東京	山田真梨邑	3月27日	66054	第一東京	田中 達也
3月27日	65917	京	都	成田 智彦	3月27日	65963	第一東京	柳池 直輝	3月27日	66009	第一東京	前川 凌人	3月27日	66055	第一東京	竹下 晴哉
3月27日	65918	京	都	林 幹太	3月27日	65964	第一東京	白神 沙耶	3月27日	66010	第一東京	周 培文	3月27日	66056	第一東京	山崎 敬子
3月27日	65919	京	都	森本 雄介	3月27日	65965	第一東京	平林 菜摘	3月27日	66011	第一東京	井原 謹	3月27日	66057	第一東京	小倉 拓也
3月27日	65920	京	都	山田 莉彩	3月27日	65966	第一東京	長野 圭祐	3月27日	66012	第一東京	濱田茉莉花	3月27日	66058	第一東京	森下 茉彩
3月27日	65921	広	島	重田 朋弥	3月27日	65967	第一東京	市川 綱己	3月27日	66013	第一東京	大澤 維	3月27日	66059	第一東京	佐藤 匠
3月27日	65922	第一東京	田中虎太郎	3月27日	65968	第一東京	弓場 寛之	3月27日	66014	第一東京	村山 頌祝	3月27日	66060	第一東京	齋藤 僚太	
3月27日	65923	第一東京	青木 秀道	3月27日	65969	第一東京	西川 葵	3月27日	66015	第一東京	佐々木 海	3月27日	66061	第一東京	佐藤 巴南	
3月27日	65924	第一東京	大野 拓実	3月27日	65970	第一東京	高坂 隆太	3月27日	66016	第一東京	保坂 純	3月27日	66062	第一東京	吉田 有輝	
3月27日	65925	第一東京	奥山 裕規	3月27日	65971	第一東京	森本 健音	3月27日	66017	第一東京	池上 浩一	3月27日	66063	第一東京	石井 大也	
3月27日	65926	第一東京	木谷 達由	3月27日	65972	第一東京	仲野 正修	3月27日	66018	第一東京	久保田 葵	3月27日	66064	第一東京	平地祥一郎	
3月27日	65927	第一東京	酒井 悠	3月27日	65973	第一東京	星 雄介	3月27日	66019	第一東京	佐藤 りさ	3月27日	66065	第一東京	相崎 喜敦	
3月27日	65928	第一東京	林 輽允	3月27日	65974	第一東京	稻田 和晃	3月27日	66020	第一東京	森崎 雄登	3月27日	66066	第一東京	坂本 望	
3月27日	65929	第一東京	左右田 駿	3月27日	65975	第一東京	渡邊 涼平	3月27日	66021	第一東京	小林 大悟	3月27日	66067	第一東京	高橋 岳登	
3月27日	65930	第一東京	内木絵里子	3月27日	65976	第一東京	倉谷 航平	3月27日	66022	第一東京	浅井 鼎輝	3月27日	66068	第一東京	大槻 葉佳	
3月27日	65931	第一東京	丹羽 峻介	3月27日	65977	第一東京	竹村 育真	3月27日	66023	第一東京	徳永 将吾	3月27日	66069	第一東京	深澤 直人	
3月27日	65932	第一東京	渡邊 三紗	3月27日	65978	第一東京	馬場 高志	3月27日	66024	第一東京	北澤 誠己	3月27日	66070	第一東京	中野 裕介	
3月27日	65933	第一東京	宮田 開斗	3月27日	65979	第一東京	大堀 道隆	3月27日	66025	第一東京	榎森 圭佑	3月27日	66071	第一東京	大島 彰悟	
3月27日	65934	第一東京	早川 健	3月27日	65980	第一東京	近藤 優平	3月27日	66026	第一東京	田木 瑞穂	3月27日	66072	第一東京	細谷 謙	
3月27日	65935	第一東京	小山摩莉子	3月27日	65981	第一東京	山野 稔汰	3月27日	66027	第一東京	山上 万輝	3月27日	66073	第一東京	二宮 明美	
3月27日	65936	第一東京	山下 空	3月27日	65982	第一東京	上田 夏輝	3月27日	66028	第一東京	一瀬ルアナ	3月27日	66074	第一東京	小野 志聞	
3月27日	65937	第一東京	酒井 葵	3月27日	65983	第一東京	松浦 拓海	3月27日	66029	第一東京	櫻井 郁人	3月27日	66075	第一東京	坂本 理英	
3月27日	65938	第一東京	多良雄一郎	3月27日	65984	第一東京	冰海 匠弘	3月27日	66030	第一東京	柳田 翔太	3月27日	66076	第一東京	後藤 美優	
3月27日	65939	第一東京	近江 啓	3月27日	65985	第一東京	上村 拓也	3月27日	66031	第一東京	苗代 悠希	3月27日	66077	第一東京	村上 太一	
3月27日	65940	第一東京	平尾 玲弥	3月27日	65986	第一東京	石澤 尚	3月27日	66032	第一東京	山口 裕也	3月27日	66078	第一東京	古谷 祐人	
3月27日	65941	第一東京	中川 遼	3月27日	65987	第一東京	山内 大河	3月27日	66033	第一東京	羽生 和馬	3月27日	66079	第一東京	水野 碧河	
3月27日	65942	第一東京	佐藤陽仁郎	3月27日	65988	第一東京	高島 佑典	3月27日	66034	第一東京	坂内 美桜	3月27日	66080	第一東京	山田 雄大	
3月27日	65943	第一東京	菅 紀世美	3月27日	65989	第一東京	佐野蒼一郎	3月27日	66035	第一東京	豊田 洋輔	3月27日	66081	第一東京	工藤 向達	
3月27日	65944	第一東京	中田遼太郎	3月27日	65990	第一東京	中村 日哉	3月27日	66036	第一東京	小塙 真央	3月27日	66082	第一東京	浦山 太一	
3月27日	65945	第一東京	加藤ゆめは	3月27日	65991	第一東京	黒田 諒	3月27日	66037	第一東京	直木 元	3月27日	66083	第一東京	松岡 正平	
3月27日	65946	第一東京	佐野 結梨	3月27日	65992	第一東京	小幡 あみ	3月27日	66038	第一東京	田林 玲子	3月27日	66084	第一東京	泉 魁生	
3月27日	65947	第一東京	木島 裕人	3月27日	65993	第一東京	坂井 綾	3月27日	66039	第一東京	岡本 隼弥	3月27日	66085	第一東京	松田 博登	
3月27日	65948	第一東京	嶋田 薫子	3月27日	65994	第一東京	陣内 哲	3月27日	66040	第一東京	松本 帯刀	3月27日	66086	第一東京	森内 万貴	
3月27日	65949	第一東京	原 灯	3月27日	65995	第一東京	溝口 梓里	3月27日	66041	第一東京	佐藤 光	3月27日	66087	第一東京	奥川 樹凜	
3月27日	65950	第一東京	川口 浩平	3月27日	65996	第一東京	中本 優介	3月27日	66042	第一東京	小野 翔大	3月27日	66088	第一東京	吉田 雅之	
3月27日	65951	第一東京	石井 陽大	3月27日	65997	第一東京	丹羽 智也	3月27日	66043	第一東京	丸谷 貴裕	3月27日	66089	第一東京	安部 誠	
3月27日	65952	第一東京	平山 貴仁	3月27日	65998	第一東京	多良 有美	3月27日	66044	第一東京	船越 遼	3月27日	66090	第一東京	光部 優佑	
3月27日	65953	第一東京	丸山 将吾	3月27日	65999	第一東京	荒木 孝仁	3月27日	66045	第一東京	鈴木充津彦	3月27日	66091	第一東京	山本 真	
3月27日	65954	第一東京	坂上航太郎	3月27日	66000	第一東京	宮山 仁志	3月27日	66046	第一東京	鈴木康之亮	3月27日	66092	第一東京	伊藤 英恵	
3月27日	65955	第一東京	佐藤 大樹	3月27日	66001	第一東京	篠原雄一郎	3月27日	66047	第一東京	末吉 航	3月27日	66093	第一東京	鎌田 洋彰	
3月27日	65956	第一東京	山本 正亮	3月27日	66002	第一東京	岡田 駿平	3月27日	66048	第一東京	毛利 智香	3月27日	66094	第一東京	遠藤 佑成	
3月27日	65957	第一東京	福原菜々美	3月27日	66003	第一東京	渡邊健太郎	3月27日	66049	第一東京	高桑みなみ	3月27日	66095	第一東京	金子 迪生	
3月27日	65958	第一東京	杉 健太郎	3月27日	66004	第一東京	佐藤 広基	3月27日	66050	第一東京	田中 晃平	3月27日	66096	第一東京	金 成	
3月27日	65959	第一東京	内藤 拓	3月27日	66005	第一東京	圓山 凌介	3月27日	66051	第一東京	佐々木 恒太郎	3月27日	66097	第一東京	馬渡 遥子	

3月27日	66098	第一東京	向井 達哉	3月27日	66144	埼 玉	友枝 春菜	3月27日	66190	第二東京	竹井 道隆	3月27日	66236	第二東京	東海 勇希	
3月27日	66099	第一東京	葉山 哲治	3月27日	66145	埼 玉	名取 哲	3月27日	66191	第二東京	三善 亮哉	3月27日	66237	第二東京	岡村 知弥	
3月27日	66100	第一東京	柿島 直樹	3月27日	66146	埼 玉	古坊 海都	3月27日	66192	第二東京	瀬崎 拓人	3月27日	66238	第二東京	佐々木晴香	
3月27日	66101	第一東京	富樫 歩	3月27日	66147	栃 木 県	出口 実優	3月27日	66193	第二東京	一瀬 嶽	3月27日	66239	第二東京	石井 勝哉	
3月27日	66102	第一東京	辻居 新平	3月27日	66148	静 岡 県	渥美 日高	3月27日	66194	第二東京	宮崎 零生	3月27日	66240	第二東京	古田 義和	
3月27日	66103	第一東京	藤井 翔貴	3月27日	66149	静 岡 県	有田 壮良	3月27日	66195	第二東京	渡邊 花純	3月27日	66241	第二東京	加藤久美子	
3月27日	66104	第一東京	湯徳 咲也	華	3月27日	66150	静 岡 県	久保田 夏未	3月27日	66196	第二東京	田中 愛菜	3月27日	66242	第二東京	山崎 華子
3月27日	66105	第一東京	佐々川 大雅	3月27日	66151	静 岡 県	社本 恭輔	3月27日	66197	第二東京	本田 紗子	3月27日	66243	第二東京	南雲 大地	
3月27日	66106	第一東京	西島 達也	3月27日	66152	新 潟 県	川崎 茉那	3月27日	66198	第二東京	吉田 芽依	3月27日	66244	第二東京	渡邊慎太郎	
3月27日	66107	第一東京	藤村 崇太郎	3月27日	66153	新 潟 県	森山 瑠維	3月27日	66199	第二東京	田代 亮太	3月27日	66245	第二東京	荒澤虎太郎	
3月27日	66108	第一東京	河村 陽平	3月27日	66154	福 岡 県	享保 萌愛	3月27日	66200	第二東京	宮川 将毅	3月27日	66246	第二東京	武藤舜太郎	
3月27日	66109	第一東京	岡部 彬	3月27日	66155	福 岡 県	藤野 七海	3月27日	66201	第二東京	奥田 和希	3月27日	66247	第二東京	千葉 真太	
3月27日	66110	第一東京	北林 凌	3月27日	66156	福 岡 県	谷口 未知	3月27日	66202	第二東京	宮城 弥加	3月27日	66248	第二東京	堀内 康平	
3月27日	66111	第一東京	金子 葦	3月27日	66157	福 岡 県	有村 真秀	3月27日	66203	第二東京	鳥居 桃	3月27日	66249	第二東京	西村 舞	
3月27日	66112	第一東京	城野 祐希	3月27日	66158	福 岡 県	佐野 前尚	3月27日	66204	第二東京	寺澤 純香	3月27日	66250	第二東京	松尾 光舟	
3月27日	66113	第一東京	竹垣 大貴	3月27日	66159	福 岡 県	染川 洋	3月27日	66205	第二東京	荒牧 孝洋	3月27日	66251	第二東京	山崎 真聖	
3月27日	66114	第一東京	金井 聰志	3月27日	66160	福 岡 県	白河 澄	3月27日	66206	第二東京	自見慶太郎	3月27日	66252	第二東京	森川 大志	
3月27日	66115	第一東京	浅香 雅之	3月27日	66161	福 岡 県	神田 知佑	3月27日	66207	第二東京	前田 実来	3月27日	66253	第二東京	大戸 浩輔	
3月27日	66116	第一東京	鳥谷 知樹	3月27日	66162	大 分 県	菅 崇昭	3月27日	66208	第二東京	青山 駿	3月27日	66254	第二東京	小泉 泰聖	
3月27日	66117	第一東京	金 仁浩	3月27日	66163	大 分 県	樋口 理一	3月27日	66209	第二東京	樋口夕希子	3月27日	66255	第二東京	朝比奈 謙	
3月27日	66118	熊 本 県	吉井 華子	3月27日	66164	鹿児島 県	黒瀬 佳祐	3月27日	66210	第二東京	奥崎 貴大	3月27日	66256	第二東京	永野 勇佑	
3月27日	66119	熊 本 県	吉田 悠志	3月27日	66165	鹿児島 県	野平 聖哲	3月27日	66211	第二東京	高橋 悠希	3月27日	66257	第二東京	塚田 吉紀	
3月27日	66120	熊 本 県	渡辺 隆大	3月27日	66166	宮 崎 県	下岡 聖治	3月27日	66212	第二東京	春原 正太	3月27日	66258	第二東京	山本 祐紀	
3月27日	66121	熊 本 県	成瀬 雅和	3月27日	66167	兵 庫 県	山岡 知広	3月27日	66213	第二東京	高橋 大路	3月27日	66259	第二東京	古谷 彩馨	
3月27日	66122	熊 本 県	原口竜太朗	3月27日	66168	兵 庫 県	走出 一樹	3月27日	66214	第二東京	百瀬 陽向	3月27日	66260	第二東京	近澤 璃希	
3月27日	66123	熊 本 県	吉永 考志	3月27日	66169	兵 庫 県	富本 尚吾	3月27日	66215	第二東京	張 力一	3月27日	66261	第二東京	森 健太郎	
3月27日	66124	札 幌 岬	比留間啓仁	3月27日	66170	兵 庫 県	林 雄大	3月27日	66216	第二東京	青山 晃大	3月27日	66262	第二東京	穴井 優大	
3月27日	66125	札 幌 岬	千葉 晴貴	3月27日	66171	兵 庫 県	山本 春佑	3月27日	66217	第二東京	李 翔	3月27日	66263	第二東京	西 雄太	
3月27日	66126	札 幌 岬	小川 頌平	3月27日	66172	兵 庫 県	小林 資明	3月27日	66218	第二東京	伊藤 史尚	3月27日	66264	第二東京	橋本 空	
3月27日	66127	札 幌 岬	漆戸 陸渡	3月27日	66173	岡 山	菊池恵太郎	3月27日	66219	第二東京	濱田詩央里	3月27日	66265	第二東京	梅田 峻佑	
3月27日	66128	札 幌 岬	小向 希昂	3月27日	66174	岡 山	高橋 唯	3月27日	66220	第二東京	千葉 祐樹	3月27日	66266	第二東京	小野沙也加	
3月27日	66129	札 幌 岬	菅原 祐太	3月27日	66175	岡 山	山本 悠河	3月27日	66221	第二東京	松尾 祐樹	3月27日	66267	第二東京	東泉 和幸	
3月27日	66130	札 幌 岬	中浜 友羽	3月27日	66176	香 川 県	篠原 英雄	3月27日	66222	第二東京	大美賀友樹	3月27日	66268	第二東京	首藤 健太	
3月27日	66131	徳 島	栗田 晋二	3月27日	66177	長 崎 県	岡谷 貴祐	3月27日	66223	第二東京	竹内 麻緒	3月27日	66269	第二東京	渡邊 茉奈	
3月27日	66132	埼 玉	荒谷 佑一	3月27日	66178	第二東京	森脇 麻衣	3月27日	66224	第二東京	有元 霸人	3月27日	66270	第二東京	村上 将紀	
3月27日	66133	埼 玉	有田 聖司	3月27日	66179	第二東京	細川隆之介	3月27日	66225	第二東京	廣木 友也	3月27日	66271	第二東京	矢島 真由	
3月27日	66134	埼 玉	石月 遥香	3月27日	66180	第二東京	青木 史帆	3月27日	66226	第二東京	林田 純	3月27日	66272	第二東京	黒川 真輝	
3月27日	66135	埼 玉	伊藤 祥吾	3月27日	66181	第二東京	伊東 琴音	3月27日	66227	第二東京	中島 里沙	3月27日	66273	第二東京	菱山 光輝	
3月27日	66136	埼 玉	今村 翔	3月27日	66182	第二東京	阿部 泰尚	3月27日	66228	第二東京	木下 弦	3月27日	66274	第二東京	朴 威洋	
3月27日	66137	埼 玉	植村 友哉	3月27日	66183	第二東京	村上 雅俊	3月27日	66229	第二東京	佐野賢次郎	3月27日	66275	第二東京	中野 雅久	
3月27日	66138	埼 玉	勝股 孝敏	3月27日	66184	第二東京	阪本 尚子	3月27日	66230	第二東京	山下 猛弘	3月27日	66276	第二東京	山本 智也	
3月27日	66139	埼 玉	釜井 大介	3月27日	66185	第二東京	松戸 強	3月27日	66231	第二東京	大須賀大輔	3月27日	66277	第二東京	東 啓佑	
3月27日	66140	埼 玉	川西 輝枝	3月27日	66186	第二東京	佐藤 宏奎	3月27日	66232	第二東京	浦野 健	3月27日	66278	第二東京	井口友梨香	
3月27日	66141	埼 玉	小松原 栄	3月27日	66187	第二東京	京嶋 莉奈	3月27日	66233	第二東京	笹川 和紀	3月27日	66279	第二東京	森山 由子	
3月27日	66142	埼 玉	桜井 翔	3月27日	66188	第二東京	江平 歩佳	3月27日	66234	第二東京	安田 賴汰	3月27日	66280	第二東京	東 優佑	
3月27日	66143	埼 玉	椎名 慧	3月27日	66189	第二東京	石原 晶	3月27日	66235	第二東京	山内 花菜	3月27日				



弁護士の職務上の氏名の使用														
次のとおり、弁護士名簿に弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。														
所属会	登録番号	氏名		職務上の氏名										
3月31日	25560	第一東京	埼玉	岩崎 健一	3月14日	請求	17559	大阪	山崎 優	3月31日	請求	44610	札幌	加藤 正佳
3月31日	28023	第二東京	兵庫県	中西健太郎	3月14日	請求	19468	神奈川県	小林 俊行	3月31日	請求	45840	東京	姫野 千代
3月31日	55726	第二東京	愛知県	杉谷 聰	3月14日	請求	22073	奈良	祖谷 謙一	3月31日	請求	46144	兵庫県	水口 雅資
3月31日	59855	兵庫県	第一東京	小谷 俊之	3月14日	請求	33464	札幌	山口 達哉	3月31日	請求	46232	第二東京	梅津 和宏
3月31日	62923	兵庫県	大阪	佐山 雅彦	3月14日	請求	38448	東京	高柳 (松鶴) 未玲	3月31日	請求	47793	大阪	岸本 紀子
3月31日	64014	第二東京	静岡県	池田 友亮	3月14日	法17 条3号	44552	岐阜県	陶山 智洋	3月31日	請求	48185	第一東京	手塚 和彰
3月31日	65251	第二東京	大阪	森 愛美	3月14日	請求	49486	東京	未岡 佑真	3月31日	請求	48946	愛知県	竹内 麻里 (青井 麻里)
登録取消し					3月14日	請求	50707	第一東京	谷本 芳朗	3月31日	請求	51386	栃木県	附田祐佳子 (山口祐佳子)
令和6年 12月24日	死亡	14653	第二東京	市原 敏夫	3月14日	請求	53604	東京	常行 晃子	3月31日	請求	52182	兵庫県	矢野 敬一
令和7年 1月16日	死亡	8056	第一東京	野村 宏治	3月14日	請求	59228	大阪	並木 三恵	3月31日	請求	55392	神奈川県	栗田 (西中) 詩帆 詩帆
1月 4日	死亡	16317	東京	岡村 信一	3月14日	請求	64043	東京	西村 (佐々木) 瞭	3月31日	請求	58487	東京	大渕 敏和
1月10日	死亡	9378	第二東京	中嶋 一麿	3月14日	請求	64109	東京	清水 壮	3月31日	請求	59063	第一東京	吉田 新
1月17日	死亡	8997	第二東京	川村 幸信	3月15日	請求	44201	大阪	石堂 一仁	3月31日	請求	59073	第一東京	野澤 崎
1月31日	死亡	12076	東京	寺井 一弘	3月18日	請求	43297	札幌	新宅真理子 (井上真理子)	3月31日	請求	59482	旭川	松嶋 佳史
2月 1日	死亡	21126	東京	佐藤 隆男	3月20日	請求	14617	愛媛	井上 正実	3月31日	請求	59696	東京	日野 大我
2月 2日	死亡	18104	東京	古瀬 明徳	3月21日	請求	31219	栃木県	荒木 弘之	3月31日	請求	59905	福岡県	大山実穂子 (平田実穂子)
2月 3日	死亡	16211	静岡県	久保田治盈	3月26日	請求	20740	東京	高須 順一	3月31日	請求	60069	東京	久保 貴史
2月 4日	死亡	7735	第一東京	霞葉 昌司	3月26日	請求	51487	大阪	濱本 祐樹	3月31日	請求	61594	京都	河田 保
2月 4日	死亡	8751	東京	鈴木 康洋	3月29日	請求	26812	大阪	淺野さなゑ (岡田さなゑ)	3月31日	請求	64036	第二東京	杉本健太郎
2月 8日	死亡	14075	第一東京	篠原 由宏	3月31日	請求	12082	兵庫県	松重 君予	3月31日	請求	65001	第二東京	池田 光隆
2月 8日	死亡	19017	第二東京	新保 克芳	3月31日	請求	12620	第二東京	中村鐵五郎	3月31日	請求	65124	第二東京	加藤 壮悟
2月11日	死亡	18696	長野県	森泉 邦夫	3月31日	請求	13074	兵庫県	垣添 誠雄	3月31日	請求	65308	仙台	中島 梓
2月12日	死亡	19810	東京	平出 一栄	3月31日	請求	14227	第二東京	光石 俊郎	※職務上の氏名を使用している弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。				
2月21日	死亡	22494	大阪	相川 嘉良	3月31日	請求	14793	兵庫県	土井 憲三	令和7年4月1日 日本弁護士連合会				
2月24日	死亡	7572	第一東京	岡村 獻	3月31日	請求	15232	大阪	藤原 猛爾	弁護士氏名変更の公告				
2月26日	死亡	11152	福岡県	山中惇一郎	3月31日	請求	15620	第二東京	木村 康五	次のとおり、弁護士氏名の変更の届出がありましたので公告します。				
2月27日	法17 条1号	40630	栃木県	牛木 純郎	3月31日	請求	15706	大阪	平松 光二	所属会	登録番号	氏名(旧)	氏名(新)	
2月28日	死亡	10036	東京	大高 満範	3月31日	請求	16277	東京	阪田 裕一	第一東京	60492	孫 佳音	太田 佳音	
2月28日	死亡	11906	第一東京	木村 敏	3月31日	請求	18135	東京	西内 聖	第一東京	62039	村上 楓	土屋 楓	
3月 1日	請求	49843	東京	渡邊美美子	3月31日	請求	18172	宮崎県	真早流踏雄	3月31日	請求	61796	吉川友基子	千葉友基子
3月 1日	請求	53552	第一東京	後藤 康治	3月31日	請求	22435	神奈川県	手島 俊彦	3月31日	請求	62248	溝邊千鶴穂	佐川千鶴穂
3月 2日	死亡	9891	香川県	武田安紀彦	3月31日	請求	25627	神奈川県	角川 圭司	3月31日	請求	63663	秋山真歩子	徳永真歩子
3月 4日	法17 条1号	48206	大阪	安田有次郎	3月31日	請求	26313	東京	夏井 高人	3月31日	請求	63511	中村 香	永野 香
3月 5日	死亡	20557	第一東京	加藤 久勝	3月31日	請求	31124	札幌	森田 祐一	3月31日	請求	61146	尹 愛乃	池川 愛乃
3月 7日	死亡	12608	兵庫県	分銅 一臣	3月31日	請求	32574	福岡県	七戸 克彦	3月31日	請求	32068	山本 憲一	青葉 憲一
					3月31日	請求	33593	愛知県	宇田 一明	3月31日	請求	43799	増成 由佳	出宮 由佳
					3月31日	請求	35146	兵庫県	氏本 (中谷) 文恵	令和7年4月1日 日本弁護士連合会				
					3月31日	請求	40616	埼玉	野口 千晶	弁護士の職務上の氏名の廃止				
					次のとおり、弁護士が職務上の氏名を廃止しましたので公告します。				所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名		
					弁護士の職務上の氏名の廃止				愛知県	32068	青葉 憲一	青葉 憲一		
					弁護士の職務上の氏名の廃止				大阪	61146	池川 愛乃	池川 愛乃		
					弁護士の職務上の氏名の廃止				令和7年4月1日 日本弁護士連合会					

## 弁護士記章紛失公告

次のとおり弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

(記章番号)	(所属会)	(氏名)	12620	第二東京	中村鐵五郎
23191	東京	大野 康博	22230	小林 博孝	
23573	東京	増田 利昭	22243	田中 克治	
23575	東京	宇野 正雄	45680	渡邊 雄太	
25666	東京	柏原 路子	60920	加地 弘典	
33548	東京	春日井太郎	27154	千葉県	金城未来彦
42484	東京	菅原 直美	55676	千葉県	森 駿輝
47086	東京	大野 俊介	17559	大阪	山崎 優
49511	東京	富澤 章司	28624	大阪	松村 直哉
54241	東京	佐々木 さくら	58840	大阪	田頭 拓也
56856	東京	渕村 亮太	55819	滋賀	雪谷真里奈
63311	東京	西澤 知香	65456	愛知県	可知 正考
64836	東京	満生 貫太	14915	山口県	未永 汎本
65644	東京	宮崎 貴博	55174	福岡県	杉谷 幸亮
			28081	熊本県	田中 裕司
			42210	鹿児島県	木村 亮介
			34141	札幌	平岩 篤郎
			46999	函館	弘末 和也
			29816	旭川	井上 雄樹
			令和7年4月1日	日本弁護士連合会	

## 外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第25条第2項の規定による外国法事務弁護士の登録をしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
令和7年3月1日	G1329	ローラン・ギー・アール・ボガード	ベルギー王国	第二東京
令和7年3月1日	G1330	ダニエル・セオドア・センガー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	第二東京
令和7年3月1日	G1331	カ・ジョ	中華人民共和国	東京
令和7年3月14日	G1332	リ・ゴウ	中華人民共和国	東京
令和7年4月1日			日本弁護士連合会	

## 外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第31条第1項の規定による外国法事務弁護士の登録の取消しをしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
令和7年3月14日	請求	G1041	リュウ・ユウ(劉 湧)	中華人民共和国	東京
令和7年3月31日	請求	G867	マイカ・ヤスロウ・サドヤマ	アメリカ合衆国 ハワイ州	第二東京
令和7年3月31日	請求	G1103	ニール・キャンベル	連合王国	第二東京

※職務上の氏名を使用している外国法事務弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。  
令和7年4月1日

## 外国法事務弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、外国法事務弁護士名簿に外国法事務弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
大阪	G373	ヨウ・ジュウカ	姚 重華
第二東京	G1329	ローラン・ギー・アール・ボガード	ローラン・ボガード
東京	G1331	カ・ジョ	何 如
東京	G1332	リ・ゴウ	李 豪

令和7年4月1日 日本弁護士連合会

## 外国法事務弁護士の指定法の付記

下記のとおり、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第35条第1項の規定により外国法事務弁護士の登録に指定法を付記したので、同法第37条が準用する同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会	付記した指定法
令和7年3月14日	G1050	ニシアカーラ・ドーラ・オブ・ドリーブ(ニシアカーラ・ドリー)	シンガポール共和國	第一東京	連合王国において効力を有し、又は有した法

※職務上の氏名を使用している外国法事務弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。

令和7年4月1日 日本弁護士連合会

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年5月13日 愛知県教育委員会

1 失効した免許状

- (1) 氏名及び本籍地 一樂 友哉、徳島県
- (2) 免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

ア 中学校教諭1種免許状 国語、平29中一第1812号、平成30年3月26日、愛知県教育委員会

イ 高等学校教諭1種免許状 国語、平29高一第2539号、平成30年3月26日、愛知県教育委員会

2 失効年月日 令和7年3月28日

3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年5月13日 愛知県教育委員会

1 失効した免許状

- (1) 氏名及び本籍地 市川 雅彦、三重県
- (2) 免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

ア 小学校教諭1種免許状、平23小一種第32号、平成24年3月17日、三重県教育委員会

2 失効年月日 令和7年3月28日

3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行規則第74条の2第8号イ)該当

## 会社その他の公告

## 解散公告

当社は、令和七年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がなさい。

令和七年五月十三日

札幌市北区あいの里一条四丁目一三番七号 有限会社あいの里薬局 清算人 山口由巳子

## 解散公告

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がなさい。

令和七年五月十三日

山形県鶴岡市加茂字岩倉二六番地五 一般社団法人大好きな加茂 代表清算人 佐藤 浩之

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

山形県東田川郡庄内町南野新田字前割六五 番地 清算人 五十嵐良一

## 解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

山形県東田川郡庄内町南野新田字前割六五 番地 清算人 五十嵐良一

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

群馬県館林市松原一丁目二番六号 株式会社トランスサポート飛翔 清算人 小林 正義

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

群馬県館林市松原一丁目二番六号 株式会社トランスサポート飛翔 清算人 小林 正義

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

千葉県東金市山田九九七番地一 株式会社泰桜 代表清算人 東根 泰久

## 解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

千葉県東金市山田九九七番地一 株式会社泰桜 代表清算人 東根 泰久

## 解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

千葉県東金市山田九九七番地一 株式会社泰桜 代表清算人 東根 泰久

## 解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

東京都港区三田一丁目三番四〇号天翔才 フィス七〇二号室 代表清算人 チャオ・ジエームス・テレンス

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

茨城県日立市大久保町四丁目一八番三三号 有限会社常陸エンジニアリング 清算人 成田 忠俊

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

群馬県太田市岩瀬川町一四三番地の三 有限会社ヨシダ工房 清算人 吉田 訓亨

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

群馬県館林市松原一丁目二番六号 株式会社トランスサポート飛翔 清算人 尾崎 政次

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

千葉市稲毛区作草部一丁目一七番一五号 有限会社三愛 清算人 尾崎 政次

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

千葉市稲毛区作草部一丁目一七番一五号 有限会社三愛 清算人 尾崎 政次

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

千葉市稲毛区作草部一丁目一七番一五号 有限会社三愛 清算人 尾崎 政次

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

千葉市稲毛区作草部一丁目一七番一五号 有限会社三愛 清算人 尾崎 政次

## 解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

千葉市稲毛区作草部一丁目一七番一五号 有限会社三愛 清算人 尾崎 政次

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 代表清算人 内山隆太郎

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 代表清算人 内山隆太郎

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 代表清算人 内山隆太郎

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

福島県南相馬市原町区大木戸字南東方九三 番地の四五 代表清算人 鹿島田信好

当社は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

福島県南相馬市原町区大木戸字南東方九三 番地の四五 代表清算人 鹿島田信好

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

福島県坂戸市千代田二丁目八番三六号 有限会社坂戸エンジニアリング 代表清算人 泊 あきゑ







## 解散公告(第一回)

当法人は、令和六年十二月十六日開催の社員総会の決議及び新潟県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

新潟市東区逢谷内一丁目二番八号

医療法人社団高橋小児科医院

清算人 高橋 秀彰

## 解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

石川県羽咋郡宝達志水町原イ二九番地一

農事組合法人原養豚組合

清算人 森田 寧子

## 解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

島根県浜田市金城町七条口四一五番地一八

農事組合法人伊木いき区田

清算人 渡辺 庄信

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和五年三月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年三月三十一日山口県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

山口県柳井市姫田四番一號

学校法人柳井幼稚園

清算人 松宮 隆

## 解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月二十八日宜野湾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

沖縄県宜野湾市野嵩二丁目一番二号

宜野湾市佐真下土地区画整理組合

代表清算人 下田 哲

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

北海道小樽市桜二丁目三番二号

医療法人社団桜台クリニック

清算人 山田 弘

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月二十七日東京地方裁判所の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

東京都板橋区大谷口上町一七番地

御嶽千岳教会

連絡先 清算人 山田 弘

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

和歌山県東牟婁郡串本町串本二二八一番地

医療法人辻内医院

清算人 辻内 由利

## 解散公告(第三回)

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

高知市堺町二番二六号

医療法人ひろせ矯正歯科

清算人 廣瀬 久三

## 解散公告(第三回)

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

沖縄県うるま市字喜屋武一六九番地五

医療法人平愛会

清算人 友利 昭夫

## 解散公告(第三回)

当法人は、令和七年三月二十七日東京地方裁判所の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

東京都板橋区大谷口上町一七番地

御嶽千岳教会

連絡先 清算人 富永 浩明

## 解散公告(第二回)

当法人は、令和七年三月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十三日

和歌山県東牟婁郡串本町串本二二八一番地

医療法人辻内医院

清算人 辻内 由利

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍地静岡県磐田市川袋二六五番地 最後の住所静岡県袋井市袋井二一四番地の一コ一  
ボ輝き二〇三号室 被相続人 亡 鈴木 敏夫  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、なお、右期間内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

仙台市青葉区一番町一ー一七ー二四 高裁

前ビル三階 アスピダ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 太田 韶

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍地静岡県佐野市奈良渕町六五七番地 最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 若田部和夫  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十三日

栃木県宇都宮市滝谷町一ー一四 弁護士

法人佐藤貞夫法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中澤 浩平

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍地青森県青森市吉川一丁目五番地 最後の住所青森市南仙二丁目九番二四号  
被相続人 亡 工藤 琳英

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十三日

札幌市中央区北一条西九丁目三一〇松崎  
大通ビル九階 クラーツ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 玲英

本籍地青森県青森市吉川一丁目五番地 最後の住所青森市南仙二丁目九番二四号  
被相続人 亡 工藤 琳英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月十三日

青森市長島二丁目一九番一一号 沼田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲斗 佑城

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年五月十三日

東京都品川区東大井一丁目21番4号アイ・エフ・エフビル  
ニュートリション&バイオサイエンス株式会社  
代表取締役 趙 世洲

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 资 产	1,578,895	流 動 负 債	706,081
		负 債	9,424
		当 金	2,384
		金 借	129,556
		当 本	27,043
		金	743,258
		金	150,000
		金	53,279
		金	53,279
		金	539,979
		金	539,979
		余 備	(96,871)
資 产 合 计	1,578,895	負 債・純 资 产 合 计	1,578,895

## 第5期決算公告

令和7年5月13日  
東京都品川区東大井一丁目21番4号アイ・エフ・エフビル  
ニュートリション&バイオサイエンス株式会社  
代表取締役 趙 世洲





第 64 期 決 算 公 告

令和7年5月13日  
愛知県岡崎市東牧内町字甲田45番地  
栄屋乳業株式会社  
代表取締役 野田陽太郎  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 9,445,490
	固定資産 8,778,002
	資産合計 18,223,492
負純 資 産 及 び部	流動負債 4,416,840
	固定負債 9,374,506
	資本 4,432,146
	本益余金 49,500
	利息準備金 4,382,646
	その他の利益 12,375
うち当期純利益 4,370,271	
負債・純資産合計 18,223,492	

第7期決算公告 令和7年5月13日  
東京都品川区東大井二丁目24番10号

東京都品川区南大井六丁目24番10号  
カドヤ第10ビル6階

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		金額(円)
科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	477,728,334
	固定資産	178,369,034
	合計	656,097,368
負純 資産 及の び部	流動負債	808,774,008
	固定負債	0
	株主資本	△152,676,640
	資本剰余金	96,040,543
	資本準備金	96,040,543
	利益剰余金	△344,757,726
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△344,757,726 (51,905,940)
	合計	656,097,368

決 算 公 告

令和7年5月13日  
東京都中央区新富一丁目15番3号  
新富ミハビル4階ジパング  
KJ I 技术会社

Klaveness Japan株式会社 代表取締役 横倉 弘和 貸借対照表の要旨				
(令和6年12月31日現在)				(単位:千円)
科 目		金 額		
資の 産部	流動資産	資産	17,089	
	固定資産	資産	5,997	
	合計	合計	23,087	
負純 資産 債の 及び部	流動負債	債本	6,684	
	株主資本	本金	16,402	
	資本利益	余剰金	13,500	
	その他利益	剩余金	2,902	
	(うち当期純利益)	剩余金	2,902	
	合計	合計	(2,902)	
			23,087	

決 算 公 告

令和7年5月13日 横浜市都筑区仲町台五丁目3番5号  
オエティカジャパン株式会社  
代表取締役 ユング・カ・ウイング・リッキー  
貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目		金額	科 目		金額
流動資産	870,755,753		流動負債	451,475,569	
固定資産	25,068,824		有給休暇引当金	683,059	
			賞与引当金	32,499,257	
			固定負債	59,403,315	
			長期有給休暇引当金	2,405,914	
			株主資本	384,945,693	
			資本剰余金	8,000,000	
			利益剰余金	376,945,693	
			利益準備金	2,000,000	
			その他利益剰余金	374,945,693	
			(うち当期純利益)	(202,500,486)	
資産合計	895,824,577		負債・純資産合計	895,824,577	

第 11 期 決 算 公 告

令和7年5月13日 東京都港区芝浦三丁目9-1 芝浦ルネサイトタワー2階  
株式会社アジアピクチャーズエンタテインメント 代表取締役 久野 中洋

貸借対照表の要旨 (令和6年10月31日現在)		(単位:千円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	252,500	流動負債	154,448
固定資産	485,960	固定負債	1,832,137
		株主資本	△1,248,124
		本年新規	61,500
		本年余剰	17,300
		準備金	17,300
		利益剰余金	△1,326,924
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△1,326,924 (299,500)
資産合計	738,461	負債・純資産合計	738,461

第 16 期 決 算 公 告

令和7年5月13日 東京都港区東新橋一丁目5番2号  
M E C グローバルパートナーズアジア・ジャパン株式会社  
代表取締役 タイ・ディンサー

貸借対照表の要旨		(令和5年12月31日現在)		(単位:千円)	
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	270,657	流動負債	242,990		
固定資産	66,984	貯金引当	47,482		
		その他の負債	195,508		
		固定負債	8,928		
		退職給付引当	903		
		その他の資本	8,025		
		株主資本	85,722		
		利益剰余金	10,000		
		利益準備金	75,722		
		その他利益剰余金	2,500		
		(うち当期純利益)	73,222		
			(23,183)		
資産合計	337,642	負債・純資産合計	337,642		

第 12 期 決 算 公 告

令和7年5月13日 東京都港区六本木一丁目4番5号  
アーカヒルズサウスタワー6階  
ロペコ・ジャパン株式会社

貸借対照表の要旨		(令和6年12月31日現在)		(単位:千円)	
科	目	金額	科	目	金額
流動資産		1,374,638	流動負債	債券	659,543
固定資産		109,069	固定負債	本年金	46,814
繰延資産		25,493	株主資本	資本金	802,843
			資本剰余金		200,000
			資本準備金		199,950
			利益剰余金		199,950
			その他利益剰余金		402,893
			(うち当期純利益)		402,893
			(63,727)		
資産合計		1,509,200	負債・純資産合計		1,509,200

第

第七十四回回定時株主総会招集のお知らせ  
令和七年五月二十日(火)午前十時より東  
京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号、東日本交  
通株式会社会議室において、当社の第七十四  
回定時株主総会を開催し、左記事項を付議い  
たしますから御出席下さいますようお知らせ  
いたします。

令和七年五月十三日

東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号

東日本交通株式会社

株主各位 代表取締役社長 榎元 正人

会議の目的たる事項

第一号議案 第七十四期(自令和六年四月一  
日至令和七年三月三十一日)事業報告、貸借対照表、損益計算  
書、株主資本等変動計算書および個別注記表承認の件

第二号議案 剰余金についてのその他の処分  
に関する件

第三号議案 取締役および監査役任期満了による改選に関する件  
その他

## 第17期決算公告

令和7年5月13日 東京都港区東新橋一丁目5番2号  
M E C グローバルパートナーズアジア・ジャパン株式会社  
代表取締役 タイ・ディンサー

貸借対照表の要旨		(令和6年12月31日現在)		(単位:千円)	
科 目	金 額	科 目	金 額		
流 動 資 産	250,896	流 動 債 金	216,542		
固 定 資 産	97,247	負 与 引 当	55,139		
		の そ の	161,403		
		固 定 負 金	8,928		
		退 職 給 付 引 当	903		
		そ の そ の	8,025		
		株 主 資 本	122,672		
		資 本 金	10,000		
		利 益 剰 余 金	112,672		
		利 益 準 備 金	2,500		
		そ の 他 利 益 剰 余 金	110,172		
		(ち 当 期 純 利 益)	(36,949)		
資 産 合 計	348,144	負 債・純 資 産 合 計	348,144		

## 第5期決算公告

令和7年3月31日

東京都中央区銀座一丁目6番11号土志田ビルディング3F

Hakuba Mirai特定目的会社

取締役 若山 宗士

貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	216,513	流动負債	5,964
固定資産	182,200	負債合計	5,964
その他の資産	34,313	社員資本	456,506
流动資産	245,957	特定資本金	100
固定資産	245,005	優先資本金	689,509
	952	剰余金	△233,103
		当期末処理損失	233,103
		純資産合計	456,506
資産合計	462,470	負債・純資産合計	462,470

損益計算書の要旨  
(自令和6年1月1日)  
(至令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
営業収益	114,149
営業費用	121,630
営業損失	7,481
営業外収益	182
営業外損失	7,299
常別損	25,705
税引前当期純損失	33,004
法人税、事業税	293
当期純損失	33,298

## 第36期決算公告

令和7年5月13日

京都市中京区二条通寺町東入樺木町87番地

株式会社オフィスシーエッヂケー

代表取締役 松井 康年

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	14,806
固定資産	7,575
合計	22,382
負純資産	13,721
資本	7,650
資本剰余金	1,010
資本準備金	12,000
利益剰余金	△ 10,989
利益準備金	1,500
その他利益剰余金	△ 12,489
(うち当期純利益)	(3,652)
合計	22,382

## 第5期決算公告

令和7年3月31日

東京都中央区銀座一丁目6番11号土志田ビルディング3F

Shinshu Resorts特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	676,656	流动負債	71,187
固定資産	676,656	負債合計	71,187
その他資産	68	社員資本	605,537
流动資産	68	特定資本金	100
		優先資本金	796,567
		剰余金	△191,130
		当期末処理損失	191,130
		純資産合計	605,537
資産合計	676,724	負債・純資産合計	676,724

損益計算書の要旨  
(自令和6年1月1日)  
(至令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
営業費用	16,944
営業損失	16,944
常別損	16,944
税引前当期純損失	16,944
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	17,234

## 第44期決算公告 令和7年2月26日

大阪市北区堂島2丁目3番27号

株式会社日新工営

代表取締役社長 大井清之助

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	11,254,779
固定資産	365,568
合計	11,620,347
負純資産	4,140,202
資本	341,092
資本剰余金	7,139,053
資本準備金	306,000
利益剰余金	6,500
利益準備金	6,500
その他利益剰余金	6,826,553
利益準備金	82,354
その他利益剰余金	6,744,199
(うち当期純利益)	(433,453)
合計	11,620,347

## 第54期決算公告

2025年5月13日

宮城県登米市中田町石森字小倉265番地

アサヒ株式会社

代表取締役 小林 智弘

貸借対照表の要旨(2024年6月30日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	25,380
固定資産	19,539
合計	44,919
負純資産及のび部	
流動負債	10,483
固定負債	101,583
資本主	△67,147
資本	22,000
剰余金	△89,147
利益剰余金	500
利益準備金	△89,647
(その他利益剰余金(うち当期純損失))	(14,486)
合計	44,919

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一千四百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十三日

宮城県登米市中田町石森字小倉265番地  
アサヒ株式会社

代表取締役 小林 智弘

## 第2期決算公告

令和7年5月13日

福岡県久留米市山川安居野三丁目9番1号

筑邦トゥルーバーフーム株式会社

代表取締役 小野 隆一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
流動資産	50,119
固定資産	50,119
合計	7,784
負純資産及のび部	45,000
流動負債	△2,665
固定負債	1,000
資本剰余金	△3,665
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△3,665
合計	50,119

## 第66期決算公告

令和7年5月13日

名古屋市中区新栄一丁目2番8号  
株式会社C B C コミュニケーションズ

代表取締役 佐々部 浩

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
資の産部	
流動資産	673,329
固定資産	47,234
合計	720,563
負純資産及のび部	
流動負債	407,891
固定負債	17,656
資本主	295,015
資本	30,000
剰余金	265,015
利益剰余金	6,763
利益準備金	258,252
(その他利益剰余金(うち当期純利益))	(23,219)
合計	720,563

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

主力発生日は令和7年6月18日であり、株主総会の決議は、令和7年6月17日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月十三日  
名古屋市中区新栄一丁目二番八号  
株式会社C B C コミュニケーションズ

代表取締役 佐々部 浩

## 第21期決算公告

2025年5月13日

鹿児島市泉町3番3号

九州会計サービス株式会社

代表取締役 林田 達

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科目	金額
流動資産	121,511
固定資産	2,339
合計	123,850
負純資産及のび部	
流動負債	7,655
固定負債	556
資本主	115,638
資本	20,000
剰余金	95,638
利益準備金	5,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	90,638
(うち当期純利益)	(13,350)
合計	123,850

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第17期決算公告 令和7年5月13日  
東京都千代田区大手町一丁目4番2号  
SAP-Japan株式会社  
代表取締役 成田 鉄平

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	19,411
	固定資産	1,677,565
	合計	1,696,976
負純 資 産 及 の び部	流动負債	952
	固定負債	753,321
	株主資本	942,701
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	1,810,000
	資本利益剰余金	1,810,000
	その他利益剰余金	△877,298
	(うち当期純損失)	△877,298
	合計	(12,505)
		1,696,976

## 第34期決算公告

令和7年5月13日  
大阪市生野区巽中一丁目11番27号  
福森硝子工業株式会社  
代表取締役 福森 節雄

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	14,852
	固定資産	4,600
	合計	19,453
負純 資 産 及 の び部	流动負債	10,870
	固定負債	12,900
	株主資本	△ 4,317
	資本剰余金	12,000
	資本準備金	16,317
	資本利益剰余金	980
	その他利益剰余金	△ 17,297
	(うち当期純損失)	(4,196)
	合計	19,453

## 第11期決算公告

令和7年5月13日  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
東京共同会計事務所内

丸の内建物株式会社  
代表取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	827,480
	合計	827,480
負純 資 産 及 の び部	流动負債	84,833
	固定負債	742,261
	株主資本	386
	資本剰余金	100
	資本準備金	286
	その他利益剰余金	286
	(うち当期純利益)	(8)
	合計	827,480

## 第5期決算公告

令和7年5月13日  
島根県益田市久城町1121番地94  
株式会社エムズ

代表取締役 寺戸 昭夫  
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	7,613
	固定資産	141,090
	合計	148,703
負純 資 産 及 の び部	流动負債	10,603
	固定負債	136,965
	株主資本	1,135
	資本剰余金	1,000
	資本利益剰余金	135
	その他利益剰余金	135
	(うち当期純利益)	(112)
	合計	148,703

第19期決算公告 2025年5月13日  
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号  
株式会社ローン・スター・ジャパン・アライジッシュンズ  
代表取締役 松永 光生

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	2,587
	固定資産	120
	資産合計	2,707
負純 資 産 及 の び部	流动負債	5,555
	固定負債	462
	退職給付引当金	437
	株主資本	△3,309
	資本剰余金	10
	資本利益剰余金	△3,319
	その他利益剰余金	△3,319
	(うち当期純利益)	(100)
	負債・純資産合計	2,707

第1期決算公告 令和7年5月13日  
広島市中区大手町二丁目8番4号  
FLYING SOUTH GROUP株式会社  
代表取締役 中山 文宣

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	9,691
	固定資産	2,269,542
	合計	2,279,233
負純 資 産 及 の び部	流动負債	10,201
	固定負債	13,976
	株主資本	2,255,056
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	2,245,616
	資本利益剰余金	2,245,616
	その他資本剰余金	△ 559
	その他利益剰余金	△ 559
	(うち当期純損失)	(559)
	合計	2,279,233

## 第10期決算公告

令和7年5月13日  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
ENGAWA株式会社  
代表取締役 牛山 隆信

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	529,920
	固定資産	7,778
	資産合計	537,698
負純 資 産 及 の び部	流动負債	509,476
	固定負債	28,222
	株主資本	99,900
	資本剰余金	△71,677
	資本利益剰余金	△71,677
	(うち当期純利益)	(91,479)
	負債・純資産合計	537,698

## 第6期決算公告

令和7年5月13日  
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
プライムワン特定目的会社  
取締役 粟国 正樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債・純資産の部
科	目
資の 産部	流動負債
	固定負債
	合計
負純 資 産 及 の び部	社員資本
	特定資本
	優先資本
	剰余金
	当期末処理損失
	純資産合計
資産合計	8,886,834
	100
	9,600,000
	△713,265
	713,265
	8,886,834
負債・純資産合計	23,650,430
	負債・純資産合計

損益計算書の要旨  
(自令和6年1月1日)  
(至令和6年12月31日)

科	目	金額
営業収益	707,050	
営業費用	902,647	
営業外収益	195,596	
営業外費用	114	
常勤従業員給与	195,481	
常勤従業員賞与	195,481	
税引前当期純損失	1,210	
法人税	1,210	
事業税	196,691	
当期純損失	516,574	
当期繰越損失	713,265	
当期未処理損失	713,265	

## 第5期決算公告

令和7年5月13日

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
プライムツー特定目的会社

取締役 粟国 正樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	18,836,704	流动負債	558,244
その他の資産の部	2,217,504	固定負債	13,053,527
流动資産	2,145,824	負債合計	13,611,771
固定資産	71,680		
資産合計	21,054,209	負債・純資産合計	21,054,209

損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日)

科目	金額
営業収益	793,032
営業費用	857,286
営業損失	64,254
営業外収益	7,801
営業外損失	56,452
税引前当期純損失	56,452
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	57,662
前期繰越損失	0
当期未処理損失	57,662
純資産合計	7,442,437
資産合計	21,054,209
負債・純資産合計	21,054,209

第72期決算公告 令和7年5月13日  
東京都千代田区岩本町1丁目8番10号  
日本通商株式会社  
代表取締役 上田 勝  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	8,158
流動資産	1,423
固定資産	
資産合計	9,582
負純資産	3,793
資本	8
資本主	5,779
資本	100
資本余金	1
資本利益	5,796
資本利益	25
資本利益	5,771
資本利益	(333)
自己株式	△117
負債・純資産合計	9,582

## 第4期決算公告

令和7年5月13日

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
プライムスリー特定目的会社

取締役 粟国 正樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	35,715,952	流动負債	864,083
その他の資産の部	2,249,585	固定負債	24,545,802
流动資産	2,039,851	負債合計	25,409,886
固定資産	209,733		
資産合計	37,965,537	負債・純資産合計	37,965,537

損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日)

科目	金額
営業収益	3,132,764
営業費用	3,663,643
営業損失	530,879
営業外収益	2,007
営業外損失	528,872
税引前当期純損失	528,872
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	530,082
前期繰越損失	914,365
当期未処理損失	1,444,448
純資産合計	12,555,651
資産合計	37,965,537
負債・純資産合計	37,965,537

第12期決算公告 令和7年4月30日  
東京都千代田区神田美土代町1番地  
ファイナンシャル・ジャパン株式会社  
代表取締役 池田 剛  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	1,976,544
流動資産	164,584
固定資産	
資産合計	2,141,128
負純資産	1,708,755
資本	(賞与引当金)
資本主	(36,239)
資本	0
資本	432,372
資本	30,000
資本	27,000
資本	27,000
資本	375,372
資本	375,372
資本	(79,234)
負債・純資産合計	2,141,128

## 第4期決算公告

令和7年5月13日

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

プライムフォー特定目的会社

取締役 粟国 正樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	9,514,204	流动負債	228,155
その他の資産の部	603,555	固定負債	6,196,860
流动資産	538,755	負債合計	6,425,015
固定資産	64,800		
資産合計	10,117,760	負債・純資産合計	10,117,760

損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日)

科目	金額
営業収益	289,403
営業費用	402,727
営業損失	113,323
営業外収益	21
営業外損失	113,302
税引前当期純損失	113,302
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	114,252
前期繰越損失	193,103
当期未処理損失	307,355
純資産合計	3,692,744
資産合計	10,117,760
負債・純資産合計	10,117,760

## 第31期決算公告

令和7年5月13日

東京都品川区西五反田二丁目15番7号

株式会社セントラルフーズ

代表取締役社長 鎌田 晶裕

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	1,816
流動資産	3,213
固定資産	
資産合計	5,030
負純資産	4,411
資本	876
資本主	△257
資本	100
資本	427
資本	△785
資本	△785
資本	(307)
合計	5,030

## 第85期決算公告

令和7年5月13日

東京都港区元赤坂一丁目5番27号

佐藤製薬株式会社

代表取締役 佐藤 誠一

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	57,372	流动負債	11,257
固定資産	62,617	固定負債	10,895
資本		資本	96,669
資本		資本	2,000
資本		資本	897
資本		資本	897
資本		資本	96,680
資本		資本	75
資本		資本	96,605
資本		資本	△2,908
評価・換算差額等		評価・換算差額等	1,167
その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	1,167
資産合計	119,990	負債・純資産合計	119,990

損益計算書の要旨  
(自 令和5年8月1日)  
(至 令和6年7月31日)

科目	金額
売上高	49,945
原価	21,286
総利益	28,658
販売費及び一般管理費	24,675
営業収益	3,983
営業費用	330
営業外費用	235
営業外収益	4,079
営業外費用	178
営業外損失	3,900
税引前当期純利益	1,157
法人税、住民税及び事業税	△28
当期純利益	2,772

第3期決算公告 令和7年5月13日  
東京都港区南青山5丁目7番17号9F

株式会社マナマナ

代表取締役 新見 佳典

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	671,784
流動資産	2,248,544
固定資産	
資産合計	2,920,329
負純資産	219,165
資本	1,012,889
資本主	1,688,274
資本	30,000
資本	1,576,800
資本	803,350
資本	773,450
資本	81,474
資本	81,474
資本	(71,701)
合計	2,920,329





## 第22期決算公告

令和7年3月28日 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
ランクセス株式会社  
代表取締役 米津潤一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	4,814,435	流动負債	1,857,116
固定資産	4,124,015	固定負債	342,085
		負債合計	2,199,202
		株主資本	6,739,249
		資本金	400,000
		資本剰余金	1,139,624
		資本準備金	1,139,624
		利益剰余金	5,199,624
		その他利益剰余金	5,199,624
		(うち当期純利益)	(576,159)
		純資産合計	6,739,249
資産合計	8,938,451	負債・純資産合計	8,938,451

## 第26期決算公告

令和7年3月28日 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
ランクセス・ソリューションズ・ジャパン株式会社  
代表取締役 米津潤一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	1,155,939	流动負債	383,696
固定資産	0	固定負債	0
繰延資産	0	負債合計	383,696
		株主資本	772,243
		資本金	10,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	762,243
		その他利益剰余金	762,243
		(うち当期純利益)	(70,774)
		純資産合計	772,243
資産合計	1,155,939	負債・純資産合計	1,155,939

## 第19期決算公告

2025年5月13日 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号  
ハドソン・ジャパン株式会社  
代表取締役 鎌木政俊

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	3,400	流动負債	1,136
固定資産	351	固定負債	671
		退職給付引当金	535
		その他の債務	135
		株主資本	1,944
		資本金	100
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	1,819
		その他利益剰余金	1,819
		(うち当期純利益)	(945)
資産合計	3,751	負債・純資産合計	3,751

## 第26期決算公告

令和7年5月13日 東京都千代田区内神田一丁目16番8号  
ワッカーケミカルズイーストアジア株式会社

代表取締役 神保丞

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	34,981	流动負債	9,141
固定資産	17,378	固定負債	22,448
		負債合計	31,590
		株主資本	20,770
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,770
		資本準備金	2,500
		利益剰余金	8,270
		その他利益剰余金	(6,040)
		純資産合計	20,770
		負債・純資産合計	52,360

## 赤い羽根共同募金運動結果



令和6年度赤い羽根共同募金運動の結果を社会福祉法第120条第1項の規定に基づき公告します。ご協力ありがとうございました。

令和7年5月13日 静岡市葵区駿府町1番70号  
社会福祉法人静岡県共同募金会 会長 柴田久

- 実施期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日
- 実施区域 静岡県内全域
- 募金の総額

募金総額	
一般募金	319,440,376円
地域歳末たすけあい募金	169,306,246円
NHK歳末たすけあい	15,797,311円
計	504,543,933円

- 配分(助成)を受けた者の氏名又は名称及び配分(助成)をした額

助成を受けた者		箇所数	金額
市町社会福祉協議会	36	158,010,036円	
社会福祉団体(広域事業)	18	26,770,000円	
社会福祉施設(機器整備等)	80	52,208,270円	
障害者就労支援団体	2	8,000,000円	
課題解決プロジェクト募金 参加団体	9	6,802,271円	
地域歳末たすけあい助成	34	137,778,848円	
NHK歳末たすけあい助成	67	19,989,000円	
計	246	409,558,425円	

- 災害等準備金

区分	金額
新たに積み立てた額	14,680,000円
現在高	43,980,000円

## 第32期決算公告

令和7年5月13日

東京都中野区中野四丁目10番2号

ボストン・サイエンティフィックジャパン株式会社

代表取締役 森川智之

## 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	42,276	流动負債	21,597
固定資産	10,508	賞与引当金	692
		製品保証引当金	573
		その他の固定負債	20,332
		役員退職慰労引当金	809
		その他の負債	13
		評価・換算差額等	796
		その他有価証券評価差額金	—
		負債合計	22,407
		株主資本	30,333
		資本金	650
		資本剰余金	161
		資本準備金	161
		利益剰余金	29,522
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	29,521
		評価・換算差額等	43
		その他有価証券評価差額金	43
		純資産合計	30,377
		負債・純資産合計	52,784

## 損益計算書の要旨

(自令和6年1月1日) (至令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	107,755	経常利益	5,624
売上原価	73,449	税引前当期純利益	5,624
売上総利益	34,305	法人税・住民税及び事業税	1,901
販売費及び一般管理費	28,541	法人税等調整額	△317
営業利益	5,763	当期純利益	4,041
営業外収益	162		
営業外費用	301		



## 第8期決算公告 令和7年5月13日

名古屋市千種区千種一丁目15番1号

## 関東通商株式会社

代表取締役 谷川 悠

## 貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,190
	固定資産	7,053
	合計	8,243
負純 資産 及の び部	流動負債	275
	株主資本金	7,968
	資本剰余金	10,000
	△2,031	
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△2,031 (131,648)
	合計	8,243

## 第4期決算公告

令和7年5月13日 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

## 写真特定目的会社

取締役 郑 武壽

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科	目	科	目
特	定資産	流動負債	50,782
流	動資産	固定負債	—
固	定資産	負債合計	50,782
そ	他の資産	社員資本金	2,217,685
の	流動資産	特優先資本金	100
他	資産	当期未処分利益	1,360,000
の	流動資産	評価・換算差額等	857,585
他	資産	純資産合計	2,217,685
の	流動資産	負債・純資産合計	2,217,685
他	資産	資産合計	2,268,467
の	流動資産	負債・純資産合計	2,268,467

損益計算書の要旨  
(自令和6年1月1日  
至令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科	目	金額
営業業外収益	営業収益	5,765,962
営業業外費用	営業費用	4,762,583
営業業外収益	営業費用	1,003,379
営業業外収益	営業費用	722
営業業外収益	営業費用	35,133
営業業外収益	営業費用	968,968
営業業外収益	営業費用	968,968
税引前当期純利益	税引前当期純利益	2,627
法人税、住民税及び 事業税	法人税、住民税及び 事業税	966,341
当期純利益	当期純利益	108,755
当期未処分利益	当期未処分利益	857,585

## 第2期決算公告 令和7年5月13日

富山県富山市黒瀬北町二丁目13番地1  
イムズビル4F

## 株式会社G&amp;Gホールディングス

代表取締役 宮城 大季

## 貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	325,090,757
	固定資産	1,450,753,861
	合計	1,775,844,618
負純 資産 及の び部	流動負債	964,238,657
	(賞与引当金)	(13,423,200)
	固定負債	1,000,000,000
	株主資本金	△188,394,039
	資本剰余金	212,000,000
	利益剰余金	165,000,000
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△565,394,039 △565,394,039 (53,351,067)
	合計	1,775,844,618

## 第20期決算公告 令和7年5月13日

新潟県十日町市中屋敷581番地

## 株式会社千手

代表取締役 横間 英樹

## 貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	95,806
	固定資産	223,569
	合計	320,748
負純 資産 及の び部	流動負債	29,446
	固定負債	122,574
	株主資本金	168,728
	資本剰余金	56,270
	利益剰余金	112,458
	利益準備金	2,282
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	110,176 (41,094)
	合計	320,748

## 第15期決算公告

令和7年5月13日

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番13号

## LG Japan Lab株式会社

代表取締役 吳 彰浩

貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1,119
	固定資産	2,902
	合計	4,022
負純 資産 及の び部	流動負債	1,106
	固定負債	840
	株主資本金	2,074
	資本剰余金	300
	利益剰余金	1,774
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,774 (154)
	合計	4,022

## 甲の貸借対照表の要旨

甲の損益計算書の要旨  
(自令和5年10月1日  
至令和6年9月30日)  
(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部	
科	目	金額
流動資産	流動負債	3,097
固定資産	引当金	22
	負債合計	33,585
	資本金	28,531
	本益剰余金	60
	利益準備金	28,471
	その他利益剰余金	15
	評価・換算差額等	28,456
	その他有価証券評価差額金	877
	純資産合計	877
資産合計	負債・純資産合計	66,093

甲の損益計算書の要旨  
(自令和5年10月1日  
至令和6年9月30日)  
(単位:百万円)

科	目	金額
売上高	売上原価	44,956
売上高	総利益	41,798
売上高	一般管理費及び販売費	3,157
業外収益	業外費用	991
営業収益	営業費用	2,166
営業収益	営業費用	265
営業収益	営業費用	238
営業収益	営業費用	2,192
営業収益	営業費用	2,210
営業収益	営業費用	179
特別損失	特別利益	4,224
税引前当期純利益	税引前当期純利益	1
法人税、住民税及び 事業税	法人税、住民税及び 事業税	4,222

## 第18期決算公告

令和7年5月13日

京都市伏見区竹田中川原町366番地

## 株式会社セイレン

代表取締役 松原 基浩

## 貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,846
	固定資産	1,726,197
	合計	1,730,043
負純 資産 及の び部	流動負債	70
	固定負債	2,017,000
	資本金	△287,026
	本益剰余金	1,000
	評価・換算差額等	△288,026
	その他有価証券評価差額金	△288,026
	合計	(38,389)
	合計	1,730,043

## 第9期決算公告

令和7年5月13日

京都市伏見区竹田桶ノ井町150番地

## 竹田駅前ビル3階

## 京阪エステート開発株式会社

代表取締役 松原 基浩

## 貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	25,371
	合計	25,371
負純 資産 及の び部	流動負債	70
	固定負債	40,000
	資本金	△14,698
	本益剰余金	10,000
	評価・換算差額等	△24,698
	その他有価証券評価差額金	△24,698
	合計	(1,122)
	合計	25,371

合併  
公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告

で

